

令和 2 年特（わ） 1573 号

罪 名 公職選挙法違反

被告人 河 井 克 行

弁 論 要 旨

令和 3 年 5 月 18 日

東京地方裁判所

刑事第 4 部 御中

主任弁護人 名 取 俊 也

弁 護 人 田 代 政 弘

弁 護 人 矢 野 隆 史

弁 護 人 徳 光 亮

弁 護 人 木 曾 誠 大

弁 護 人 神 尾 陽 一

弁 護 人 大 木 怜於奈

目次

第 1	事案の概要	1
第 2	被告人の主張の骨子	1
1	案里との共謀事案（第 1 の 1 関係）について	1
2	被告人による現金供与事案（第 1 の 2 及び 3 関係）について ...	2
第 3	本件起訴は公訴権を濫用したものであり、公訴棄却されるべき であること	2
1	公訴権の濫用について	3
2	捜査が関係者の証言・供述の信用性に与える影響について	9
第 4	本件に至る経緯等	12
1	被告人の政治家としての経歴等	12
2	広島県における政治情勢等	13
(1)	広島県における政治情勢	13
(2)	広島県における政治情勢に対する被告人の認識	13
3	案里の公認をめぐる状況等	15
(1)	自民党における公認の意義	15
(2)	自民党における公認のプロセス	16
(3)	本参議院選挙に関する自民党本部の方針	16
(4)	広島県連の方針	17
(5)	自民党本部による案里の公認決定	17
(6)	広島県連等の対応	18
第 5	広島県の政界における被告人の政治的立場等	20
1	広島県の政界における被告人の政治的な立場	20
2	県連会長就任を巡る状況等	22
(1)	県連会長の決定プロセスについて	22
(2)	被告人自身が県連会長就任に意欲を示したこと	23

(3)	慣例を無視した県連会長の選出がされたこと	24
3	その後の広島県の政界における被告人の政治的状況について ..	25
第6	本参議院選挙の公示日前の活動について	26
1	政治活動と選挙・選挙運動との関係について	26
2	本参議院選挙の公示日前の活動に関する関係者の証言・供述に ついて	28
3	党勢拡大活動について	33
(1)	党勢拡大活動の意義について	33
(2)	党勢拡大活動の具体的内容について	35
(3)	党勢拡大活動に対する誤った評価について	36
4	地盤培養活動について	41
(1)	地盤培養活動の意義について	41
(2)	地盤培養活動の具体的内容について	42
(3)	地盤培養活動に対する誤った評価について	44
5	広島県連が党勢拡大活動や地盤培養活動で果たす役割について	51
第7	本参議院選挙の選挙情勢に関する被告人の認識について	52
1	公認の遅れについて	52
2	案里の当選の見込みについて	54
(1)	案里の政治家としての資質を高く評価していたこと	54
(2)	広島には多くの保守票があったこと	55
(3)	案里には大きな基礎票があると考えていたこと	55
(4)	自民党本部が公認決定したこと	56
(5)	選挙情勢に関する被告人の発言について	57
3	県連の果たすべき機能を代行・補完する必要があると考えたこ とについて	58
4	被告人が溝手氏の票の切り崩しを意図したとされる点について	60

第 8	罪体に関する主張	63
1	案里との共謀の有無について（公訴事実第 1 関係）	63
	(1) 案里による現金供与について案里と意思を通じたことがない こと	63
	(2) 本参議院選挙に向けた活動における被告人の立場について ..	65
	(3) 名簿、リストについて	66
2	第七支部のスタッフ（脇雄吾、森脇健之及び野々部尚昭）に対 する供与の趣旨について	73
	(1) 総論	73
	(2) 脇について	80
	(3) 森脇について	84
	(4) 野々部について	90
3	渡辺典子に対する供与について	95
	(1) 被告人は、渡辺の政治活動を応援する気持ちから現金を供与 したものであること	95
	(2) 渡辺との関係について	95
	(3) 現金供与の状況について	96
	(4) 領収証の発行について	98
4	澤井淳子に対する供与の趣旨について	100
	(1) 被告人は、澤井淳子と親しくなっておきたいという考えなど から現金を供与したものであること	100
	(2) 検察官の主張が失当であること	102
5	白石六朗に対する供与の趣旨について	105
	(1) 被告人は、白石の党勢拡大活動等への謝礼や経費の補填のた めに現金を供与したものであること	105
	(2) 白石との関係について	106

(3) 白石がした活動と生じた費用について	107
(4) 白石の証言の信用性について	109
(5) 検察官の主張について	111
6 A 及び B に対する供与の有無について	112
(1) A に対する供与について	112
(2) B に対する供与について	118
7 沖井純に対する供与額について	121
(1) 被告人の認識について	121
(2) 沖井の証言について	122
8 山田賢次に対する供与額について	124
9 総括主宰者性について	125
(1) 総論	125
(2) 案里の選挙対策組織の特徴について	127
(3) 被告人の役割について	128
(4) 選挙事務所、連絡所の運営への関与について	130
(5) スタッフの採用について	131
(6) 案里の選挙運動の企画・実施への関与について	132
(7) スタッフへの指示、スタッフからの報告について	139
(8) 経理について	140
第9 情状	143
1 案里の当選を得ることが主たる目的ではなかったこと	143
(1) 案里の選挙戦に対する被告人の認識について	144
(2) 受供与者の現金の趣旨に関する証言・供述の信用性は極めて 低いこと	145
(3) 政治家に対する供与について	167
(4) 三矢会会員に対する供与について	185

(5) C及びDに対する供与について	193
(6) 山田に対する供与について	195
(7) 大口英夫に対する供与について	204
2 選挙結果に対する影響が認められないこと	205
3 大半の犯行を認め、反省していること	207
4 政治家として社会に貢献してきたこと	209
5 長期間の身柄拘束を受けたこと	210
6 議員辞職し、社会的制裁を受けていること	211
7 再犯のおそれがないこと	211
8 贖罪寄附をしたこと	212
9 社会における活躍が期待されていること	213
10 検察官の主張について	213
第10 結語	215

第1 事案の概要

本件は、令和元年7月21日施行の第25回参議院議員通常選挙(以下「本参議院選挙」という。)に関し、広島県選出議員選挙の立候補者として届け出た河井案里(以下「案里」という。)の当選を得しめる目的をもって

- 1 被告人が、案里と共謀の上、立候補の届出前である平成31年3月30日頃から令和元年6月16日頃までの間、岡崎哲夫ほか4名に対し、案里への投票及び投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、その報酬として、前後5回にわたり、現金合計170万円を供与するとともに、立候補届出前の選挙運動をした
- 2 被告人が、立候補の届出前である平成31年3月下旬頃から令和元年7月3日頃までの間、海德裕志ほか94名に対し、案里への投票及び投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、その報酬として、前後112回にわたり、現金合計2436万6980円を供与するとともに、立候補届出前の選挙運動をした
- 3 被告人が、立候補の届出後である同月4日頃から同年8月1日頃までの間、Dほか7名に対し、案里への投票及び投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、その報酬として、前後11回にわたり、現金合計295万470円を供与した

とされる事案である。

第2 被告人の主張の骨子

- 1 案里との共謀事案(第1の1関係)について

被告人が岡崎哲夫ほか4名に対する現金の供与について案里と共謀した事実はない。被告人が胡子雅信に対して現金を供与した公訴事実については認めるが、その余の共謀事案については、無

罪を主張する。

2 被告人による現金供与事案（第1の2及び3関係）について

(1) 被告人による現金供与事案のうち、脇雄吾に対するもの（別表2-1の番号30及び番号112）、渡辺典子に対するもの（別表2-1の番号59）、森脇健之に対するもの（別表2-1の番号81及び番号107、別表2-2の番号8及び番号11）、澤井淳子に対するもの（別表2-1の番号87）、野々部尚昭に対するもの（別表2-1の番号92及び番号105、別表2-2の番号7及び番号10）、白石六朗に対するもの（別表2-1の番号80、別表2-2の番号4）については、案里に当選を得しめる目的で供与したのではなく、無罪を主張する。同人らに関する事前運動罪についても無罪である。

(4) 被告人による現金供与事案のうち、Aに対するもの（別表2-1の番号11）及びBに対するもの（別表2-1の番号23）については、同人らに対して現金を供与したのではなく、無罪を主張する。同人らに関する事前運動罪についても無罪である。

(3) 被告人による現金供与事案のうち、沖井純に対するもの（別表2-1の番号24）及び山田賢次に対するもの（別表2-1の番号60及び番号111に関する主位的訴因）については、供与した現金の金額が異なる。

(4) 被告人による現金供与事案のうち、その余の公訴事実については認めるが、それぞれに現金を供与した理由があり、案里に当選を得しめる目的は主たる目的ではなかった。

第3 本件起訴は公訴権を濫用したものであり、公訴棄却されるべき

であること

1 公訴権の濫用について

本件は、いわゆる投票買収事案であるところ、検察官は、現金を供与した買収者として被告人及び案里を起訴しながら、現金を受領した被買収者については、その地位、受供与金額、受供与回数に関わらず一人も起訴していない。そもそも、買収罪と被買収罪は対向犯の関係にあり、令和2年7月に被告人を買収罪で起訴している以上、検察官としては、受供与者の被買収罪についても十分訴追するだけの要件・証拠が揃っていると考えているはずである。それにもかかわらず、受供与者を誰一人として起訴していないことは著しく公平・公正を欠く裁量権の行使であるし、それによって法が求める受供与者からの不法な利益の剥奪が実現されておらず、被告人と比して明らかに不当な取扱いとなっている。特に、地方議員、首長という公職にありながら、違法な買収であると認識した上で200万円ないし10万円という多額の現金を受領したことを認めている受供与者についても誰一人として起訴されていないが、このような処理がこれまでの同種事例の処理例に照らしても著しく均衡を欠くことは明らかである。

また、受供与者の証人尋問の結果によれば、これまで誰一人として不起訴処分もされていないことが認められるところ、これは、告発の受理・不受理すら明確にせずあえて被買収者を処分が保留されたままの地位に置くことで検察にとって有利な証言を得ようとしていることが明らかである。すなわち、受供与者について不起訴処分にすれば、受供与者についても厳正な処分を求めて検察審査会への申立てがなされ、検察審査会によって厳正な審査がなされることも予想されるが、その場合には、自己の刑事責任を否

定するために、検察官が意図する供述を覆す者が出てくることを考えられるところであり、このような事態を当面回避することを考えてのものと言わざるを得ないのであり、極めて姑息な対応であると指摘せざるを得ない。

それが故のことと思われるが、後に述べるとおり、録音録画等に関する証人尋問で明らかとなった取調べ担当検察官の言動はおよそ公益の代表者とは言えず、受供与者に検察官の意に沿う供述をさせようと苦心するあまりの卑屈な態度が明らかとなっている。

そのような状況下で、受供与者である県議、市議及び首長（以下総称して「地方議員ら」ということがある。）が公判廷に出廷し、大半の者が公職にとどまったままの状態で、「被告人から供与された現金が案里の投票及び投票取りまとめの報酬であり、違法なものと認識していた。」「受取を断ろうとしたが、国会議員である被告人との関係を考えて断れなかった。」などと口をそろえて証言する様は異様極まりないものであった。

検察官がこのような異例の捜査処理を行なったのは、受供与者について公訴提起することとした場合、あるいは、不起訴処分について検察審査会に申立てがされた場合、現金の趣旨について検察官の意に沿う内容の供述が受供与者から得られなくなると危惧したからと考えざるを得ず、言わば、「片手に起訴という鞭を、片手に不起訴という飴を持ち、供述内容によってはそのいずれかを選ぶ」という姿勢を示すことによって、供与された現金の趣旨について、投票及び投票取りまとめに対する報酬である旨の供述を得、その供述を公判廷でも維持させようとした疑いが極めて強いものであり、このような訴訟遂行は、検察の本旨とする厳正公平の欠片すら認められないものである。議員辞職の意思について問

われた地方議員の多くが、「出処進退については、司法の判断に従う。」として、その実質は、起訴・不起訴を決する権限を有する検察官の意向をうかがいながら証人尋問に臨んでいることから、このような検察官の姑息な意図が証言にも大きく影響を及ぼしていることは明らかである。

本件では、このような異常な捜査処理を想定してのことか、受供与者の取調べ状況について全過程の録音録画は実施されず、ほとんど全ての者について、供述調書を作成し終えた後に、いわゆるレビュー方式によってごく短時間の録音録画が実施されているのみであることから、取調べの過程で受供与者とされている者についてどのような供述経過をたどったか、また、検察官によっていかなる利益誘導がなされたかは、必ずしも明らかではない。しかし、例えば、平本徹については、公判廷において、取調べ時の検察官の発言に関して、「当時、お金を現金書留で返せばよかったのにと平光検事さんから言われました。私の名前で、平本の名前で返したって受け取ってくれるわけがないと私が申しましたところ、第三者の名前、弁護士の名前でも返せるのにねとおっしゃられたので、はっと思って、そういうやり方があるのに気が付いて、翌日、私は行動を起こしました。」、「当初は、全てを検事さんにお話しした後、マスコミに話をしなきゃいけないと私が言いました。すると、検事さんは、捜査の影響があるので全てノーコメントで通してくださいと言われました。私が、ノーコメントでは無理ですと、直接的ではないにしろ金銭の授受はあったと言わないとうそをついたことになりますと申しあげましたところ、あなたは直接受け取っていない、お金も返したんだから、金銭の授受はないと言ってもうそにはなりませんと説得をされました。ですか

ら、授受はないということを言いました。」と証言した（第32回公判における同人の証人尋問調書29頁以下）。また、胡子雅信（以下「胡子」という。）については、「このたびの件で受け取ってしまったことを深く反省するとともに、この問題について逃げ隠れもしない、しっかりと向き合っていきたいというふうに思っています。」と述べたことに対して、検察官が、「そういう姿勢の胡子さんを信じていますので、本当に頑張ってほしいなと思っています。」とまで述べた状況が明らかになっている（第33回公判における同人の証人尋問調書23頁以下参照）。さらに、海徳裕志（以下「海徳」という。）については、検察官が、「あなたのことはまあ、アドバイスもあげるし、守れることは守るんで、正直にしてください。」と発言した状況が明らかになっている（第33回公判における同人の証人尋問調書37頁参照）。

これらの検察官の取調べ時の発言は、受供与の被疑者として取り調べている相手に対するものとしては到底考えられないほど卑屈であって異常なものであるし、特に、平本徹に対する検察官の発言などは、公職にある者に対して、報道機関を通じて有権者に虚偽の説明をすることを促している点においても、公益の代表者たる検察官の職責に悖るものであって、看過できるものではない。明らかとなっているものだけでも、このように検察官が異常な対応をしているのは、受供与者から検察の意に沿う供述を獲得するために受供与者の機嫌を伺う態度をもって、本件の捜査が行われたことの表れとしか言いようがないものである。

また、捜査段階で被告人から供与された現金の趣旨が投票買収にあることを否認した渡辺典子（以下「渡辺」という。）は、捜査段階の検察官の発言について、「家宅に入られたときは、この家で

出てこなかったら家族の家にも入らないといけないと言われました。あとは、このままだと、あなたは、本当のことを言っても言わなくても、もうもらった人なんだよというようなことを言われました。」と証言し（第 46 回公判における同人の証人尋問調書 38 頁）、検察官の同言動を脅迫と認識している。また、「あなたのためには、もらったと言った方がいいよというようなことはあったと思います。」と証言したが（同証人尋問調書 39 頁）、その意味については、「検察官の方に不起訴にできるとかそういった権限があるとは私は思っていなかったもので、そんなことできるとは思わなかったもので、うそをつかれていたんだなと思っていました。」と説明している。この渡辺の認識は、要するに、検察官の意に沿う供述をすれば、渡辺については不問に付すると伝えられたとする認識の裏返しであり、取調べ時の検察官の言動が受供与者をしてそのような認識を抱かせる素地となっていることが明らかである。

さらに、佐藤一直（以下「佐藤」という。）は、取調べ時の状況について、「最初から、ずっと私は、もらったときは違法の認識はなかったということを最初から言っていたんですが、そこはずうっと聞いてもらえなくて」と証言し、さらに、「当時からそう思いましたし、今でもそう思ってますし、本当に僕がそんなに組織があるわけではないので、当時の検察官の方とも、なんで渡してきたんだろうねえと言って、一緒に不思議がってて、じゃあ、そういう周りの票じゃなくて、あなたの 1 票を入れてもらおうと思って渡したんじゃないのというふうなことも言われたので、いや、まさかそういうことはないんじゃないですかというふうなことを言いました。」と証言している（第 57 回公判における同人の証人尋問調書 41 頁）。このやり取りからは、被告人が供与した現金につい

て、検察官が案里への投票及び投票の取りまとめに対する報酬であると決めつけ、それに疑問を呈されるや、佐藤自身の投票のみに限定してでも買収の趣旨を認めさせようと、非常識極まりない誘導ないし示唆をしていることがうかがわれるのであって、虚心坦懐に事実を認定しようとする姿勢を欠いた取調べであるという指摘をせざるを得ない（このような検察官の姿勢は、取調べにおいて、被告人から供与された現金が陣中見舞いであると認識していた旨の供述をしたことに対して、執拗に買収の趣旨を認めさせようとしたという木山徳和（以下「木山」という。）の証言からも認められるところである。）。

このような利益誘導による捜査手法は、従来から違法なものとしてされ、検察実務においては厳に戒められてきたものであるところ、協議・合意制度が法定され、対象犯罪から公職選挙法違反の罪が除外された現在では、いわゆる「裏取引」として極めて違法性の高い捜査手法であるし、協議・合意制度が弁護人の必要的関与や協議・合意書面の裁判での取調べの義務化など厳格な手続を法定して、「他人の犯罪」に関する供述の信用性を制度的に担保しようとした趣旨を完全に没却することになるのであり、そこには、裁判所による供述の信用性に対する慎重な吟味を潜脱し、あるいは、国民の目線に立った処分の適否に対する判断を回避しようとする検察の意図が明らかにうかがえる。

判例は、公訴権の濫用を認める前提となる捜査の違法について、「制度の趣旨が失われる程度」の「極めて重大な職務違反」があるかを問題とするが（最判昭和44年12月5日刑集23巻12号1583頁等）、本件捜査は、被告人を何としてでも大規模な買収罪によって起訴するという意図の下、協議・合意制度の趣旨を失わ

せる取調べによって被告人に不利な供述証拠を作り上げ、積み重ねたものであり、厳正公平を旨とすべき検察官に「極めて重大な職務違反」が認められ、捜査に重大な違法があることは明らかであり、その上でなされた公訴提起は、同種事例の処理例に照らしても著しく均衡を欠き、憲法 14 条に違反する差別的な訴追といふべきであって、検察官に訴追裁量が認められるとしても、それを大きく逸脱したものであり、公訴権の濫用として公訴棄却されるべきである。

2 捜査が関係者の証言・供述の信用性に与える影響について

仮に、公訴棄却の主張が認められないとしても、当公判廷における受供与者の証言については、これまでの実例及び検察実務に照らせば明らかに起訴されるべきであるのに、検察の意に沿う証言をする限りにおいてはそれが不問に付されるという利益が与えられ続けている限り、その影響が及んでいると評価すべきであるし、受供与者を取り調べた検察官がわざわざ公判に立会して尋問を行うことにより、捜査段階の供述を維持させようとする検察官の意図が明白となっているのであるから、裁判所におかれては、その信用性について慎重に吟味されることを切望する。

検察官は、論告において、各受供与者の証言・供述が、自らが犯した被買収罪という犯罪行為を全面的に認める証言・供述であり（議員としての職を失うことにもつながりかねない）自己に極めて不利益な内容であること、あえて自らの犯罪行為を認める虚偽証言・供述を行ってまで被告人（及び案里）を罪に陥れようとする理由や動機はないことを根拠として、受供与者の証言・供述が信用できるとする主張を再三にわたって繰り返している。

しかしながら、起訴・不起訴を決する権限を独占する検察官自らが前例に照らしても明らかに異例な、受供与者を一律に起訴しない、あるいは何らの処分もしないという著しく正義に悖る事件処理をしておきながら、あたかも起訴の可能性があるかのような論理を展開すること自体、著しい不正義であり、欺瞞的である。このような論理を展開し、受供与者の証言・供述の信用性を声高に主張したいのであれば、前例に従い、受供与者についても被買収罪によって適切に起訴した上で、それでも証言・供述が維持されていることを前提とするのが本来の姿勢である。

以上の点からすれば、受供与者が検察官の意に沿う供述をする限りにおいては、起訴されることはないという、いわゆる「裏取引」がされたことは十分に推認されるし、仮に、明示的に「裏取引」がされたとは認められない場合であっても、検察官の利益誘導をうかがわせる言動や実際に受供与者を誰一人として起訴していないという事実から、検察官の意に沿う供述をする限り起訴されることはないことと受供与者が期待していることは容易に推認できるところであり、本件においては、地方議員ら、第七支部のスタッフ、後援会会員といった立場の違いにかかわらず、受供与者が被買収罪によって起訴されないために、検察官の意に沿う供述、すなわち、被告人に不利益な内容の供述に及ぶおそれは大いに認められるのである。現に、佐藤は、公判廷において、「実は、この証人尋問をするに当たっての、テスト言うんですか、やり取りの中で、1回だけ、やっぱり、当時、認識としては違法ではなかったということを伝えたんですけれども、それはすごく、それはおかしいんじゃないか、供述と違うだろうというふうなことで、今頃になって自己保身に走るのかって言われちゃったんで、私自身はむしろ自己保身だったのは調

書の方で、今は報道等でも、認めれば処分見送りになるみたいな報道がある中で、このまま認めたような調書のままの発言をしたほうが自分のためになるんじゃないかなという甘い思いもある中での葛藤で、もうほんとに、ここに来るまでどうしようかと思いましたが、やっぱり先ほど真実を述べるという宣誓をしたので、ほんとに、最初から言っていることをここで伝えなければいけないなと思って、今こうして発言しています。」と、検察が受供与者を起訴しないという対応を強く意識して、自己の供述内容について葛藤している心情を赤裸々に証言しているのであって（第 57 回公判における同人の証人尋問調書 37 頁以下）、検察官の主張がいかにか欺瞞的であるかは明らかとなっている。

この虚偽供述の危険性は、協議・合意制度の立法過程においても散々議論がなされたものであり、検察官ともあろうものが、そのような虚偽供述のおそれに目を背けようとする事自体、実に嘆かわしいものである。

そもそも、本件のような事案においては、供述経過等を客観的に詳らかにして、利益誘導等が一切行われていないことを積極的に明らかにすべきであるにもかかわらず、前述のとおり、全過程の録音録画を実施せずに、供述調書作成後にごく短時間の録音録画を実施したにすぎず、また、取調べ回数や取調べ時間を一切明らかにしないことにも、捜査過程に対する検察官のやましさが見て取れるところであり、そのような偏頗な捜査によって得られた供述は信用性を欠くものである

被告人が供与した現金の趣旨に関する受供与者の供述は、被告人が現金を供与した目的とも関連し、重要な情状事実の認定にも影響すると思料することから、後に子細に検討することとする。

第4 本件に至る経緯等

1 被告人の政治家としての経歴等

被告人は、平成2年に自由民主党（以下「自民党」という。）に入党し、平成3年に広島県議会議員となった後、平成5年実施の衆議院議員総選挙に自民党の公認を受けて立候補したが、同選挙には落選した。なお、このときの被告人の公認についても、広島県連の頭越しに自民党本部が公認決定したが、そのことが、広島県連と被告人との関係に緊張関係を生じさせる発端となった。

その後、被告人は、自民党広島県第三選挙区支部（以下「第三選挙区支部」という。）の支部長に選任され、平成8年実施の衆議院議員総選挙に当選して衆議院議員となった。以来、平成11年実施の衆議院議員総選挙では落選したものの、平成15年実施の衆議院議員総選挙で当選し、以後、平成29年実施の衆議院議員総選挙で当選するまで連続して当選した（当選回数7回）。

被告人は、令和3年4月1日に衆議院議員を辞職した。

被告人は、平成16年に外務政務官、平成18年に自民党国防部長、平成19年に法務副大臣、平成24年に衆議院外務委員長、平成27年に内閣総理大臣補佐官、平成29年に自民党総裁外交特別補佐、令和元年に法務大臣の職を歴任した。

被告人は、一時期、自民党内における派閥の平成研に所属していたが、同派閥を抜けた後は、派閥に属さず議員活動を行っていた。

2 広島県における政治情勢等

(1) 広島県における政治情勢

広島県は、「保守王国広島」と呼ばれるように保守政党が強い土地柄であり、参議院選挙に関しては、平成 10 年以来の過去 21 年間、自民党にとって完全な無風状態、すなわち、自民党からの公認候補者を一人に絞ることによって、激しい選挙戦を行うことなく、確実に 1 議席を確保し続けていた。そして、直近 2 回の参議院選挙においては、選挙区定数 2 のところ、いずれも、自民党公認の候補者が野党（旧民主党系）候補者である二位当選者に大差をつけて当選していた（平成 25 年参議院選挙では、溝手顕正氏（以下「溝手氏」という。）が二位当選者の 3 倍近くの票を獲得し、平成 28 年参議院選挙では、宮澤洋一参議院議員（以下「宮澤参議院議員」又は「宮澤県連会長」という。）が二位当選者の 2 倍以上の票を獲得した。）。

広島県においては、過去 2 人の総理大臣を輩出し、現在は広島県第一選挙区選出の岸田文雄代議士（以下「岸田代議士」という。）が会長を務める宏池会が極めて有力な政治勢力となっており、広島県選出の国会議員のうち、無派閥の被告人を除いては、二人だけが他派閥というように、圧倒的多数が宏池会に所属している。

他方で、広島県政は、宏池会が主導する自民党会派、連合広島及び旧民主党系会派が同盟を結んでいるという、いわば「野合」状態にある。

(2) 広島県における政治情勢に対する被告人の認識

ア 自民党の支持基盤の脆弱化を危惧していたこと

被告人は、平成 10 年以降、過去 21 年間にわたり、参議院

議員選挙において、自民党が 1 議席、野党が 1 議席という、いわば「指定席」を確保するという完全な無風状態が続き、自民党に所属する県議・市議をはじめ、自民党員や支持者など関係者が皆、保守基盤の固いことに胡坐をかいた状態であることから、党員の掘り起こしや女性層・若年層等新たな支持層への働きかけが不十分なものとなり、いずれ、有権者の世代交代などが起こった際に、自民党の支持基盤が脆弱なものになってしまい、保守王国の崩壊とともに議席を失うことになってしまうのではないかという危惧感を強く抱いていた。

イ 複数候補の擁立が必要と考えていたこと

被告人は、参議院広島県選挙区に自民党の公認候補を複数擁立して新たな競争原理を導入することによって、複数の候補者が互いに切磋琢磨し様々な政策を訴えることになる結果、女性層や若年層を含めた幅広い支持層を獲得し、潜在的な自民党支持者を掘り起こすことにつながるものと考えており、将来を見据えると今から自民党の党勢を拡大していくことが必要であると考えていた。

また、被告人は、かねてから、政治には多様性が必要であり、それがなければ、政策の発展もなく、支持層の広がりも期待できないとの考えを有していたところ、広島県選出の現職の参議院議員がいずれも県東部を地元とし、宏池会に所属するベテラン議員であったことから、新たに擁立する候補者としては、地域の実情に即したきめ細かで新鮮な政策を打ち出すことができるという意味でも、広島市を中心とする県西部を地元とする非宏池会系の若手が適任と考えていた。

このような考えから、被告人は、平成 25 年及び平成 28 年

実施の参議院議員選挙の際にも、現職の候補者に加えて、新人の候補者を擁立することを検討し、かねて親交があった三宅正明（以下「三宅」という。）に出馬を打診したり、全国的に知名度の高い数名の者にも出馬を打診するなどしたことがあった。また、当時は、案里の出馬自体を考えたものではなかったが、平成 25 年の参議院議員選挙に向けて、複数候補者の擁立の可能性とその場合の選挙情勢を探るために、便宜上、当時、広島県議であった案里の実名をあげて世論調査を行うことまでした。

3 案里の公認をめぐる状況等

(1) 自民党における公認の意義

自民党が、先に予定されている選挙の立候補予定者について公認するということは、党として、その資質、能力、人間性、将来性などを保証し、その政治活動や選挙運動を支援していくことを公にすることを意味し、また、党員、党友、友好団体等に対して、表立った支援を呼び掛けることを意味するのであり、政治的な意義は大変に深いものがある。

それだけに、政権責任政党である自民党としては、様々な要素・観点から考察し、熟慮を重ね、総合的に見て、当該者が当選する確信をもつ場合に公認に及ぶものであり、裏返せば、当選する可能性が低い者と判断した場合については、およそ公認に及ぶことはないのである。

自民党が立候補予定者を公認した場合、当該立候補予定者は自民党の政党支部である選挙区支部の支部長に任ぜられ、政党支部による党勢拡大活動を中心となって遂行する責務を与え

られる。この選挙区支部長の党勢拡大活動に関する責任は大変に重いものであり、党员獲得のノルマも課され、党勢拡大の活動が低調な場合には、選挙区支部長の差替えということもあり得るし、衆議院議員の場合、小選挙区で2回連続落選した場合には、原則として選挙区支部長には選任しないという党の内規もある。

(2) 自民党における公認のプロセス

参議院広島県選挙区の立候補予定者の自民党による公認は、一般的には、自民党広島県支部連合会（以下「広島県連」という。）内に置かれている広島県議会及び広島市議会の議長経験者で構成される会議体である選挙対策委員会で議論し、広島県選出の衆・参国會議員で構成される常任顧問会議で承認された上で自民党本部に上申するというプロセスを経て決定される。

(3) 本参議院選挙に関する自民党本部の方針

自民党本部は、かねてから「議席を獲得できる選挙区では積極的に候補者を擁立すべきである」との方針を打ち出していたものであるところ、本参議院選挙に当たり、直近2回の参議院選挙において二位の当選者に大差をつけていた広島県選挙区でも複数候補者を擁立すべきとする方針を打ち立て、広島県連に対して、再三にわたって、二人の立候補予定者の擁立及び公認申請を打診した。このような複数候補の擁立の方針は、広島県選挙区だけでとられていたものではなく、現に、北海道及び千葉でも複数候補が擁立された。

そして、自民党本部では、二人目の公認候補者として、案里のほか、別の女性についても検討したが、平成21年に実施された県知事選において約20万票を獲得した実績と夫である被告

人が広島県三区選出の衆議院議員であることを勘案して、案里を二人目の公認候補者とすることを内定し、広島県連に対し、案里の公認申請をするように求めた。

(4) 広島県連の方針

自民党本部からの複数候補擁立の打診に対して、広島県連は一貫して拒絶を繰り返し、自民党本部が二人目の候補を公認しても広島県連として一切支援しない方針を明らかにした。

後述のとおり、4月実施の統一地方選挙の前に公認決定をすることは、党勢拡大活動の観点からも大きな意味のあることであつたが、その統一地方選挙が迫ってきたにもかかわらず、広島県連は、自民党本部の打診に従わず、案里の公認申請を行わなかつた。

(5) 自民党本部による案里の公認決定

平成31年〔令和元年〕（なお、以下、平成31年又は令和元年の表記は省略する。）は、参議院選挙と統一地方選挙が同じ年に実施されるという12年に一度の年にあたっていた。それだけに、双方の選挙に向けて党勢拡大活動を積極的に行う必要があつた。そして、都道府県議らが国政選挙において果たす役割を考えれば、統一地方選挙は政党にとっても極めて重要な選挙とされている。

そのような意義をもつ統一地方選挙前に案里を公認することは、案里が自民党の選挙区支部長として統一地方選挙への応援活動をするのが可能となることから、自民党の党勢拡大活動にとって極めて有益であつた。また、仮に、案里が公認されない場合には、自民党の広島県議会における議席を確保するためにも、案里が現職の広島県議として県議選に立候補する必要が

あり、他方、案里が公認された場合には、やはり県議会における議席を確保するため、案里の後継候補を早急に用意しなければならない状況にあった。

このような事情があったにもかかわらず、統一地方選挙が近づいてきても広島県連が案里の公認申請を行わなかったことから、自民党本部は、広島県連からの公認申請を受けないまま、自民党本部として、3月13日、案里を本参議院選挙の立候補予定者として公認決定し、同月27日には、自民党参議院選挙区第七支部（以下「第七支部」という。）の支部長に案里を選任した。

また、党のホームページに溝手氏とともに、案里を公認したことを掲載した。

(6) 広島県連等の対応

広島県連は、自民党本部が案里を公認したことに反発し、案里の支援をするどころか、3月16日には、広島県連としては、溝手氏支持に一本化し、案里を一切支援しないことを表明したほか、下記のような、これまでの党の公認候補に対する態度とはおよそ異なる対応をした。

① 通例では、立候補予定者に対し、過去に自民党が公認決定した立候補予定者について推薦決定をしたことのある支援団体の名簿等を提供するところ、本参議院選挙においては、広島県連はこれを案里に提供することを拒否した。

② 通例では、公認された立候補予定者が出席して、参議院選挙に向かっての党の結束を訴える場となる広島県連大会が開かれるところ、壇上で案里を溝手氏の横に並べたくないという理由により宮澤県連会長が独断でその開催を見送った。

- ③ 党員からの問合せに対し、広島県連事務局は、「溝手先生は県連から党本部に公認を申請したので県連として当選に責任があるが、河井あんりさんは県連の意向を無視して党本部が勝手に公認した人なので県連は当選に責任を負っていない。」旨の説明をした。
- ④ 案里が公認された後も、広島県連のホームページにそのことを掲載せず、溝手氏の公認に関する情報しか掲載しなかった。
- ⑤ 広島県連が所有し、公認候補者が党勢拡大活動や地盤培養活動に使用する街頭宣伝車の使用を案里に認めなかった。
- ⑥ 公認決定がされた後には、党勢拡大活動の一環として、広島県連の主導によって、各選挙区選出の衆議院議員と公認された者の顔写真を載せたいわゆる「2連ポスター」が製作され、各選挙区内の自民党掲示板等に貼付されるが、案里に関しては広島県連が主導して2連ポスターが製作されることはなかった。さらには、本来、3区内に貼付する2連ポスターには3区選出の衆議院議員である被告人の顔写真が用いられるべきところ、広島県連は、被告人の顔写真に代えて、宮澤県連会長の顔写真を用いて溝手氏との2連ポスターを製作して、3区内にこれを貼付した。
- ⑦ これまでは、現職県議が後継者として推薦した候補者については党の推薦をするということが不文律であったが、案里の後継として被告人や案里が推薦した候補者について、県連が全く取り合わず、推薦について議論する俎上にも上げなかった。
- そのほか、広島市内で開催された岸田代議士の親戚会におい

て、溝手氏が、「河井案里には一票も与えないよう、皆さん、どうかよろしくお願いします。」旨の発言をしたり、溝手氏の当選を確信していた県連幹部が福山市に拠点がある大手企業の役員に対して、経営者側も民主党系の候補者に投票するよう電話で依頼したり、大手外食チェーンの店舗外壁に案里の2連ポスターが貼られているのを見た同県連幹部が、同大手外食チェーンのオーナーを務める自民党の衆議院議員に電話をして、「河井案里のポスターがあなたの店に貼ってある。広島県連の方針を知らないのか。」と抗議するなど、宏池会幹部による反党的な言動が見られた。

第5 広島県の政界における被告人の政治的立場等

1 広島県の政界における被告人の政治的な立場

被告人は、第4の1で述べたような政治家としての経歴を有していたものの、世襲あるいは官僚出身の政治家ではなく、平成22年頃からは派閥に属さず（なお、広島県選出の国会議員で無派閥は被告人のみであった。）、広島県の政界において有力な勢力である宏池会とも距離を置いていた上、特定の派閥に関係する者が役職を占めて政治的にも有利な扱いをされているという旧態依然とした広島県連の在り方に問題提起をしていたこともあって、宏池会所属の国会議員や広島県連から疎まれており、地元の県議や市議らの多くとも良好とはいえない関係が続いていた。

被告人の広島県内での政治的な状況に関しては、現実にも、次に掲げるような事象が生じていた。

- ① 被告人は、第三選挙区支部長としてその傘下にある自民党支部を統括する役割を任ぜられており、本来は、県議や市議が支

部長を務める自民党支部が党员等から集めた党費を第三選挙区支部に納付し、第三選挙区支部が分配金として活動費を控除した上で、広島県連に党費を納付する仕組みとなっているにもかかわらず、これに従わず、第三選挙区支部を通じることなく、すなわち、第三選挙区支部に分配金を確保する機会を与えることなく、広島県連に党費を直接納付する県議、市議が多い状況が続いており、被告人からの再三の苦情にもかかわらず、広島県連もこれを黙認していた。

- ② また、第三選挙区支部は、被告人の後援会である三矢会（以下「三矢会」という。）と共催して、毎年２回、政治資金パーティを開催していたが、第三選挙区を地元とする県議、市議ですら、その半分以上が同政治資金パーティに出席しないという状況が続いていた。

このような状況に加え、後述のとおり、被告人が県連会長に就任できない状況が続いていたこともあり、被告人は、長い間、広島県内の政界において、仲間となる国会議員、県議、市議らが少ないという孤独感や、県内の有力な政治勢力から疎まれているという疎外感を感じ続けていた。また、自身の県内政界での政治的基盤が脆弱であることに対して危惧感や不安感を抱いており、「数の力」が物を言う現実がある政治の世界では、広島県の政界における自分の現状が影響して自身が目指す政治の実現が阻まれるといった状況に対する閉塞感も感じていた。一方で、被告人は、広島県連を改革したい、より良い自民党を広島において作っていきたいという願望を強く持っていたために、被告人が閉塞感を感じる状況を打開できないものかと考えていた。

2 県連会長就任を巡る状況等

(1) 県連会長の決定プロセスについて

県連会長は、広島県内の自民党支部の連合組織である広島県連の最高責任者であるが、県選出の国会議員が1期2年の任期（再任を妨げない。）で務めるのが慣例となっており、平成30年4月からは、宮澤参議院議員が県連会長を務めていた。

県連会長は、基本的に当選回数が多い順に、順繰りに就任することが慣例となっているところ、そのプロセスは、広島県議会・広島市議会の議長経験者で構成される選挙対策委員会において、候補者について意見交換がされた上で、最終的には、選挙対策委員会での意見も踏まえて、県選出の国会議員で構成される常任顧問会議で決定されるというものとなっている。

なお、奥原信也（以下「奥原」という。）は、県議は県連会長の決定に対して何の影響力もない旨の証言をしたが（第34回公判における同人の証人尋問調書17頁、45頁）、上記選挙対策委員会の構成員が県議会議長経験者であり、県連会長が上記のようなプロセスで決定される以上、影響力がない旨の証言は、明らかに虚偽である。現に、ベテランの県議である岡崎哲夫（以下「岡崎」という。）は、宮澤参議院議員が支部長を務める政党支部から交付金が交付されたことについて、「私なりに思うに、県連会長というのが、今年の4月に改選時期がございました。で、宮沢先生が県連会長としておられたんですが、それによって、今度、河井克行さんも順番が、先ほど申しましたように、もうかなり前に来ているのにそのままになっておるので、案里さんが当選したことも含めて、やはり県連会長をよろしくということが強かったんじゃないかと思うし」と証言している

(第 47 回公判における同人の証人尋問調書 26 頁以下) のであり、県連会長の選出に当たって、議長経験者も含めた有力な県議らが影響力を有していることは明らかである。

(2) 被告人自身が県連会長就任に意欲を示したこと

被告人は、世襲でも官僚出身でもない普通の家庭の出身であったが、日本の政治を良くしたい、故郷である広島を良くしたいという思いから政治の世界を志し、政治家となってからは、政界における慣習等にも抗いながら自分が理想とする政治を目指していたが、地元広島における県連の在り方についても深刻な問題意識を有していた。

すなわち、被告人は、かねてから、広島県の自民党では、国政・地方を問わず、選挙における立候補予定者に対する公認や推薦において特定のグループに属する者が優遇されており、政治家としての資質に優れた者が公認や推薦を得られないという悪弊が生じていると感じており、その原因には議員のための県連と化している広島県連の体質が影響していると考えていた。そして、これを打開して、党員や党友のための広島県連に生まれ変わり、広島での政治や自民党を良くしていくためには、自身が県連会長に就任して広島県連を改革しなければならないと考えるようになった。

そこで、被告人は、平成 28 年 4 月に自民党本部で開かれた広島県連常任顧問会議において、当時、既に長く県連会長を務めていた岸田代議士が外務大臣の要職にあったことから、「岸田代議士には国務に専念していただきたく、自身が県連の運営に汗を流す用意がある。」旨の発言をし、初めて、自身が県連会長に就任する意欲を公に示したが、これについては一顧だに

されず、被告人が県連会長に就任することではなく、その場で岸田県連会長の続投が決定された。

被告人は、この出来事に衝撃を受けたことから、かつて自分が県議になった際に会派に入れてもらって指導を受け、県議会議長経験者として県連会長の選出に影響があると考えていた奥原に、県連会長になるためにはどのようなことをしたらよいかについて相談をした。その際、奥原からは、被告人が無派閥であることを指摘されつつ、地元の議員の間で河井克行県連会長についての待望論が出てくるよう、地方議員の間を回って、汗を流すことが必要とのアドバイスをを受けた。被告人は、奥原のアドバイスの趣旨が、物心両面での支援をすることによって地方議員と良好な人間関係を作ること、すなわち、地方議員と様々な話をするによって被告人の人間性や政治信条を知ってもらおうとともに、政治献金や寄附を通じて互いに信頼関係を構築していくことであると理解した。

(3) 慣例を無視した県連会長の選出がされたこと

平成 30 年 4 月、岸田代議士が県連会長職を退くことになったため、慣例によれば、県選出の国会議員の中では岸田代議士に次いで当選回数が多かった被告人が県連会長に就任するのが順当であった。

ところが、上記のとおり、既に平成 28 年 4 月の改選時期に被告人が県連会長就任の意向を示していたにもかかわらず、このときは、被告人の意向を全く聴き取ることすら行わないで、被告人よりも当選回数・在職年数ともに少ない宮澤参議院議員が県連会長に選出されることとなった。

被告人は、度重なる災害対応にどの政治家よりも迅速に対応

するなどの尽力をしたり、地元からの陳情・要望にも誠実に対応するなど地元のために一生懸命に尽くしており、また、若手の地方議員とも勉強会を開催したり、県議・市議らに対して夏・冬には氷代、餅代として寄附をするなどして、自分の政治家としての理念を共有してもらえる仲間を作ろうと努力していたにもかかわらず、このように自身が県連会長に就任できないのは、県連や宏池会との関係が良くないこともあって、仲間となる国会議員、県議、市議らが少なく、県内政界において被告人を県連会長に推す勢力が少ないことが原因であると考えていた。このような被告人の見方が正鵠を得ていることは、岡崎が、「被告人が県連会長になってもおかしくないこと」、「県連会長に就任できなかったのは、県連の中での被告人の評判が影響していること」、「本来であれば年次で回して被告人が県連会長に就任するところをあえて順番を外されたこと」をはっきりと証言している（同人の前出証人尋問調書 20 頁）ことから明らかである（そのほか、天満祥典、宮本新八、渡辺典子、豊島岩白も同旨の証言をしている。）。

3 その後の広島県の政界における被告人の政治的状況について

被告人は、かねてから広島県内の政界において孤独感や疎外感を抱き、また、自身の政治的基盤が脆弱であることに危惧感や不安感をもっていたが、さらに、これまでの慣例を無視して、露骨に被告人を外した形で県連会長の選出がされたことは、被告人にとって衝撃的な出来事であり、これによって、それまでに抱いていた孤独感や疎外感をより一層強く感じるようになった。

加えて、第4の3で述べたような案里の公認をめぐるいきさつ

により、広島県連や宏池会との関係がさらに悪化し、今後は、その威光に従わざるを得ない県議や市議らの支援が受けられなくなり、場合によっては、三矢会の切り崩しさえも起こりかねず、次の衆議院議員総選挙がこれまで以上に厳しくなると考えるようになった。

なお、国会議員の後援会と県議・市議らの後援会は、その幹部会員も含めて構成員が重複していることが多く、三矢会会員は、その多くが、安佐南区等を選出区とする県議・市議らの後援会の会員でもあった。そして、現実問題としては、地元に着する県議・市議らが後援会員に及ぼす影響力の方が、国会議員のそれに比べて大きいことから、国会議員の後援会組織であっても、その支援の姿勢が県議・市議らの意向によって影響される面がある。

第6 本参議院選挙の公示日前の活動について

1 政治活動と選挙・選挙運動との関係について

政治家は、国や地元を良くしたい、国民の生命と財産を守りたいという目標を持ち、それを実現するための政策を進めるものであるが、その前提として、代議制民主主義の下では、選挙に当選して議員になることが不可欠であり、その意味で、政治活動と選挙とは不即不離の関係にあり、政治活動の延長線上に選挙があるといえる。また、政治家は全人格をもって政治活動を行っており、その一挙手一投足は有権者につぶさに見られており、全ての行動は選挙、投票に結びつくものと思われることから、理屈はともかく、選挙と切り離された政治活動というものは存在しえない。その意味で、後記2で触れるが、政治活動についても、「最終的には」などという修飾を付して、「選挙のため」とか「票を得るため」と

いう評価をすることを全面的に否定するものではない。

一方で、政治家は日頃の政治活動を行う上で、常に選挙、あるいは票というものを意識して、選挙のために政治活動を行っているという見方は、あまりに短絡的かつ皮相的に過ぎるものであり、国民の生命と財産を守るために日夜粉骨砕身している政治家に対する冒瀆と言わざるを得ない。

そもそも、公職選挙法は、政治活動と選挙運動とを明確に区別した上で、政治活動の自由の保障と自由かつ公正な選挙の確保という法所定の目的を踏まえて、それぞれについて適正な規律をしているのである。とりわけ、政治活動の自由は憲法上保障される権利であることから最大限尊重され、公示日まではいかなる制約も受けることはないし、確認団体である政治団体（自民党は確認団体である。）は、一定の条件は付されているものの、公示日後であっても政治活動を行うことができる。党勢拡大や地盤培養といった活動は、政党を問わず、日頃から、政党活動として全国各地で行われていることであり、正に、政治活動の自由に含まれるものである。そうした前提の下、本件においては、公示日前までに行われた諸々の活動について、政治活動ではなく選挙運動に該当するか否かが重要な法的な争点になっており、被告人の行為を評価する重要な前提事実となっているのであるから、一つ一つの活動について、法が許容している内容や政党支部活動の実情等に照らして、緻密に事実認定・評価を行うべきである。にもかかわらず、検察官は、「最終的には」などという曖昧極まりなく、およそ法的なものとは言えない修飾を付することによって、極めて安直に、政治活動と選挙運動を混然一体のものと看做し、あたかも政治活動が全て選挙運動であるかのような法的評価を行っている。

これは、本来許容されている政治活動に対する不当な評価・制約となるものであって、断じて許されるものではない。

2 本参議院選挙の公示日前の活動に関する関係者の証言・供述について

本参議院選挙の公示日前における被告人らの活動に関する関係者の証言・供述については、本来自由に行うことが許されている公示日前の政治活動がすべからず選挙運動に該当するという検察官の誤った評価に大きく影響されたものと考えられるものが多く、その信用性はおよそ認められないというべきである。

検察官は、公訴事実には、公示日前に設置された案里の事務所について、「選挙事務所」と表記しているが、公職選挙法上、選挙事務所は公示日後に設置・届出が可能となるものである（同法 130 条）。公示日前の事務所は飽くまでも政治活動のための事務所であるのであって、公訴事実においてすら、このような誤った理解に基づく記載をしていることからしても、検察官が政治活動及び選挙運動の全般について正確な理解をしていない、あるいは、理解しようとしていないことが自明となっている。

さらに、検察官は、公判審理の中で、被告人が、再三にわたって政治活動と選挙運動との関係について指摘したにもかかわらず、論告において、本来、党勢拡大活動や地盤培養活動に該当するものについてまで、被告人の主張に一切耳を傾けることなく、相も変わらず一刀両断に選挙運動であると決めつけているのであり、関係者の証言や供述もこのような検察官の誤った認識・独善的な思考によって、不当に影響されているものとししか考えられない。

この点は、本件の罪体の認定にも影響し、また、被告人の犯意に

も密接に関連するものであることから、第 8（罪体に関する主張）及び第 9（情状）に先立って論じることとする。

(1) 本件における関係者の供述や証言の中には、本参議院選挙の公示日前の政治活動全般について、「最終的には」などとした上で、「選挙のため」あるいは「票を得るため」の選挙運動であるとしているものが多く見受けられる。

例えば、第三選挙区支部の職員である藤田一（以下「藤田」という。）は、「(千社札、2 連ポスター、名刺及び「自由民主」の号外の配布について) 最終的には 7 月の参院選に向けて当選させるためです。自由民主の機関誌の号外というのは、そのために発行されたものと理解をしております。」(第 3 回公判における同人の証人尋問調書 29 頁)、「(立候補のための瀬踏み行為について) その先にある、その活動の最終ゴールにあるものは、それだけで、案里参議の理解者、ファンを増やすことだけが目的ではなく、やはり参議院議員として当選させないと意味がない、当選させることが最終ゴールで、そのために活動していたことは否定できません。」(同証人尋問調書 35 頁)、「(公示日までの外回りにおいて、相手に依頼する内容について) 最終的には票を投じていただく、また、票を投じていただくように働きかけをしていただくということです。」(第 4 回公判における同人の証人尋問調書 58 頁)などと証言している。

また、第七支部の職員である前田智代栄（以下「前田」という。）は、「(2 連ポスターなどの目的について) 参院選が近いですので、最終的には投票していただきたいということでございます。」と証言している（第 5 回公判における同人の証人尋問調書 29 頁）。

さらに、第七支部の職員である光元博美（以下「光元」という。）

に至っては、再三にわたって、「最終的には、投票や投票の呼びかけです。」と証言し(第8回公判における同人の証人尋問調書3頁、7頁、8頁、10頁、第9回公判における同人の証人尋問調書11頁、13頁など)、「最終的には当選することが目的ですので、そういったことも全てつながっていると思います。」(第31回公判における同人の証人尋問調書56頁)、「選挙の支援の中にはいろんなことが含まれています。先ほども言ったとおり、ポスターを貼ってもらうことだったり、集会に来てもらうことなどですけれども、その目指すところは、お一人お一人に投票していただくということですので、行き着くところはそれだと思います。」とも証言している(同証人尋問調書79頁)。

受供与者についてみても、宮本新八は、「支援者に対して、私のほうから案里先生への支援の輪を広げてほしいと、そして、最終的には当選させてほしいということをお願いしてほしいということだと思います。」(第47回公判における同人の証人尋問調書11頁以下)、「有権者に対して支援の輪を広げていただいて、最終的に案里先生に当選してほしいということです。」(同証人尋問調書17頁)と証言し、奥原は、「後援会活動をやることは、こういう人たちを最終的に投票行動に結びつけることが目的です」(第9回公判における同人の証人尋問調書12頁)と証言し、山下智之(以下「山下」という。)は、「当然、最終的には投票してもらうことが目的になるんで、そういうことだと思いますけど」、「最終的には、後援会活動も、最終的にはそっちに向かって一生懸命頑張っている行為だというふうには認識しています。」と証言し(第49回公判における同人の証人尋問調書27頁以下)、平本徹は、「最後には、票を入れてくださいということになると思います。」と証言

し(第 11 回公判における同人の証人尋問調書 14 頁)、沖宗正明(以下「沖宗」という。)は、「2 連ポスターをよく貼っているのは見ます、もちろん、その目的は、知名度を上げて、最終的には当選を目指すものであります。」(第 42 回公判における同人の証人尋問調書 39 頁)と証言し、岡崎は、「有権者に対するアプローチでございまして、最終的には河井案里さんへの投票の依頼であったと思います。」(第 47 回公判における同人の証人尋問調書 2 頁)と証言している。

このように、異なる立場にある者を含めた多数の者がそろって「最終的には」などという文言を用いて同じ趣旨の供述をしていることは、取調べ及び証人尋問前の証人テストにおいて、公示日前に行われる党勢拡大活動や地盤培養活動といった政治活動についてまで、「最終的には」などといった修飾を付することによって、その全てを選挙あるいは投票に結びつけようという意図を有する検察官による誘導ないし示唆があったことを強く推認させるものである。

光元は、案里にかかるポスターの配布や貼付等については、「最終的には投票や投票の呼びかけ」と証言する一方で、他の政治家にかかるポスターの貼付については、「年がら年中見ていた。2 連ポスターは 5 月とか 6 月に見た。」としつつ、「選挙のためとは考えて見ていなかった。」旨の明らかに矛盾する証言をしている(第 31 回公判における同人の証人尋問調書 78 頁)。このように、案里にかかるポスターの配布や貼付についてのみ、ことさらに選挙あるいは投票と結びつける認識を示しているのは明らかに不自然であり、政治活動や政党活動についての知識・経験がない光元に対して、検察官が、政治活動が最終的には選挙あるいは投票に結び

つくものであるという一面をことさら強調し、あるいは、そのみが目的であるかのような姿勢で取調べに臨んだことによる影響を強くうかがわせるものである。

- (2) また、光元は、公判廷においては、再三にわたって、「最終的には、投票や投票の呼びかけです。」と証言しているにもかかわらず、同人の検面調書には、「最終的には」という言葉が用いられていないこと(第31回公判における同人の証人尋問調書79頁以下参照)や、自民党の機関誌である「自由民主」の号外(以下「自由民主号外」という。)の記載内容について記憶がなかったと証言しているにもかかわらず、検面調書において、「自由民主党の政策等の記載はなく」と、明らかに客観的な事実に反する内容を断定的に供述した上で(同証人尋問調書80頁参照)、自由民主号外については投票を呼び掛けるための選挙の資料と理解していた旨の証言をしている(同証人尋問調書59頁)ことからすると、証人尋問に当たって検察官から誘導ないし示唆を強く受けたことが証言内容にも影響していることが明らかである。

- (3) また、後援会を表す言葉として「集票」、「集票組織」という言葉が関係者の供述又は証言で用いられているが、この点も不自然極まりないものである。

例えば、前田は、後援会について、「集票というか御支援を賜る組織のこと」と証言し、「御支援という言葉と、それから、集票という言葉を出されたんだけれども、これ、同じ意味ですか。」という検察官の誘導的な質問に対して、「はい、結局は同じ意味です。」と証言している(第5回公判における同人の証人尋問調書6頁)。

また、光元は、三矢会について、「集票組織だと思っていました。」と証言している(第8回公判における同人の証人尋問調書4頁)。

さらに、三矢会の会員の E（以下「E」という。）は、「三矢会は、河井先生の衆院選の時に選挙運動をするためだけのいわば集票組織にすぎないと言っても過言ではない組織でした。」と供述し（甲 21 号証 4 頁）、F は、「『集票組織』にほかなりませんでした。」と供述している（甲 45 号証 4 頁）。

そもそも、「集票組織」という表現は一般に用いられるものとは考えられず、現に、光元は、三矢会のことを「集票組織」という言葉で呼んだことはなく、河井事務所の中でも「集票組織」という言葉で呼んでいるものはなかったとした上で、「私が思うのは、三矢会が選挙のためにあるというふうに思っていましたので、そのような趣旨の話をしたら、それをまとめて、検察官のほうから集票組織というふうな言葉が出たと思います。」と証言している（第 9 回公判における同人の証人尋問調書 49 頁）。

このように、供述者が本来は用いない表現を検面調書内で用いた上で、証言においても用いていることからしても、このような供述や証言は、三矢会について、とにかく選挙のための組織、さらに言えば、案里の票を獲得するための組織であるとの評価をしようとする検察官の誘導ないし示唆によって強く影響されたものであることが明らかなものである。なお、後援会の意義や三矢会の活動実態については、後記第 6 の 4 において詳述する。

3 党勢拡大活動について

(1) 党勢拡大活動の意義について

我が国は、近代民主国家として、代議制民主主義を採用しているため、自己の政治上の理念や政策を実現しようとする者は、同様の理念を有する者を糾合して政党を組織し、その政党は、

選挙において勝利をおさめて議席を獲得し、多数党として政権を担当することによりその政治上の理念や政策の実現を図ろうとする。したがって、政党が、その理念・政策の普及宣伝、党勢拡大等の政治活動を普段から行うとともに、選挙時にはその成果を得るべく一層その政治活動に拍車をかけるのは、代議制民主主義の発展に沿った現象であるというべきである。

このような代議制民主主義及び政党中心の政治において、党勢拡大の成果を示す最たるものは、各級議会において議席を増やすことであるが、党勢を拡大するための活動（以下「党勢拡大活動」という。）はこれに限られるものではなく、これにつながるための広範な活動を含むものである。

すなわち、選挙において議席を獲得するためには、有権者に対して党の理念を広め、党が目指す政策への理解を得て、党への支持者を増やすことが必要であり、また、より強固に党を支持し、幅広い有権者層に対して党への支持を訴える役割を果たす党員・党友、友好団体を増やすことが重要となる。

特に、参議院選挙の場合には、選挙区が広いこともあって、有権者との結びつきが強い衆議院議員を選出する衆議院選挙に比べて、所属政党を基準として投票先を判断するという傾向にあるため、政党の理念や政策を浸透させるとともに、政党の印象やイメージを良くする必要がある（第69回公判における被告人供述調書(2)11頁）。

被告人は、第4の2(2)で述べたとおり、広島県における政治情勢を踏まえて、自民党の支持基盤の脆弱化を危惧していたところ、本参議院選挙は、統一地方選挙と同じ年に行われるという12年に一度の参議院議員選挙であり、自民党が複数の候補予

定者を公認したことにより、統一地方選挙と相まって、潜在的な自民党支持者を掘り起こすことが可能となる、党勢拡大に格好の機会であると考え、自民党第三選挙区支部長の責任として、積極的に党勢拡大活動に励むことが必要と考えた。

なお、党勢拡大活動に従事したことによる費用に対して、これ補填するために金員を支給することは許容されているところである。

(2) 党勢拡大活動の具体的内容について

党の理念や政策に対して理解して賛同する党員や党友を増やすことが党勢拡大につながることは明らかであるが、党勢拡大活動はこれに限られるものではなく、広く党の理念や政策を多くの有権者に理解してもらうための広報活動も極めて重要なものとなる。検察官は、証人尋問において、受供与者に対し、被告人から党員の勧誘について話があったかと尋ねていることからすると、党員・党友を増やすことだけが党勢拡大と考えているようであるが、それは大きな間違いである。

また、党所属の政治家の後援会を結成し、発展させることも、その政治家の地盤培養（その意義については後述する。）に該当するとともに、党所属の政治家に対する強固な支持を得るという意味で党勢拡大にも該当することから、後援会活動も党勢拡大活動としての一面を有する（後援会活動についても後に述べる。）。

さらに、街頭演説や個人集会などにおいて、党から公認を受け、自民党支部長として選任を受けた政治家が、有権者に対して、直接、党の理念や政策を訴え、その理解を得る活動も、党勢拡大活動に該当する。

被告人及び案里は、案里が自民党の公認を受け、第七支部の支部長に選任されたことから、第七支部長である案里の顔と名前を広く周知して知名度を上げるとともに、案里の人となり、政治的理念や政策を理解してもらうための諸活動を徹底的に行うことによって、自民党の理念や政策に理解を示す支持層を広げることにより、その党勢を拡大しようと考えた。

その具体的な内容としては、案里自身が約 3000 か所での街頭演説や個人集会を行って、自民党の公認を受けた案里が目指す政策を直接に訴えたほか、安倍自民党総裁（当時）の顔写真と「自民党広島県参議院選挙区第七支部長」という肩書を明記した案里の氏名・顔写真を掲載し、「日本の明日を切り拓く。自民党」と党のスローガンを大書したポスター（以下「2 連ポスター」という。）の配布と貼付、「日本の未来に、花を咲かそう。」という政治的メッセージとともに、「自民党広島県参議院選挙区第七支部長」という肩書を明記した案里の氏名・顔写真等を掲載した室内貼付用のポスター（以下「室内用ポスター」という。）の配布と貼付、自由民主号外の製作と配布、第七支部長である案里の推薦を取りつけるための企業・各種団体の訪問（以下「企業・団体回り」という。）等が挙げられる。なお、企業・団体による推薦は、当該企業・団体にとって、いずれの政党が示す政策が自らの利益にかなうかという観点からなされるものであり、もちろん、従業員や構成員の投票先を拘束するものではないから、これが選挙における投票の呼びかけとしての選挙運動に該当しないことは明らかである。

(3) 党勢拡大活動に対する誤った評価について

本件では、随所において、2 連ポスターや室内用ポスター、

自由民主号外等について、もっぱら案里の選挙運動のための配布物であるという評価に基づく証言や供述がされているが、そのような評価は、党勢拡大活動を全く理解していないものであり、明らかに誤っている。

すなわち、2連ポスターや室内用ポスター、自由民主号外は、自由民主党が発刊している「参議院選挙実戦の手引」（弁1号証143頁、159頁など）にもあるように、党からも党の広報活動としてこれらを積極的に行うことを求められて、自民党所属のどの政治家も製作して配布しているところであり、党勢拡大活動以外の何物でもない。

2連ポスター及び室内用ポスターには、前述のように、安倍自民党総裁の写真や「自民党広島県参議院選挙区第七支部長」という肩書を明記した案里の氏名・顔写真が掲載されている上、自民党のスローガンや第七支部長としての案里の政治的メッセージが書かれているものであって、これらを配布して、国民の目に触れるように貼付することが自民党の広報活動に該当することは明らかである。

ちなみに、案里を特集して3回にわたって発行された自由民主号外は、自由民主党本部が発行所として発行されたものであり、その体裁や内容についても、自民党本部による厳格なチェックがされている。そもそも、自由民主号外は、自民党の政治理念や政策、党所属の政治家の人となり等を知らしめるために自民党が公認した立候補予定者を特集して製作されるものであり、溝手氏についても製作されているように、特別に案里のみについて製作されたものではないし、案里を特集した自由民主号外の内容も、「日本の未来に、花を咲かそう。」、「すべ

ての県民に寄り添う政治を。」とする政治的メッセージのほか、「河井あんりさんがめざす国づくり」と題して、災害復旧・対策、国土強靱化、自衛隊の明記などの憲法改正、大学の基礎研究費の拡充などの案里が目指す政策についても詳しく掲載されているのであり、正に、自民党の理念や政策を広く広報するための機関誌であって、これを製作・配布することは、党勢拡大活動そのものである。これを案里の選挙運動のための印刷物とすることは、党勢拡大活動に対する不当な評価としか言いようがない。

言うまでもないところであるが、被告人らが配布するなどしたこれらの印刷物には、本参議院選挙において案里への投票等と呼び掛ける文言は一切記載されていないのであり、これらの配布自体を選挙運動と評価して、公職選挙法により規制の対象としかねない発想は、政党活動の実態を無視するだけでなく、自民党に限らず、あらゆる政党の今後の政党活動や政治活動に対する不当な制約となるのであって、断じて許されるものではない。

同様に、街頭演説会、個人集会、企業・団体回りについても、本参議院選挙における案里への投票等と呼び掛けるものではなく、第七支部長である案里の人となり、理念、政策を訴えて理解を求めるものであるから、これを案里の選挙運動と評することは誤りである。

2 連ポスターや自由民主号外の配布などの党勢拡大活動に関し、検察官は、論告において、藤田や光元らの、「案里を当選させるためのもの」、「参院選で投票していただくためのもの」などという証言が十分に信用できることを根拠に選挙運動で

あると決めつけている。

しかしながら、ここでの問題は、当該活動が党勢拡大活動に該当せず選挙運動としての実質を有しているとして公職選挙法によって厳格な規制の対象とされるべきものか否かを法的に検討し評価することであって、藤田らがいかなる認識を有していたかで決まるものではない。

まして藤田らは、政治家秘書としての経歴もわずかであり、以下に述べるとおり、およそ正確な法的知識や政治活動・政党活動に対する理解を備えていたとは言い難い。

まず、藤田であるが、同人は平成 29 年 7 月に被告人の事務所採用され、平成 31 年 1 月に被告人の公設第一秘書になったが、秘書として平成 29 年の衆議院選に関与しただけであり（第 3 回公判における同人の証人尋問調書 1 頁、第 4 回公判における同人の証人尋問調書 1 頁）、必ずしも選挙に精通していなかった。そして、案里への投票及び投票取りまとめを働きかけるときに配布した資料について尋ねられ、「名刺、室内用ポスター、2 連ポスター、政策パンフレット、後援会入会申込書、選挙はがき、千社札、自由民主号外」と答えるなど（第 3 回公判における同人の証人尋問調書 22 頁以下）、およそ政治活動や選挙運動に関する正確な知識を持ち合わせるとは思われない証言をしている。なお、選挙はがきとは、立候補者の顔写真、名前、所属政党、経歴、政策等が印刷され、当該立候補者を紹介する者の氏名や推薦の言葉などが記載されるものであり、公示日以降、選挙区ごとで定められた上限の枚数まで発送することが許されている。選挙陣営としては、選挙はがきを投票先の検討の材料としてもらうためにも公示日後、できる限り早く発

送することが必要となる。そのため、公示日前には紹介者の氏名や推薦の言葉などの記入を済ませておくために、事前に配布や記入の作業をしておくものであり、それは、選挙運動の準備行為とされており、公示日前に行うことが許容されている（弁1号証48頁以下）。

また、光元についても、平成30年11月17日に被告人の事務所に入り、平成31年1月1日から被告人の公設第二秘書となったが（第8回公判における同人の証人尋問調書1頁）、それ以前には、議員や首長などの事務所で働くなどして選挙に関わったことはなく、公職選挙法や選挙についてのレクチャーなどを受けたこともなかった（第31回公判における同人の証人尋問調書40頁以下）。そして、地盤培養行為、党勢拡大行為という言葉は聞いたことはあるが、地盤培養行為の意味は分からないし、党勢拡大行為は、文字通り党勢を拡大すること以上は分からない、党勢拡大行為や政治活動と選挙運動の違いも分からないと証言するなど（同証人尋問調書41頁以下）、およそ政治活動や選挙運動に関する正確な知識を持ち合わせると思われない。

したがって、法律の解釈や客観的な分析をすることなく、藤田らの認識の信用性を議論すること自体、ピントの外れたものであり、検察官が、政治活動や政党活動の意義について真剣に検討することなく、ただひたすらに被告人を買収罪によって起訴するという至上命題にとらわれていることを如実に表すものである。

4 地盤培養活動について

(1) 地盤培養活動の意義について

政治家が目指す政策を実現するためには、その人となりや政策に共感する有権者の投票によって議席を得ることが前提となるが、それは、単に、選挙運動期間中に投票を訴えるだけで実現できるものではなく、日頃から地道に有権者に接触することによって、自らの顔と名前を憶えてもらい、人となりや政策などを理解してもらうことが必要となる。そのように、政治家を支持する有権者層を広め、その支持を強固なものとする日常の政治活動が地盤培養活動である。

そして、党の公認を受けた立候補予定者については、党の公認を受けていることを前面に出して地盤培養活動を行うことから、これによって、党への理解と支持を広めるという党勢拡大活動としての性格も併せ持つこととなる。

被告人は、案里が本参議院選挙の立候補予定者として自民党の公認を受け、また、平成 21 年には県知事選を経験していたとはいえ、広島県全県における知名度や訴える政策等に関する認知度は必ずしも十分ではなく、ことに、自民党の公認を受けた立候補予定者である点についての認知度も低く、ともすると、若い女性であるために野党系ないし無所属であるにとらえられがちであると考えていたことから、積極的に全県域で案里の地盤培養活動を行うことが必要と考えており、また、これによって、自民党の党勢拡大にもつながると考えていた。

地盤培養活動は日常の政治活動の肝となるものであって、選挙が近づいた時期、あるいは選挙が意識されるようになった時期だからといって、これが許されなくなるというのではなく、

不断に行われる性格のものである。そのため、従来の検察実務においては、選挙違反事案の立件・起訴を検討する際に、問題となっている活動（行為）が政治家の地盤培養活動に該当するものではないかが最重点の留意点として吟味されてきた。これは、地盤培養活動を安易に選挙違反の活動とすることによって、政治活動に対する不当な制約を加えることにならないよう細心の注意を払う必要があると考えてきたことの証である。ところが、本件の捜査・処理においては、このような視点からの吟味がなされた形跡は皆無であり、検察官は、政治活動の自由を侵害するおそれについての警戒心すらなく、ただ、被告人を買収罪に問擬するために、あらゆる政治活動を選挙運動と位置づけようとするに腐心しているものと思われたい。

(2) 地盤培養活動の具体的内容について

ア 後援会活動

地盤培養活動の中でも最も重要な活動が後援会活動である。政治家が有権者にその顔と名前を憶えてもらい、人となりや政策などを理解してもらうために行う活動には様々なものがあるが、政治家一人の力によってできることには限界があり、政治に対して強い関心を持ち、政治家の人となりや政策を身近でよく理解してくれている支持者が、家族、親戚、隣近所、友人・知人、職場の同僚などの周囲の者に対してこれを伝えて、政治家への支持を多層的に広めていくという活動が不可欠である。これが、後援会活動であり、地盤培養活動の第一歩としては、政治家の人となりや政策に共感して理解してくれる後援会員による後援会を組織し、これを拡大することが必要となる。

国会議員にとって、国政の状況、自身が属する党が目指している政策の内容、そして、自身がどういう役割を果たそうとしているのかといったことを報告する場である国政報告会や街頭演説、政治資金パーティーは大変に重要なものであり、被告人もこれを重視していたところ、その開催のためには、地域の方々に声掛けをして参集くれる後援会の存在が不可欠であるし、活動状況を報告する機関誌等の地域での配布などにおいても、後援会の果たす機能は大変に大きいものである（第70回公判における被告人供述調書4頁以下、14頁）。また、国会議員は、被告人の場合にもみられたように、災害発生時も含めて、地域の実情を把握し、抱えている問題を解決するために政策を立案することが求められているが、そのような地域の実情や問題点を政治家に伝えるという重要な役割や機能を中心となって果たすのも後援会である。

案里は、当然ながら、政治家として、後援会の果たす役割や機能の重要性を十分に認識しており、県議在任中から、その選挙区である安佐南区を中心として、後援会「あんり・未来ネットワーク」(以下「あんり・未来ネットワーク」という。)を組織していたが、本参議院選挙に向けて公認を受けたことから、広島県全域にあんり・未来ネットワークの組織を拡大し、後援会員を増やす必要があった。そのため、あんり・未来ネットワークでは、第七支部との連名により、後援会「あんり・未来ネットワーク」入会申込書（以下「後援会入会申込書」という。）を製作して、配布することとした。

なお、三矢会北広島町連合会長を務める G（以下「G」という。）は、被告人から依頼されたこととして、「私はじめ後

援会の方々、そして、いろいろなつながりの方々に対して、案里さんの考え方をお伝えしたり、応援をしようということでございます。」「三矢会としても、個人としても、政策を宣伝したり、同志を募ったり、河井案里さんの当選のためのお願いでございます。」「室内ビラを貼りましたり、後援会の会員の入会申込みを配ったり、いろいろと、事にふれまして、お願いをしまいました。」「より広くそういう同志を拡張するといいますか、目的があったと思います。」と証言しているところ（第 51 回公判における同人の証人尋問調書 6 頁以下、18 頁）、その内容こそが、地盤培養活動そのものであり、被告人が G に依頼した内容が地盤培養活動であったことを端的に示すものである。

イ その他の活動

党勢拡大活動の具体的内容として挙げたものと重なるが、街頭演説や個人集会などにおいて、政治家が、有権者に対して、党の理念や政策を訴え、その理解を得る活動も地盤培養活動に該当するものであり、案里自身、地盤培養活動として数多くの街頭演説や個人集会を行った。

また、有権者にその顔と名前を覚えてもらい、人となりや政策などを理解してもらうためには、印刷物を配布することなどの広報活動も重要であり、2 連ポスターや室内用ポスターの配布と貼付、自由民主号外の製作と配布、企業・団体回り等も案里の政治家としての地盤培養活動に該当する。

(3) 地盤培養活動に対する誤った評価について

ア 案里の後援会活動に対する評価について

関係者の証言・供述には、あんり・未来ネットワークが本

参議院選挙のためだけに存在するものであり、後援会入会申込書も、選挙運動における電話作戦に用いるためだけに用意されたとするものがあるが、明らかに誤った理解に基づくものであり、案里の地盤培養活動についても選挙運動と決めつけようとする検察官の誘導ないし示唆に影響を受けたものと思われる。

あんり・未来ネットワークは公認から3か月半という期間の中で、できるだけ全県的な組織づくりを行ったものであり、その意味では、後援会としての拡充の途上にあったことが否定できないが、案里は本参議院選挙のみを視野に入れていたわけではなく、その後も継続して国政で政治に携わることを考えていたのであるから、本参議院選挙のためだけにあんり・未来ネットワークが存在するということはあり得ず、本参議院選挙が終わった後には、案里の政治活動を支える後援会として更に拡大強化することを考えていた。このことは、前田が、案里の弁護人から、「宮沢さんの地盤である福山市で、案里さんが溝手さんに勝ったことから、この機に乗じて後援会組織を強固にしようというふうに案里さんが考えて、選挙後に案里さんが白石さんに取りまとめを依頼したということは知っていますか。」と質問したのに対し、「はい、お聞きしていると思います。」と証言し（第6回公判における同人の証人尋問調書51頁）、さらに、「案里の選挙区は広島全県下なので、案里のためには、広島三区を超えた後援会を作ろうという意識を選挙当選後は強く思っていた」旨証言した（同証人尋問調書58頁）ことから明確に裏付けられるところである。

また、後援会入会申込書が電話作戦用の名簿として用いられることも事実であるが、当然のことながら、選挙後に後援会活動を活発に行うための名簿として用いることが主たる目的であった。加えて、選挙後に後援会の組織体制を整える上では、多くの後援会員を紹介してくれた功績のある方を重要なポストに据えて処遇することが必要となることから、そのような勧誘状況を正しく把握するためにも、後援会入会申込書は必要なものであった。現に、前田も、後援会入会申込書は、案里が当選した後も活用することを考えていた旨の証言をしている（同証人尋問調書 16 頁）。

そして、第七支部の職員は、膨大な手間をかけて後援会入会申込書をパソコンに入力して、あんり・未来ネットワークの名簿を作成したのであり、電話作戦のみに使うためであれば、そのような手間をかける必要はないのであるから、後援会入会申込書が電話作戦に用いるためだけに用意されたとするのは、客観的な状況とも明らかにかけ離れた偏った評価であると言わざるを得ない。

イ その他の活動に対する評価について

後援会活動以外の地盤培養活動である、街頭演説の実施や個人集会の開催、2 連ポスターや室内用ポスター、自由民主号外の製作と配布、企業・団体回り等についても、同様に、選挙運動であるかのような評価に基づく証言や供述がされているが、これらについても案里の政治家としての人となりや政策を広く知らしめるための地盤培養活動であるから、これを選挙運動であるかのように評価することは不当である。

ウ 三矢会の活動状況について

三矢会は、あんり・未来ネットワークとは別の組織であるものの、案里の夫である被告人の後援会組織であり、その活動を通じて案里の人となりや政策に共感していた会員が多かったし、地元を不在にすることが多い被告人に替わって、後援会組織の拡充や運営について案里が尽力してきたことから、被告人は、自身の地盤培養活動と同様、三矢会に案里の地盤培養のための活動を行ってもらうことを期待していたし、三矢会も各支部において、案里を支援することに賛意を示し、案里の地盤培養のための諸活動を主体的に行うことを決した。

三矢会の多くの会員の検面調書には、三矢会について、被告人の衆議院議員選挙が近づいたときにだけ活動する組織であるとする供述が判で押したように録取されているが、それは、明らかに三矢会の実態からかけ離れたものであり、案里の地盤培養活動も本参議院選挙における投票の取りまとめのみを目的とするものであると決めつけるために、作為的に録取されたものとしか考えようがない。

この点について、公判廷で証言した三矢会会員の証言をみると、H（以下「H」という。）は、「1年に1回、政治報告、その他、地域とのコミュニケーションを図るため、コミュニケーションを図るため、いろいろと先生に来ていただいてお話をさせていただいておりました。」（第48回公判における同人の証人尋問調書1頁）、「よく河井先生には、敬老会、運動会、盆踊り大会、蛍祭り、こういうもの、先生を呼んで、一言壇上に上がって挨拶をしていただく、それも、せいぜい1分以内とか、顔を売るために努力したことは間違いありません

ん。」「(選挙のない年について) 河井先生の要望ですね。ちょっと国政報告したいから、ちょっと集めてくれんかという依頼だけはやっておりました。」「役員会はちょっと大げさになるんですけど、一応、皆さんで顔合わせとかいうのはあると思います。」と証言し(同証人尋問調書 13 頁以下)、I(以下「I」という。)は、「選挙以外だったら、パーティーをのぞいたり、間に、育てる会、三矢会の会合を地区で持ったりしたときに人を集めたりしたぐらいのことです。」(第 50 回公判における同人の証人尋問調書 2 頁)、「北広島町に関しては、隣の安芸高田、安芸太田に比べたら、そんなに活発ではなかったです。事あるごとに、まあ選挙のときは当然そうですが、あるとき、河井克行氏からの、ちょっと会合を持ってくれという要請があったときはやってたんですけど、近隣町村に比べれば、これは河井さんが一番感じられていたと思います。」「ちょっと北広島町は弱かったような気がします。」と、北広島町における三矢会の活動は比較的低調であったものの、他方で、安芸高田町や安芸太田町では活発に活動しているという認識を示す証言をしている(同証人尋問調書 25 頁)。

また、J(以下「J」という。)は、検察官からの「選挙以外の活動はありましたか。」「選挙のとき以外はそのくらいの活動だったと聞いていいですか。」という極めて誘導的な質問に対して、「選挙以外の活動と言うてはあれなんですけど、年に 1 遍、市内で河井先生の新年の集いと言いますか、そういったものがありましたので、そのほうへ私たち後援会の者が参加者を募って、出席させていただいております。」「それと、月に 2 回ぐらい、克行さんの雑誌、雑誌と言いますか、パン

フレットと言いますか、議会報告と言いますか、出ておりましたので、そういったものを配っておりました。」と証言し(第56回公判における同人の証人尋問調書3頁)、さらに、日頃から被告人のポスターを掲示板に貼る作業を行っていたことも証言した(同証人尋問調書16頁)。

Gは、検察官の主尋問に対しては、「ふだんに、これと違って取り上げるような活動はいたしません、選挙の前後になると、いわゆる選挙運動、応援をしておりました。」と証言しつつ(第51回公判における同人の証人尋問調書2頁)、弁護人の反対尋問には、三矢会と第三選挙区支部共催の政治資金パーティに出席をしたり、月刊河井克行の配布をしたり、国政報告会を開催したり、被告人が地域行事に出席する際に後援会員が案内するなどの活動を行っていたことを認める証言をし(同証人尋問調書15頁以下)、K(以下「K」という。)は、「活動するのは選挙があるときです。」と証言しつつ、その直後に、「平素はポスター貼りとか新年互例会、それとか、機関誌の河井克行の配布等をやりました。」と証言し(第51回公判における同人の証人尋問調書2頁)、さらに、三矢会の会員が参加する朝食会を開催したり、被爆者援護を訴える会の活動に三矢会会員が参加するなどしたことを証言した(同証人尋問調書29頁以下)。

このように、検面調書では、三矢会が被告人の衆議院議員選挙が近づいたときにだけ活動する組織であるとする供述が録取されていながら、公判に出廷して証言した三矢会の会員は、そろって、明らかにこれと異なる証言をしていることは誠に不可解としか言いようがなく、検察官の取調べが、三矢

会の実態を正確かつ丁寧に把握しようともせず、ひたすら、三矢会が検察官のいう「集票組織」であるとする供述調書を作成することに注力し、およそ真実とは異なる内容の供述調書を作成した証であると指摘せざるを得ないものであり、三矢会の活動実態がなかったとする三矢会会員の検面調書における供述はおよそ信用性が認められないものである。

この点、検察官は、論告において、「三矢会は、被告人の衆議院議員選挙がない時期には、被告人による国政報告会を年に1回から2回実施したり、被告人の広報誌である『月刊河井克行』を数か月に1回配布したりする程度の活動を行う一方、被告人の衆議院議員選挙の際には、様々な選挙運動を行って活発に活動していた。」などと、検察官申請の証人である三矢会会員の証言にも目を背けた虚構の事実を指摘している。検察官は、政治資金パーティや国政報告会の開催、広報誌の頻繁な発行、地域行事への参加、ポスター貼り、朝食会等の会合の開催などの三矢会の具体的な活動・内容を把握しようともせず、他の国会議員等の後援会の活動実態との比較もしないままに、検察官の誤った認識を三矢会会員に押し付けて供述調書を作成することによって、ひたすら三矢会が集票組織であるかのような印象を植え付けようとしているが、全くもって偏頗な捜査としか言いようがない。

被告人は、証言に現れたような諸活動に加え、度重なり発生した豪雨災害の被災地において、地元の実情や要望事項をいち早く被告人に伝えて政策への実現に反映させ、被災地の復旧・復興に三矢会会員が大きな役割を果たしたこともあり、三矢会が日頃から精力的に活動し、自身の地盤培養活動につ

いて十分な実績があり、政治活動においても大いに協力をして
てくれていると考えていた。そのため、案里の地盤培養活動
や政治活動への協力についても三矢会に期待したものであり、
そのことは十分に合理性があるというべきである。

- 5 広島県連が党勢拡大活動や地盤培養活動で果たす役割について
参議院選挙に向けて、公認候補者を前面に出した党勢拡大活動
や地盤培養活動を行う場合には、広島県連が主導することが一般
であり、実際、本参議院選挙に向けても、溝手氏を通じた党勢拡
大活動や地盤培養活動については広島県連が主導して行われた。

広島県連が主導して行う活動として、具体的には、県連の事務
局職員、地元選出の国会議員の秘書のほか、党の友好団体からの
応援者や、地方議員の秘書など約 40 人ないし 60 人によって実働
部隊が構成され、その実働部隊が中心となって、地方議員や企業
団体等への支援要請に関する連絡・調整、ポスターの手配、推薦
依頼をする企業団体のリスト作りなどの党勢拡大活動や地盤培養
活動の実務全般が執り行われ、選挙運動に入った後に行う電話作
戦で用いる名簿集め、選挙運動用自動車（いわゆる選挙カー）の
運行表の調整作成なども行われる。これによって、各候補予定者
の事務所（選挙区支部）は、それに乗ることで済むというのが実
情となっている。

さらに、県連所属の県議らが、自らの後援会や支持者を通じて、
立候補予定者の後援会の入会申込書を集めたり、2 連ポスターな
どを配布して貼ってもらったり、自由民主号外を配布したり、選
挙はがきを記入したりするほか、立候補予定者やその家族親族を
支持者に引き合わせて支持を依頼したり、集会の開催や集会への

動員を働きかけるなどの活動を行うことが一般である。

こうした県連を中心とした支援体制は、広島県に限られたものではなく、政党問わず、全国で行われているものであるところ、検察官の理屈・評価によれば、それら全てが選挙運動と看做されることになるが、案里以外の候補者を巡る活動については何ら問題にしていないことからしても、検察官の理屈・評価が法的にも実務的にもかけ離れていて、不当なものであることは明らかである。

第7 本参議院選挙の選挙情勢に関する被告人の認識について

検察官は、案里の公認決定が遅れたこと、現職の溝手氏の当選が確実視されていた一方で、案里は苦戦が予想されていたこと、案里については広島県連の支援が受けられないことなどから、案里の選挙戦が厳しいものとなると予想され、そのような状況の中で、被告人が案里を当選させるべく、投票買収等の本件犯行に及んだとする見方をしているようであるが、以下に述べるとおり、このような見方は、当時の情勢や被告人の認識と大きく齟齬しており、皮相的・部分的・一方的な捉え方であり、半ば思い込みに基づく誤った評価にすぎない。

この点についても、本件の罪体の認定にも影響し、また、被告人の犯意にも密接に関連するものであることから、第8（罪体に関する主張）及び第9（情状）に先立って、被告人の認識に関する弁護人の意見を述べることにする。

1 公認の遅れについて

案里が公認を受けたのは本参議院選挙の公示日である7月4日の約3か月半前であり、現職については公示日の1年ほど前に公

認決定されることに比べると公認が遅かったことは事実である。

他方で、案里は、初の県議選の際は約 3 週間前、県知事選の際は 9 日前、県知事選後の返り咲き県議選の際は約 2 週間前に、それぞれ立候補を表明した経験を有していたことから、被告人及び案里は、それらの選挙に比較すれば、本参議院選挙における公認決定は早い時期になされたものと認識しており、国政選挙と違いがあるとはいえ、全県を選挙区とする知事選を戦った経験等から、少なからず「出遅れた」感を抱いておらず、公認の遅れを深刻なものとしてはとらえていなかった。

検察官は、甲 508 号証の添付資料 2 を根拠として、本参議院選挙に向けた運動ができない焦りから、被告人及び案里が自民党本部に対して、早く案里の公認決定をするよう求めていたと指摘するが、被告人及び案里が求めていたのは、公認をするかしないかの判断を早急に行うことについてであり、その背景には、以下のような事情が存在していた。すなわち、案里が県議選に立候補しなければ、案里の選出区であった安佐南区において共産党が新人候補を擁立する動きがあり、その場合には、無投票で議席を共産党に奪われてしまう可能性が高かったところ、案里が公認されるのであれば、その後継候補を速やかに擁立する必要があった一方、公認が遅れば、後継候補の擁立が困難となることから、案里が県議選に立候補せざるを得なくなるという状況にあった。

このことは、「とにかく今は、どちらに転ぶか分からないので、身動きが全く取れません！県議選の運動も、参院選の運動もどちらもできない状況です！」との記載からも明らかであり、あたかも、選挙運動の遅れに焦っていたために被告人らが早く案里の公認決定をするよう求めていたとする検察官の主張は失当である。

そもそも、国政選挙を戦うのであれば、地盤培養等のため然るべき体制を整える必要があるのであり、少しでも早く公認、すなわち、党としての決断をしてもらいたいと思うのは当然であるから、公認決定を早期に求めたとしても、直ちにこれをもって被告人らが焦っていたと評価することは正しくないし、ましてや、それをもって、買収の動機とすることもあまりに飛躍した論理である。

2 案里の当選の見込みについて

検察官は、案里の選挙戦が厳しい状況にあったことから、夫である被告人がその状況を打開するために本件買収行為に及んだ旨の主張をするが、被告人は、案里の当選の見込みが高いものと考えていたのであって、検察官の主張は前提において誤っている。

被告人が案里の当選の見込みが高いと考えていた理由は、以下のとおりである。

(1) 案里の政治家としての資質を高く評価していたこと

被告人は、自らの長い政治経験に照らして、県議として政治活動をしていた案里の政治家としての資質を高く評価し、国政で十分に活躍できる、有権者の期待に応えることができる人材であると確信していた。

被告人は、特に以下の点について、案里を高く評価していたし、また、その行動力についても高い評価をしていた（第69回公判における被告人供述調書(2)1頁以下）。

- ① 時代を先取りした問題意識を持ち、それに立脚した卓越した政策形成能力を有していること
- ② 人を思いやり、被災者など困っている人たちの中に分け入って共感する力を有していること

③ 自分が正しいと考えることについては、相手が誰であろうと決してひるむことなく、正々堂々と主張する胆力を有していること

(2) 広島には多くの保守票があったこと

広島県は保守王国と呼ばれる土地柄であり、過去の参議院選挙の投票結果を見ても、自民党候補者は極めて多くの票を獲得してきた。

平成 25 年 7 月施行の参議院選挙では、2 位当選の森本真治氏の 19 万 4358 票に対し、溝手氏が 52 万 1794 票という約 2.7 倍の票を獲得し、平成 28 年 7 月施行の参議院選挙では、2 位当選の柳田稔氏の 26 万 4358 票に対し、宮澤参議院議員が 56 万 8252 票という約 2.1 倍の票を獲得している（いずれも、広島県選挙管理委員会の公表結果による。）。

被告人は、このように過去の参議院選挙で自民党が獲得した票に加えて、案里が自民党公認候補として立候補すれば、若年層や女性層などの新たな支持層による票も獲得できるものと考えており、溝手氏の当選が固いとしても、次に述べる案里の基礎票も含めて十分に当選できる票を獲得することができると考えていた。

(3) 案里には大きな基礎票があると考えていたこと

平成 21 年の知事選において、案里は、全県的な知名度がない中、告示日のわずか 9 日前に出馬表明したにもかかわらず、約 20 万票を獲得した。特に、知事選には不利と思われた当時 36 歳の若い女性であり、民主党政権発足直後という自民党には大逆風が吹いていた中での選挙であったにもかかわらず、その中で約 20 万票という獲得票数は、案里に地力があるからであ

ると考えており、本参議院選挙における基礎票として作用すると考えていた。

また、広島県には与野党問わず女性の国会議員が一人もいなかったところ、多様性が求められている中で、若く、新鮮で活動的な印象を与える女性の候補であるという案里には有権者にアピールできるものが多いとと考えていた。

さらには、連立与党を組んでいる公明党の支持者は、街頭での振る舞いを重視し、清廉な若い女性を応援するという面があることから、街頭での草の根運動を熱心に行っている案里をしっかりと応援してもらえると見通しもあった。

検察官は、論告において、参議院議員選挙の選挙区が全県区であることを案里の選挙情勢が厳しいものと予想された根拠の一つとして挙げているが、そもそも選挙区が全県区であることは織り込み済みであるし、案里には、前述のとおり、県議としての活動実績がわずか2年余りの平成21年に県知事選に出馬して約20万票を獲得した実績があったことからすると、検察官の主張は的外れとしか言いようがない。

(4) 自民党本部が公認決定したこと

被告人が案里の当選の見込みが高いと考えていた背景には、何よりも、自民党本部が案里を公認したことがあった。

すなわち、広島県選挙区は21年ぶりに複数を経験し、全国屈指の注目区になることは自民党本部として十分に承知していたはずであり、それでも案里を公認するという判断に至った背景には、党本部が独自に行っている世論調査、地方議員や地元マスコミなどを通じた情報の収集・分析・評価などの確たる根拠に基づいて確実に勝算があるとみていたと評価すべきで

ある。前述のとおり、政権責任政党である自民党は、様々な要素・観点から考察し、熟慮を重ね、総合的に見て、当該者が当選する確信をもつ場合に公認に及ぶものであり、裏返せば、当選する可能性が低い者と判断した場合については、公認に及ぶことはない。特に、最重点候補として公認するに至った案里については、党としても十分な当選への確信を抱いていたと評価されるべきである。

なお、自民党が実施した世論調査では、最後まで案里が3番手であったのであるから、勝算があったとは言えないとする見方もあるが、このような見方は、いわば素人的な評価であって、正当なものではない。選挙に精通した者は、実数としての世論調査の数字ではなく、その候補者の数字がどのようなベクトルを持っているか、つまり、時を経るにつれて上昇傾向にあるのか下降傾向にあるのか、あるいは、変化の率、他候補との比較を見て分析するものとされており、このような観点から見ると、案里は、立候補予定者の中で、公認決定後、ただ一人、一貫して上昇傾向にあった候補者であったことからすると、世論調査の結果からも、案里の当選見込みは高かったと評価すべきである。

(5) 選挙情勢に関する被告人の発言について

関係者の証言や供述の中には、本参議院選挙の情勢について、被告人が、「厳しい選挙」などと発言していたとあるものがあるが、これは本件当時の被告人の真意を的確に表したのではなく、これを額面どおりに評価することは誤りである。

すなわち、被告人は、案里の陣営や案里の支持者が油断しないようにするため、案里が当選する見込みが高いと考えつつも、

あえてそのような発言をし続けたものである。仮に、選挙情勢がよくても、「大丈夫」などと公言する陣営の幹部がいるはずはなく、厳しい選挙であるとの認識を示すことは当然のことである。

検察官が、このような被告人の発言を額面どおりにとらえて被告人が案里の選挙情勢を厳しいものと評価していたと主張するのであれば、それは選挙戦の実情を正しく理解しないものである。

なお、被告人は、7月18日に安井裕典(以下「安井」という。)と面会した際、同人に対し、「今回、案里は勝ちます。色々な情報を取ったら、案里が勝ちます。」などと話したが(甲204号証24頁)、これは、選挙戦の最終盤になり、もはや、情勢が大きく変わり得ないと見極めたことから、初めて、案里の当選を確信していることを外部に発したものである。

3 県連の果たすべき機能を代行・補完する必要があると考えたことについて

第6の5で述べたとおり、通常の参議院議員選挙では、選挙区支部長に就任したときから、広島県連が主導して党勢拡大活動や地盤培養活動を精力的に行うところ、被告人は、自民党本部が広島県連からの公認申請がないままに案里を公認決定したことに反発して広島県連が案里を一切支援しないという方針を打ち出したことから、通常であれば公認候補予定者に対して広島県連が行う支援が受けられないであろうことを想定していた。

また、現実問題としても、県連は県議主体の組織であり、広島県政は宏池会が主導する自民党会派と連合広島と民主党系会派の

野合によって動かされており、県議の利益は今の権力体制を維持することにあるところ、国政選挙を県政の延長線上に位置づける傾向がある県議としては参議院選挙においても宏池会と民主党系によって議席を分け合うのが最善と考えているとみていることから、県連や宏池会のいずれとも距離を置いている案里については応援・支援をせず、県議ら地方議員が案里を前面に出した党勢拡大活動や地盤培養活動を行うことはないだろうし、場合によっては、案里への投票を妨害する愚行にさえ及びかねないと考えていた。

そのため、被告人は、第三選挙区支部長である自らが、広島県連が本来果たすべき機能、すなわち、第七支部長である案里を前面に出した党勢拡大活動や地盤培養活動を精力的に行うことを決意した。

検察官は、論告において、広島県連の支援なしに本参議院選挙に向けた活動を行わなければならなくなったことを、案里の選挙情勢が厳しいものと予想された根拠の一つとして挙げるが、被告人としてはこの点も当初から織り込み済みであり、検察官の指摘は失当である。本来、広島県連が果たすべき機能である公認候補者を前面に出した党勢拡大活動や地盤培養活動が県連によって果たされないことから、被告人や案里は、自ら、2連ポスターや自由民主号外の配布などの案里を前面に出した党勢拡大活動や地盤培養のための後援会の拡大強化などを行わなければならない、そのための人員の確保等に苦心したことは事実であるが、案里が他に類を見ないほど精力的に街頭演説を行うとともに、第七支部のスタッフとして確保した人員や三矢会会員などが中心となって党勢拡大活動や地盤培養活動に励むことになったにすぎず、そのこと

と選挙情勢に対する認識とは全く別の話であり、県連の支援が受けられないことによって、案里の選挙情勢が厳しいと考えたとすることは、あまりに短絡的な発想である。

後に述べるように、本件における受供与者が案里への投票取りまとめのために積極的に活動した形跡は認められないにもかかわらず、県連の支援が受けられなかった案里が当選し、県連の全面的支援を受けた溝手氏が前回選挙から大幅に得票数を減らして落選したことは厳然たる事実であり、県連の支援の有無自体により選挙情勢が変わるという考え方は、あまりに短絡的にすぎると言うべきである。

案里自身も主張したように、県連の支持を得られないことは、応援してくれる県議や市議の都合に振り回されず、かえって自らの判断で選挙に向けた政治活動や選挙運動を臨機応変かつ柔軟に進めることができるというメリットも感じていたのであるから、この点も、選挙情勢が厳しいという判断に結びつくものではなかった。

4 被告人が溝手氏の票の切り崩しを意図したとされる点について

検察官は、被告人が案里の当選を得るためには溝手氏の票を切り崩す必要があると考えていたほど、案里の選挙情勢が厳しいものととらえていたとするが、このような見方も誤りである。

前述のとおり、そもそも、被告人は案里が当選する見込みが高いものと考えていたのであり、前述したような平成 25 年の参議院選挙の投票結果や平成 21 年の県知事選における案里の得票数を分析し、さらに、案里の立候補によって、新たな支持層による票が上乗せできると考えていたことから、被告人には、平成 25

年には溝手氏一人に集中した保守層の票の一部が案里に回るだろうとは予想していたものの、それでも溝手氏とともに当選するものと考えていたのであるから、案里が当選するために溝手氏の票を切り崩す必要があるとの発想はなかったし、被告人は、各種集会などにおいても、本参議院選挙で2議席獲得を目指すと言っていた。また、自身のFacebookでも、自民党が2人を公認することの重要性を明記して理解を訴えた。

そもそも、被告人は、投票先を選ぶ有権者の立場からすれば、選択肢が多い方が好ましいのであって（被告人は、有権者を商品を選ぶ顧客の立場に例えている。）、政治的なバックボーンや特性、訴える政策も異なる溝手氏の支持層と案里の支持層とが大きく競合するものとは考えておらず、自民党の公認を受けた案里が、目指す政策である女性活躍社会の実現や国土強靱化、憲法改正の必要性などを強く訴えて党政拡大活動や地盤培養活動を活発に行うことによって、それまで埋もれていた新たな支持層、すなわち、女性層や若年層、広島県西部の支持層などを掘り起こすことが可能となるものと考えており、同じパイを溝手氏と案里とが取り合うという発想そのものについて否定的な立場に立っていた。

このことは、本参議院選挙において、案里と溝手氏が獲得した合計の票数が約56万6000票であり、平成25年実施の参議院選挙で溝手氏が獲得した52万2000票を大きく上回っているという選挙結果からも裏付けられているところであり、だからこそ、被告人は、各種集会などで、必ず、2議席獲得を目指すと言っていたのである。

検察官は、被告人が溝手氏に関するネガティブキャンペーンをネット業者に依頼したことをもって、被告人の真意は溝手氏の票

を奪ってでも案里を当選させることにあったと主張するかのようである。甲 523 号証にあるとおり、被告人が、ネット業者に対し、「期待していた通り、溝手顕正氏が失言をしてくれました。先日広島市内で開催された岸田文雄自民党政調会長の親戚会『岸田会』に招かれた溝手氏が『河井あんりには一票も与えないように、皆さんどうかよろしく願います』と発言していたことが分かりました。(中略) どうすれば効果的に拡散できるでしょう？」などとメールを送信した事実が認められるが、これは、溝手氏が案里に対する人格攻撃や誹謗中傷を繰り返していた挙句、岸田代議士の親戚会の場において、上記のような反党行為に該当する内容の発言をしたことに憤激してのものであり、これをもって被告人の真意が溝手氏の票を切り崩すことにあったと評価することは適当ではない。

そもそも、仮に、被告人の真意が溝手氏の票を奪ってでも案里を当選させることにあったとしても、そのことと被告人による本件犯行とが現実にはどのような関連性があるのか、あるいは、あったのかが全く不明である。広島県連が溝手氏支持で一本化する方針を明確に打ち出し、案里に対する異常ともいえる対応を取っている中で、被告人が現金を供与することで、県連の方針に反して、溝手氏から案里に支援の対象を変更する地方議員らがいるとは思われず、後に述べるとおり、現に、溝手氏を支持することを明確に述べて案里の支援はしないと被告人に伝えた地方議員らも多く存在した。さらに言えば、被告人の現金供与によって、実際に地方議員らの投票行動や選挙運動に影響が生じたという事実もなく、その立証もなされていないことも指摘しておく。

被告人も、地方議員らに大きな影響力を有する宏池会や県連の

動向・対応ぶりなどを十分に承知していたし、そのような状況下での地方議員の思考や行動原理も十分に知り尽くしていたのであるから、当然のことながら、現金を供与することによって、溝手氏に入れられる票を案里側に奪うことがたやすくできるとは考えておらず、せいぜい、案里への個人攻撃をしたりすることをやめてもらいたい、案里へ投票しようとする者に対する妨害行為をしないでもらいたいという考えにとどまっていたものである。

第8 罪体に関する主張

1 案里との共謀の有無について（公訴事実第1関係）

(1) 案里による現金供与について案里と意思を通じたことがないこと

案里による現金供与について被告人との共謀共同正犯が成立するためには、最低限、現金供与に先立って、被告人と案里とがその意思を通じることが必要となるところ、下記のとおり、被告人が案里から現金供与の予定を伝えられたことはなく、また、被告人が案里に現金供与を指示した事実もないのであるから、案里による現金供与について被告人と案里とが意思を通じたものとは認められない。

まず、被告人は、岡崎、平本徹、下原康充（以下「下原」という。）及び奥原（以下、これらの4名については、本項において「岡崎ら4名」という。）に現金を供与することを事前に案里から聞かされていたことはなかった。このことは、被告人自身も一貫して主張しているところであるし（第74回公判における被告人供述調書67頁以下）、案里も公判廷において、自身による現金供与の事実を事前に被告人に伝えたことはない

旨明確に供述している（第 28 回公判における被告人供述調書 (1)33 頁）。これに対して、案里が被告人に現金供与について事前に伝えたとする直接証拠は存しない。

他方、被告人が案里に対して、岡崎ら 4 名に対して現金を供与するよう指示したかについてであるが、被告人及び案里は公判廷でその事実を明確に否定しているのであって、被告人が案里に対して岡崎ら 4 名への現金供与を指示したという直接証拠も存しない。

特に、被告人は、案里が、かねてから、「今はお金で選挙が動く時代じゃない。」と言って、投票買収に対して強い抵抗感を示していたことから、被告人自身の政治的な思惑とともに、案里の当選を得る目的ももって現金を供与することについて、案里には言いにくかったと供述しているのであり（第 74 回公判における被告人供述調書 70 頁以下）、岡崎ら 4 名に対する供与だけを案里に指示をしたということはおよそあり得ないものである。

なお、案里との共謀として起訴されている胡子に対する現金の供与は、被告人が前田に指示をして胡子に供与したものであり、案里には、事前はもとより事後的にも供与の事実を伝えていないのであるから、胡子に対する現金供与について、案里との共謀は認められない。

検察官が論告で主張する、被告人と案里が胡子に対する現金供与について意を通じていたとする論拠は、案里公判で主張しているところと何ら変わらないばかりか、前田は、当公判廷における弁護人からの質問に対して、非常に不明瞭な証言に終始しているのであって、検察官が主張するような、「揺るがずに

証言をしている」ものとは到底評価することができない。例を挙げれば、カラオケ会場で胡子に現金を渡すことを事前に案里に電話で伝えた理由について、案里や克行から後でクレームをつけられたら困ると証言しながら、克行には事前にそのことを伝えて了解を取っていたことを指摘されるや、答えに詰まったり（第35回公判における同人の証人尋問調書47頁）、カラオケ会場で案里に胡子を見たか確認した際の案里の反応に関する証言と捜査段階での検察官への供述との齟齬を尋ねられた際にも、曖昧な証言に終始している（同証人尋問調書51頁以下）。

(2) 本参議院選挙に向けた活動における被告人の立場について

検察官は、論告において、被告人が、本件選挙における案里の当選に向けた活動全般の取り仕切り役であったとした上で（この点については、後記9の総括主宰者性の項において反論する。）、案里による岡崎ら4名への現金供与が選挙運動の一環として行われたものであることから、この現金供与も被告人の取り仕切りの下で行われたものと推認できると主張する。

しかしながら、仮に、被告人が本件選挙における案里の当選に向けた活動全般の取り仕切り役であったとしても、それは、通常の選挙準備行為、政治活動及び選挙運動におけるものについてであって、買収行為についてまで案里を含めた選挙対策組織を取り仕切っていたという証拠は皆無であるし、現に、検察官も被告人による多くの買収行為を被告人の単独行為として認定しているのであるから、かかる主張が何ら説得力を有しないことは明らかである。

また、検察官は、論告において、前田が案里から訪問を指示

された県議らについて、被告人から重複して同じ県議らへの訪問を指示されたことがなかったことから、被告人と案里との間で意を通じて選挙運動を行っていたことが認められ、岡崎ら4名に対する各現金供与も、被告人の取り仕切りの下、被告人と案里との間で意を通じて行われたことが推認できると主張する。

しかし、この点は、県議らの訪問先について、被告人が全てを指示していたわけではないことの証左でありこそすれ、それ以上に、訪問先を被告人と案里とで訪問先に関する前田への指示を事前に調整していたことの根拠となるものではないし、ましてや、このことをもって、岡崎ら4名に対する各現金供与も、被告人の取り仕切りの下、被告人と案里との間で意を通じて行われたことが推認されるはずがなく、検察官の主張は、正に、牽強付会以外の何ものでもない。

(3) 名簿、リストについて

検察官は、論告において、被告人と案里が案里による岡崎ら4名への現金供与について共謀していた根拠として、被告人が書き込みをした県議及び広島市議の名簿(以下「名簿」という。)は被告人と案里のいずれが現金の供与者となるかを被告人が検討した過程を記載したものであり、被告人が作成した地方議員等の名前や数字を記入したリスト(以下「リスト」という。)は被告人及び案里による投票及び選挙運動の報酬の趣旨での現金供与の実績を正確に記載したものであることを挙げている。

さらに、被告人と案里の間で現金供与について意を通じていたことが推認できる事実や案里が被告人の行為とあいまって

現金供与を遂行していると認められる事実もあるとして、案里による岡崎ら4名に対する現金供与について、被告人と案里の間で共謀が成立していたことは明らかとしている。その主張する意味は極めて不可解であるが、名簿及びリストに関する検討の前に、この点に関する弁護人の意見を述べることにする。

まず、「被告人と案里の間で現金供与について意を通じていたことが推認できる事実」として、検察官は、岡崎、奥原及び安井に対して被告人及び案里の両者から現金供与や供与の申込みがあったことを挙げているが、そのことがどうして現金供与について意を通じていたことを推認させるのかが全く不明であり、むしろ、意を通じていなかったからこそ、同一人に対して複数回にわたって供与等の行為に及んだものと理解することが自然である。

また、「案里が被告人の行為とあいまって現金供与を遂行していると認められる事実」として挙げている点であるが、まず、その意味するところが極めて不明確である。仮に、案里が高山博州（以下「高山」という。）から被告人からの供与現金の返還の申出を受けた際の言動について指摘しているとしても、案里は「人格が違いますから受け取れません。」と答えて受取を拒否したにすぎず、この事実をもって現金供与について被告人と意を通じていたことを推認させるとすることは、あまりに論理の飛躍がすぎるものである。

次に、名簿とリストについてであるが、この点に関する検察官の論告での主張は極めておざなりなものであって、検察官の主張する事実がいかなる論理構成で共謀を認定する根拠となるのかが極めて不明確であるが、おそらく、案里が現金を供与

した岡崎ら 4 名については、名簿に「ぶ」の記載があり、リストに案里が岡崎ら 4 名に供与した金額と一致する数字が記載されていることから、被告人が岡崎ら 4 名については案里を供与者として、案里に現金の供与を指示したものの趣旨の主張をしようとしているものと思われる。

しかしながら、その主張を前提とすると、被告人が自ら多数の者に現金を供与することについては案里に何も伝えずに、岡崎ら 4 名に対してだけ案里に現金供与を指示したとすることとなるが、なぜ数多くの供与相手のうち岡崎ら 4 名についてだけ案里に現金供与を指示したのか、しかも、複数回供与したうちの一部だけ案里に指示したのか（検察官の主張を前提とすれば、同一人物の他の供与については案里が知らないところで被告人が単独で実行したことになる）、全く合理的な説明はなく、岡崎ら 4 名だけを共謀事案として切り取ることができる理由・根拠が一切示されていない。岡崎ら 4 名と他の供与相手とは、被告人の意図として案里の当選を得る目的も有していたという点では全く異なるところがなく、案里自身も岡崎ら 4 名に対して当選を得る目的をもって現金を供与したとするのであれば、被告人が単独で現金を供与した相手（岡崎ら 4 名以外）に対する事案と共謀して供与したとする相手（岡崎ら 4 名）に対する事案との間で、あえてこのような区別をする合理的な理由は全くないのであって、検察官の主張は、証拠の一部のみを都合よく援用して構成したものであって、事案を全体として見た場合には完全に破綻している。

加えて、検察官が現金の供与について被告人が計画し、案里と意を通じた証であるとする名簿について言えば、以下のとお

り、その検察官が主張する記載の意味と客観的な事実と齟齬するところが多く、その証明力には大いに疑義があると言わざるを得ない。

すなわち、名簿には、多様な印が書き込まれているところ、案里を指し示す「ぶ」という文字が記入されていながらも実際には被告人が供与した相手（渡辺典子、高山博州、岡崎哲夫、豊島岩白、三宅正明、仁井田和之）もいる一方、「ぶ」という文字が記入されていたり、あるいは、被告人を指し示す「こた」や「ぶ」という文字が記入されていながら、被告人も案里も現金を供与していない者（L、M、N、O、P、Q、R）が相当数存在する。さらには、「こた」や「ぶ」という文字は記入されていないのに被告人が現金を供与した相手（佐藤一直、児玉浩、沖井純、宮本新八、石橋竜史、森野貴雅、沖宗正明、八軒幹夫、木山徳和）も存在している。このことからすると、被告人が名簿に「ぶ」あるいは「こた」という文字を記入したことが、相手方に現金を供する担当を案里と被告人のいずれにするかという観点で振り分けたことの証明にならないのは明らかであり、ましてや、そこに「ぶ」という文字の記載があるからといって、被告人が当該者に対する現金供与について案里と意を通じた（案里に指示をした）ことの根拠となるものではない。

被告人は、名簿への「こた」や「ぶ」などの記入について、今後面会する可能性や現金を供与する可能性があると考えた地方議員らに関して、被告人と案里との関係性、すなわち、被告人と案里とのいずれが近しいか、親しいかを頭の中で整理したものであり、現金を供与する担当者を検討して記入したのではないと供述した（第76回公判における被告人供述調書11

頁以下)。そして、被告人の同供述は、前述のとおり、「こた」や「ぶ」の記入と実際の供与者とが大きく異なることや、「こた」や「ぶ」の記入がありながらも現金を供与していない者もいるなどの事実とも整合しているのであって、何ら不合理・不自然な点はない。

この被告人供述を虚偽と断ずるためには、少なくとも、名簿への記入と実際の供与との間の食い違いが生じている理由を合理的に立証しなければならないはずであるが、検察官は、論告において、被告人の同供述を虚偽と決めつける根拠として、「前記認定からすれば信用できず」としているのみであり、その「前記認定」なるものも、結局は、「名簿が被告人と案里のいずれが現金の供与者となるかを被告人が検討した過程を記載したものであること」という認定にしか行き着かないのであるから、正に、「問をもって問に答える」という誤りに陥っている。

要するに、検察官の主張は、被告人が説明し、また、検察官自身も一部認めている名簿の記入と実際の現金供与の事実との食い違い（検察官は、名簿に記入があるものの、リストに記載されていない 19 名のうち、〇ら 13 名は、被告人又は案里から現金供与やその申込みを受けていないとしている。）について全く説明しようともせずに、独善的に被告人の供述を虚偽と決めつけているだけのお粗末極まりないものであって、被告人質問の結果、被告人の供述に合理性があり、その供述を弾劾することができないことが判明したために、立証を放棄したものとしか考えられず、そのため、論告における主張も全く意味不明なものとなっていると思われる。

次に、検察官が被告人及び案里による投票及び選挙運動の報酬の趣旨での現金供与の実績を正確に記載したものであるとするリストについてであるが、被告人は、このリストを党勢拡大や地盤培養、あるいは、自身の県内政界における政治基盤を固めるために、地方議員らに現金を渡すことを想定し始めた際に、現金を渡すとすれば、誰にどれくらい渡すかということについて頭の整理、頭の体操をするために作成し始め、その後、何度も改訂をしながら、一部、現金供与の実績を記入したものである（同被告人供述調書 21 頁以下）。

したがって、リストに掲載していながら、実際に現金を供与していない相手方がいたり（「安芸区 S100+100」、「安佐南区 Q30」、「呉市 N30+20」、「尾道市 M30+20」については、被告人が現金を供与した事実はない。）、供与した相手についても金額が正確でなかったりする者もいるなど、その記載は不正確なものであり、内容の更新作業も、国会開会中で、東京と地元を往復する生活を続けていた多忙な時期に、時には飲酒をしながら行ったこともあって、厳密なものとはなっていないのが実態である。

したがって、まず、このリスト自体、検察官が主張するように、被告人及び案里による投票及び選挙運動の報酬の趣旨での現金供与の実績を正確に記載したものではない点において、検察官の主張は失当である。検察官は、リストの正確性を強調しながら、実際に現金を供与していない相手方についても掲載されていることの合理的説明をしていない上、砂原克規（以下「砂原」という。）に対する金額の順番違いや渡辺に対する回数の違い（渡辺については、金額についても異なっている可能性が

ある。)、山田賢次(以下「山田」という。))に対する金額の順番違い(主位的訴因を前提とした場合)について、「軽微な差異があるにすぎない」という一言で済ませているが、これは、正に都合のいい部分だけを声高に主張し、不都合な部分については無視をするというものであって、到底、検察官が負っている立証責任を果たしたものとはいえない。

なお、リストに関して、案里との共謀に関して意味のある点は、案里が実際に供与した岡崎ら4名とその供与金額に相当する数字が記載されていることについてであると思われるが、これは、案里が岡崎ら4名に供与した後に、被告人に対して、事後的にその結果を伝え、被告人がこれをリストに記載したものとしか考えようがない(現に、検察官もリストは現金供与の実績を記載したものと認定しているのであるから、この点について特段異なる主張をしているものとは思われない。)。被告人は、案里から現金供与の事実を聞かされた記憶はないものの、案里が自身の公判廷において明確にこの事実を供述していることからすると、案里から伝えられた可能性は否定できず、リストにその記載をした可能性も否定できない旨供述しているのであり(同被告人供述調書24頁以下)、多忙な中で、時には飲酒をしながらリストを作成していたという状況からすると、被告人の供述が不合理・不自然とすることはできない。

その上で、弁護人として強く主張したい点は、この記載をもって、事前に被告人と案里とが現金の供与について意思を通じたことの証拠となるものではないということであり、名簿にある「こた」、「ぶ」の記載の意味は、飽くまでも当該地方議員らと被告人及び案里との関係性の観点から記載したものの

であり、現金供与の担当者の意味ではないことと併せ考えれば、名簿及びリストを根拠として、被告人と案里との共謀を認定することはできないというべきである。

なお、検察官は、「現金供与の計画を記載することに主眼のあったリストに案里による現金供与分の実績を記載したこととなり不自然・不合理である」とか、「現金供与の計画と実績とを区別することなく混在させて記載していることになり不自然・不合理である」と主張する。しかし、被告人は、リストについて、地方議員らに現金を渡すことを想定し始めた際に、頭の整理をするために作成し始め、その後、一部、現金供与の実績を記入した旨の供述をしているのである。被告人自身、このリストについては「頭の体操」程度に扱っていたのであるから、そもそも「現金供与の計画」と評価できるものではないし、また、「計画」であるとしても、計画と実績が混在することも特段問題とするまでのことはない。そもそもリストがどのような目的で作成されて保存されていたかについて何らの立証もされておらず、被告人の同供述の信用性を有効に弾劾できていないにもかかわらず、それが不自然・不合理とする主張も単なる検察官の決めつけであって失当である。

2 第七支部のスタッフ（脇雄吾、森脇健之及び野々部尚昭）に対する供与の趣旨について

(1) 総論

本件では、第七支部のスタッフである脇雄吾（以下「脇」という。）、森脇健之（以下「森脇」という。）及び野々部尚昭（以下「野々部」という。）に対する金員の供与についても、投票

又は投票の取りまとめなどの選挙運動に対する報酬として起訴されているが、同人らに対する金員は、第七支部のスタッフとしての給与・報酬として交付されたものであるから、同人らに対する買収罪及び事前運動罪は成立せず、いずれも無罪である。

特に、本件では、脇、森脇及び野々部（以下、本項において「脇ら」という。）以外の第七支部のスタッフに対する給与・報酬の支給や、検察官が第七支部と混然一体であったとしている第三選挙区支部のスタッフに対する給与・報酬の支給については起訴されていないところ（以下、第七支部のスタッフと第三選挙区支部のスタッフを総称して「第七支部等のスタッフ」という。）、弁護人としては、以下に述べるとおり、脇らとそれ以外の第七支部等のスタッフとの間に、担当した業務の内容等において実質的な差異があるとは考えておらず、脇らに関する金員の支給のみを買収罪及び事前運動罪として起訴したことは明らかに誤りであると考える。

検察官は、論告において、「脇、森脇及び野々部が従事した活動は、本件選挙における案里の当選に向けた活動であって、本件選挙において案里が投票を得るために直接又は間接に必要なかつ有利な行為であった」とするが、そのような主張をするのであれば、脇らが従事した業務とそれ以外の第七支部等のスタッフが従事した業務との法的な違いを明確に立証しなければならないはずであり、それができないのであれば、法的には同じ業務に従事していながら脇らのみに対する支給のみが買収罪に当たるとして起訴した合理的理由も示さなければならないはずである。

本件における証拠を見ても、第七支部等のスタッフの中で、脇らが従事した業務自体について、他のスタッフが従事した業務との異質性について言及した者がいないことからしても、第七支部等のスタッフの間でも、脇らは、自分たちと同質の業務、すなわち、第七支部等のスタッフとしての業務と同じものを担っていたと認識していたことが明らかである。

さらに、検察官は、「脇らが第七支部の職員であるかどうかやその活動が被告人が主張するところの党勢拡大及び地盤培養の意味を併せ持つかどうかを問わず、供与罪が成立する」としている。この論理によると、いかなる政党支部の職員も、職員としての給与を得たままでは、選挙運動期間中も含め、およそ一切、選挙運動に相当する業務（本件における検察官の主張によると、党勢拡大活動や地盤培養活動すらも、これに該当するとされてしまい、その外延は極めて曖昧である。）に従事できないことになるどころ、それは、あまりに政党活動・政治活動の活動実態とかけ離れ、これまでそのような論理で政党支部のスタッフに対する買収罪を立件したことがない検察実務の方向性を大きく変更するものであるとともに、政党活動・政治活動との関係で、極めて危険かつ強権的な論理であると憂慮されることを指摘しておく。

ア 第七支部の業務に従事したこと

個別には後に述べるが、脇らは、第七支部の業務、すなわち、党勢拡大活動や地盤培養活動を含めた政治活動に従事したのであり、少なくとも、選挙運動のみに従事した選挙運動員ではないのであって、この点は、他の第七支部等のスタッフと何ら変わるところはない。

そもそも、選挙区支部のスタッフは、日頃は選挙区支部長を補佐して、党员・党友の勧誘・募集活動、党や支部長である政治家の活動に関する広報活動、支持者を拡大するための企業・団体回り、政党支部の資金を集める活動、政党支部が主催する集会への動員活動、支部長である政治家のための秘書活動などの党勢拡大活動や地盤培養活動を含めた政治活動に従事している。そして、選挙区支部長が選挙に立候補することとなった場合には、これに加えて、党が公認・推薦した候補予定者の支持基盤を広げるための活動を行ったり、選挙運動期間中になれば、候補者への投票を呼び掛ける選挙運動にも従事することが実態となっており、それらは法律上禁じられるところではない。

実際、被告人が認識している範囲でも、第七支部のスタッフである前田及び隅坂正信は、企業・団体、地方議員などのもとを回って、第七支部長である案里の推薦や支援を依頼し、案里の後援会入会申込書や2連ポスター、自由民主号外、選挙はがきなどを配布するといった「外回り」をして、党勢拡大活動や地盤培養活動を行っていたものである（第71回公判における被告人供述調書51頁以下）。

そして、選挙運動期間中には、第七支部の業務に加えて、有権者に対する投票の呼びかけも行っていた。この場合、法律上、選挙運動にも従事することを理由として、選挙区支部のスタッフに対する給与・報酬の支給が許されないということにはならない。選挙区支部のスタッフは、それまでと同様、政党支部としての業務・活動にも従事しながら（選挙運動期間中であっても確認団体である自民党の支部は政治活動を行

うことができる。)、選挙運動の手伝いをしているにすぎないからである。実際にも、第七支部等のスタッフに対して、選挙運動期間中にも給与・報酬が支払われているところ、本件において、これらスタッフについて立件されていないことからしても、政党支部の職員らが選挙期間中に選挙運動に従事したとしても給与等を受領することが何ら違法でないことは検察官も認めるところであると思われる。

そうであるとする、前田ら第七支部等のスタッフが従事していた業務・活動あるいは選挙運動と何ら変わるところがない業務・活動あるいは選挙運動に従事した脇らに対する金員の支給だけを買収罪として処罰することは、何ら合理的な理由が認められるものではなく、およそ法律及び政治実務に反する処理と言わざるを得ない。

なお、本件では、脇らについて、第七支部で継続して雇用する意図があったか、雇用に当たって契約書面を作成するなどしたか、社会保険に加入したかなどといった点が争点となり、弁護人としても、後述のとおり主張するところであるが、供与した現金が買収罪を構成するものか否かは、これらの点によって直截に左右されるのではなく、中核的な要素としては、飽くまでも、当該者が第七支部のスタッフとして、第七支部の業務、すなわち政党活動に従事したか否かによって決せられるべきものと思料する。

イ 第七支部の肩書の名刺が作成・使用されていたこと

脇らについては、いずれも、第七支部において、「自民党広島県参議院選挙区第七支部長 河井あんり事務所」という所属先を明記した名刺（加えて、脇については「事務長」、森脇

については「秘書」という肩書も付されていた。)を作成し、これを使用させていたものであり、対外的に第七支部、すなわち政党支部のスタッフとして活動することを公式に認めていたことが客観的にも明らかである。

ウ 第七支部の経理から支出されている、あるいは、支出することが予定されていたこと

森脇及び野々部に対する振込による金員は、第七支部の経理から人件費として支出されているところ、この支給は、支給日が他の第七支部のスタッフと同一であること、所得税の源泉徴収がされていること、その細目について記載した給与明細書が第七支部名義で発行されていることなど、他の第七支部のスタッフに対する給与の支給態様と同じであり、客観的な状況からすれば、これが、第七支部のスタッフに対する給与として支払われたものであると認定するのが合理的である。

また、森脇及び野々部に対して現金で支給した分並びに脇に対して現金で支給した分は、給与の前払いとして被告人のポケットマネーから支給されているが、これは、後に述べるような個別事情があったためであり、最終的には第七支部との間での精算が予定されていたものである。

これらのことからすると、この支払を給与・報酬の支給と別異に扱う合理的な理由は存しない。

エ 検察官の主張について

検察官は、脇らについて、雇用にあたって、契約書などの書面が作成されていないことを指摘するが、元来、被告人や案里の事務所では、秘書などの雇用にあたって書面を作成し

たことはなく、第七支部のスタッフとして雇用した小野絵里奈（以下「小野」という。）及び國近真理（以下「國近」という。）について藤田が労働条件通知書を作成したことがむしろ例外的なものであったのであるから、書面の不作成をもって、脇らのスタッフ性を否定することはできない（第71回公判における被告人供述調書43頁）。ちなみに、多くの政治家の事務所で秘書として勤務した経験を有する森脇も、これまで雇用契約書を作成したことがない旨証言している（同人の証人尋問調書76頁）。

また、検察官は、脇らについて社会保険に加入していないことを指摘する。確かに、脇らについて社会保険に加入していないのは事実であるが、被告人が公判廷で供述したように、数年前に国会議員の事務所で私設秘書について社会保険に加入させていない事実が報道されて問題となったことがあったほどであり、社会保険の加入の有無がスタッフ性について決定的な事由になるものとは思われない。

被告人は、社会保険の加入手続について経理担当のスタッフに任せきりにしており、脇らに関しても、社会保険については然るべく行っていると考えていたのであるから、少なくとも、被告人の認識としては、脇らについても、他のスタッフと同じ状況にあったものというべきである（同被告人供述調書44頁以下）。

さらに、検察官は、脇らについて本参議院選挙の投開票日の直後には第七支部から離れていることを指摘するが、これは、後に詳述するように、それぞれについて事情があったためであり、被告人としては、雇用当初は、第七支部のスタッ

フとして本参議院選挙後にも継続的に雇用する意図であったのであるから、この点もスタッフ性を否定する要素となるものではない。

(2) 脇について

ア 第七支部に入った経緯

脇は、平成 31 年 3 月下旬に立ち上げられた第七支部の責任者を務めてもらう者として、被告人が懇意にしていた檜山俊宏県議（以下「檜山県議」という。）から紹介を受け、同年 4 月 22 日から、第七支部の業務に従事するようになった。

イ 第七支部における役割

被告人は、脇が県庁の関連団体に勤務していた経験があり、県内に豊富な人脈をもっていると考えていたことから、新たに立ち上げられた第七支部が政党活動を行う上でも有用な人材であると考え、脇に対して、第七支部の事務局を総括する事務長としての役割を期待した。

具体的には、第七支部の支部長である案里の補佐役として、支部職員の管理監督、県内各地区の後援会作りの管理、企業・団体への推薦取付けの管理、各種印刷物の作成管理、打合せ会議の調整や進行、人員の確保などを行ってもらうことを考え、脇に対しても、案里の補佐役として、各スタッフが行う個々の業務を管理監督してもらいたいと話した。

なお、脇は、公判廷において、平成 31 年 4 月 22 日に第七支部の事務所において、被告人から現金を供与された際に、「今日から選挙事務を頑張ってください。」と言われた旨の証言をしたが（第 62 回公判における同人の証人尋問調書 7 頁）、被告人は、そのような発言をしたことを明確に否定している

し、「選挙事務」という言葉自体、とてもこなれた日常的な表現とは思われず、これを被告人が発したという同証言は不自然である。その上、脇は、この被告人の発言について検面調書には一切録取されていないことについて弁護士から追及を受けると、「私がですね、記憶を、検事さんと話しておるうちにですね、記憶が。そういうふうにですね、言われたということですね、記憶で、思って、まあ、記憶が、しているうちに戻ったということですか。」、「だから、取調べを受け出して、ちょっと、はっきり分かりませんが、3回目、4回目くらいのときだったんじゃないかと思いますが。」などと意味不明な反応をしている。さらに、脇は、取調べ時に検察官にも同様の供述をしたと証言するが(同証人尋問調書 28 頁以下)、被告人が現金を供与した場面でどのような発言をしたかは極めて重要な事実であるから、脇から当該供述を受けていながら検察官が検面調書に録取しないということはあるにあり得ないのであって、脇のこの部分に関する証言はおよそ信用性に欠けるものである。

そもそも、脇は、公判廷において、4月時点では存在すらしていない「選挙事務所」の事務の統括が役割であると述べたり、名刺の肩書についても正確な認識をもたず、第七支部を後援会と混同して認識していたり、第七支部では政治活動・政党活動を行うという認識すら有していないことを露呈する証言をしているのであり(同証人尋問調書 22 頁以下)、第七支部において脇に期待されていた業務内容や実際の業務内容に関する同人の認識は甚だ不正確なものであることに留意しなければならない。

被告人は、脇が非常勤職員の採用面接や、事務所を訪れる来客の接遇などをしていたと聞いていたが、思いのほか政治活動や政党活動に対する理解が不足しており、党勢拡大活動としての後援会作りや企業・団体への推薦取付けなどに関しては、ほとんど何もできなかったことが判明し、当初の期待に沿うものではなかった。また、他のスタッフからも、次第に、脇が質問にも答えられない、党の仕事について知らない、PC や LINE などの操作もできないなどといった不満が寄せられたことから、被告人は、このままでは第七支部の業務を円滑に進めることができなくなると危惧し、檜山県議に相談して了解を得た上で、脇に与えていた「事務長」の肩書を外し、とりあえず顧問的な立場で第七支部の事務所にいてもらえばいいと思うようになった。

ウ 継続雇用についての被告人の考えについて

被告人は、脇について、当初は、県内での人脈を活かして選挙が終わった後も第七支部の責任者として活動してもらいたいと考えていたが、高齢であるため常勤は難しく、場合によっては非常勤の顧問的な立場で第七支部に関わってもらうこともあり得ると思っており、本参議院選挙が終わった後に相談しようと考えていた。

ところが、前述のとおり、脇の実際の働きぶりが期待に沿うものではなかったことから、被告人には脇を継続して雇用する考えがなくなった。

エ 金員の支給について

被告人は、脇に支給した金員について、第七支部の仕事をしてもらう報酬として考えていた。

森脇や野々部に対する支払方と異なる点については、脇の場合、高齢でもあり、脇を紹介してくれた檜山県議もそれなりの小遣いを払っていると考えていたために、定額の月額給与という形式ではなく、4月22日に、当面の報酬として50万円を払ったものである。この50万円は被告人のポケットマネーから支出したが、これは、檜山県議が脇に対してそれなりの小遣いを渡していると考えていたが、檜山県議の立場を考えると直接同人に尋ねることが憚られたため、まずはポケットマネーから支出し、後に同人と相談した上で、第七支部の経理との間で精算をすることを考えていたことによる。

また、7月3日に支払った10万円については、被告人が、党勢拡大活動や地盤培養活動において大変な思いをさせていることに報いてあげたいという気持ちから第七支部のスタッフにボーナスを支払ったものと同様の趣旨での支給であり、正に、第七支部のスタッフに対する報酬の支給としての性格を有するものである。

なお、脇は、公判廷において、この10万円の支給を受けた際の状況について、「これはいけないことですというふうに言って返しましたら、国会議員である代議士から、もうきつい口調で、もう取っておきなさいということだったもので、どうしても取らざるを得なかったというのが、私の思いです。」

(同証人尋問調書12頁)、「それも、50万と一緒に、いつかは、この選挙中に返そうというふうに思っておったんで、ずっと、それは違法なお金だから返そうというふうに思っておったからです。」(同証人尋問調書15頁)と証言した。ところが、この被告人とのやり取り等について検面調書には一切録

取されておらず、かえって、「ありがとうございますと言いな
がらそのままもらい受けました。」、あるいは、「このお金につ
いては、私のへそくりにすることにしました。」という供述に
なっていると弁護士から追及を受けると、「だから、それもで
すね、はじめはそういうふうに、あの・・・ええと・・・あ
の中での話で、頭のほうは錯乱しておった部分もあると思う
んですが、検事さんと話をしておるうちにですね、今の記憶
がですね、そういう記憶になったということでございます。」
と極めて不合理な証言をしたり、「へそくりにすることは
は言ってないと思います。」、「へそくりをするというよう
なことは思うはずがないと思います。」（同証人尋問調書 30 頁
以下）などと、検面調書の内容と異なる証言に終始している。
このことは、脇の公判廷における証言が、被告人から支給さ
れた金員の趣旨について、違法な買収であると認識していた
とすることを強調するために、殊更に作出したものであるこ
とを示しているものであり、脇の証言がおよそ信用できるも
のではないことは明らかである。

(3) 森脇について

ア 第七支部に入った経緯

被告人は、かつて、亀井郁夫元参議院議員の秘書をするな
どしていた森脇とは面識があったところ、5月19日に行われ
た亀井郁夫氏の葬儀の際に森脇と会ったことから、第七支部
の仕事を手伝ってもらえないかという誘いかけをした。

イ 第七支部における役割

その頃には、第七支部の事務長として案里を補佐して支部
を統括する役割を期待していた脇について、期待どおりの仕

事ができず、スタッフからの不満も高まっていたため、被告人は、脇の代わりに事務長としての役割を森脇に果たしてもらえないかという思いがあり、また、亀井郁夫元参議院議員の秘書時代に培った全県的な人脈や秘書としての経験を活かして外回りによる党勢拡大活動や地盤培養活動をしてもらいたいという考えもあった。

6月7日に被告人がそのような考えを森脇に伝えたところ、森脇から、外回りの経験しかなく、事務長としての仕事はできないと言われたことから、森脇には外回りのみをやらせてもらうことにした。なお、被告人は、「外回り」という場合、政党支部のスタッフとして企業や団体、地方議員などを訪問して、第七支部長としての案里の人柄や政策などを伝えて支持基盤を固めてもらい、自民党の支持を拡大し、案里の地盤培養をすることをいうものと理解しており、そのための手段として、後援会入会申込書や自由民主号外を配ったり、安倍総裁との2連ポスターなどを配布するものと思っていたが、亀井郁夫元参議院議員の秘書としての経歴を持つ森脇であれば、当然、そのようなことは分かっていると思っており、また、外回りの担当をしていた前田が指示をするであろうと考えていたことから、外回りの役割やその内容については具体的に指示することはなく、森脇から尋ねられることもなかった。

森脇は、第七支部で外回りの業務を担当していた前田と協議して担当地域などを分担して、「自民党広島県参議院選挙区第七支部長 河井あんり事務所 秘書」という肩書の名刺を使用して外回りを行ったが、その業務内容は、前田らが行っていたものと全く変わるところはなかった。

なお、外回りの際に相手先の議員や企業などに述べた内容について、森脇は、「今度の参議院選挙に河井案里が立候補します。広島県から女性の国会議員が一人も出ておりませんので、女性の国会議員を出しましょうと。自民党2議席目に河井案里を入れてくださいというようなお願いをしました。」と証言し、それによって、外回り先に案里への投票を依頼していることが伝わっていると思っていた旨の証言をしたが（第60回公判における同人の証人尋問調書23頁以下）、仮にそのような発言をしていたとしても、外回り先で話す内容について被告人や案里、前田から具体的な指示をされたことはなく、森脇がその経験に基づいた独自の判断によって発言したものであるから（同証人尋問調書68頁）、同証言をもって、被告人が森脇に対して期待していた役割が選挙運動を行うことであつたと認定できるものではない。

なお、森脇は、被告人から、「選挙を手伝ってもらえませんか。」と言われたと証言しているが（同証人尋問調書8頁）、仮に被告人がそのような言い方をしたとしても、被告人としては、広い意味では、森脇に期待した党勢拡大活動や地盤培養活動も選挙のためと言えるし、選挙運動期間中になれば選挙運動も依頼することになることから、飽くまでも分かりやすい一般的な言い方として、「選挙の手伝い」という言葉を使ったにすぎず、選挙運動のみを依頼したという趣旨ではない。

また、森脇は、2連ポスター等の配布や自由民主号外の配布という、党勢拡大活動そのものの行為について、事前運動をカモフラージュするためである旨証言した（同証人尋問調

書 28 頁など)。他方で、同人は党勢拡大活動の意味について党員を増やすことと後援会作りという程度にしか認識しておらず、自由民主号外を配布していながら、「自民党の政策を機関誌を通じて知らせて回ることが党勢拡大には当たらないという理解か。」という弁護人の質問に対して、「それは、党勢拡大なんですけれども、私の場合はそういうことはしていなかったということです。」などと意味不明な答えをした上で、「機関誌は配ってますけど、それはいわゆる、事前運動が発覚しないように、体裁をとるものだという考えです。」と強弁しているのであって（同証人尋問調書 69 頁以下）、第七支部の活動の全てについて、意図的に選挙運動として供述しようとしている姿勢が顕著であり、その証言の信用性は認められない。

ウ 継続雇用についての被告人の考えについて

森脇を第七支部のスタッフとして迎えた頃には、被告人は、案里が参議院選に通った後は、森脇の参議院議員の秘書としての経験を活かして、第七支部で案里の秘書として仕事をしたいと考えたり、あるいは、そのうちに総選挙を迎える被告人自身の片腕として、被告人の秘書になってもらうことも考えていた。

ただ、第七支部において実際に仕事を始めると、被告人がした指示に対して、森脇がやくざまがいの言葉で反抗するなどしたために、同人を信頼できないと考えるようになり、また、いずれも真っ白のスーツ、ベルト、靴で現れるなど森脇の雰囲気や振舞いに異様なものが目立つようになったことから、案里の秘書としてふさわしくないという印象を持つよう

になった。加えて、山田や第三選挙区支部で働いており、かつて亀井郁夫元参議院議員の広島事務所長をしていた平野朝彦から、森脇は行状がよくないという話もされ、案里も森脇を敬遠していたことから、当選後に案里の秘書になってもらうなどという気持ちは失せた。

エ 金員の支給について

被告人は、6月7日、森脇にそれまで従事していた不動産仲介業での収入を尋ねたところ、年間1200万円くらいと言われた。その上で、被告人は、第七支部においてフルタイムで働いてもらうとともに、選挙後も案里や被告人の秘書として働いてもらいたいという考えがあったことから、不動産の仲介という不安定な収入よりも、固定で月70万円を支払い、将来的にはボーナスなども払うということであれば、自分や案里の事務所にきてくれるのではないかと思い、森脇に対して月70万円の給与額を提示し、森脇もこれを了承した。

被告人は、森脇が第七支部での仕事を始めた同月8日に10万円を現金で渡したが、これは、当座必要な支出に備えるために給与を前払いしたものであった。次いで、第七支部では月末に給与を支払うことになっていたことから、被告人は、第七支部経理担当の小野に対し、森脇に40万円を支払うように指示をし、同月28日、源泉所得税を差し引いた38万3490円が振込により支払われた。なお、前述のとおり、被告人は森脇との間で月70万円の給与を支払う旨の合意をしていたが、実際に同人の言動を見て、70万円も出して秘書として雇うには値しない人物だという気持ちになったことから、50万円も支払っておけばいいという考えに至り、前払い分を差し

引いた 40 万円の支払を小野に指示したものである。

また、森脇に対しては、7 月 31 日に 38 万 3490 円、8 月 1 日に 10 万円を振込で支払ったが、これは、そのころには同人には月 50 万円を支払えばいいという考えになっていたところ、6 月末に 40 万円を支払うように指示したことを小野が 7 月分も同額でよいものと誤解し、7 月 31 日にも 40 万円から源泉所得税を差し引いた金額しか振り込まなかったためであり、追加で不足分の 10 万円を支払うように指示したことによる。

このように、被告人は、森脇に対する金員の支給について、銀行振込みという客観的な証拠が残る態様により、かつ、第七支部の経理担当に一切の隠し立てすることなく振込みによる支給の指示をしているのであって、このことは、被告人が、森脇に対する金員の支給について他の第七支部のスタッフと同じ性格の公明正大なもの、すなわち第七支部のスタッフに対する給与の支給であると認識していたことを端的に示すものである。この点に関し、森脇は、「違法なお金を、振り込みというその証拠が残る形で振り込んでくることに、驚きました。」と証言したが（同証人尋問調書 48 頁）、そのような方法の当否について被告人ら第七支部のスタッフに問い質したりもしていないことからしても、特段の問題意識をもっていたとは思われず、その証言も信用できない。

なお、森脇は、被告人から供与された金員が案里への投票及び投票の取りまとめをすることに対する報酬であり、違法なものであるとの認識があった旨の証言をしたが（同証人尋問調書 21 頁以下）、他方で、10 月末頃、マスコミから取材を

受けた際には、マスコミの取材によって、公職選挙法に違反する疑いがあることが初めて気づいた旨の返答もしている（同証人尋問調書 60 頁）。さらには、森脇は、11 月 25 日付けで第七支部宛に「6 月分不足額 30 万円、7 月分不足額 20 万円」を内訳として 50 万円の追加の支払を求める請求書を作成して、これを藤田に手交しているのであり（弁 17 号証）、これらの言動は、本件当時に、森脇が被告人から供与された現金を違法な買収と認識していたとする森脇証言とはおよそ相容れないものであり、むしろ、自身が法的にも正当に受け取ることができる給与として認識していたことに整合する言動と解すべきである。

(4) 野々部について

ア 第七支部に入った経緯

第七支部では、依然として事務所の取りまとめ役が不在であったところ、被告人と藤田がその人材探しの話をしていた際に、藤田の大学時代からの友人であり、元愛知県稲沢市議で、衆議院選挙にも挑戦したことがある野々部の名前が挙がった。

被告人は、野々部について、藤田の友人であるとともに、政治家としての経験もあり、また、政策秘書の資格も有していることから、脇に替わって第七支部の取りまとめをしてもらう人物として適任と考えた。

被告人は、6 月 10 日、藤田とともに、広島市内のお好み焼き屋で野々部と面会し、月額 50 万円の給与という条件を提示して、第七支部で働いてもらうよう依頼し、野々部もこれに応じたことから、同月 15 日から、第七支部の業務に従事

することとなった。

イ 第七支部における役割

被告人は、野々部について、脇に代わって、第七支部の事務局を総括する役割を期待し、具体的には、第七支部長である案里の補佐役として、支部職員の管理監督、県内各地区の後援会作りの管理、企業・団体への推薦取付けの管理、各種印刷物の作成管理、打合せ会議の調整・進行、人員の確保などを行ってもらうことを考えていた。被告人が、野々部に対し、第七支部の職員の管理監督という、正に政党支部の統括という役割を期待していたことは、被告人から「代議士の期待どおりに事務所のスタッフが働かないので、そのときには、そのスタッフを働かせるのがお前の役目だろう、そのためにおまえを雇ってやったんだから、もっと働けと、そのように言われました。」との野々部の証言（第63回公判における同人の証人尋問調書15頁）からも明らかである

そして、実際にも、野々部は、第七支部で用意した「自民党広島県参議院選挙区第七支部長 河井あんり事務所」という肩書の名刺を使用し、事務局長として、被告人からの連絡事項を各担当のスタッフに伝え、その進捗状況を報告する役割をしたほか、経理担当の小野からの相談も受けるなどしていた。

また、その政治経験を活かして、連立与党である公明党との窓口役を務め、案里の集会に公明党の弁士を呼ぶ手配なども行ったほか、広島に来県した自民党の国会議員の接遇も担当した。

このほか、自由民主号外や案里の後援会入会申込書を配布

するなどの党勢拡大活動、地盤培養活動にも従事した。

野々部は、公判廷において、被告人から依頼されたのは選挙の応援であり、支給される金員も選挙応援に対する報酬であると認識していた旨の証言をしたが、他方で、録音録画されている取調べに関して、弁護人から、「検事に対して、自民党の政党支部で政治活動をするという目的で来たんですという説明をしていませんかと聞いているんですけれども。」、「選挙活動、選挙運動をするために、なんで 50 にもなって行かなければならないんですかということ、検事に逆に問いかけているというか、答えていませんか。」と追及されると、「ちょっと覚えてないです。」、「よく覚えておりません。」と極めて曖昧で、はぐらかすような証言しかしていないことからすると(第 63 回公判における同人の証人尋問調書 58 頁)、公判廷における証言は、検察官の意図に迎合してなされたものであり、その真意とは全く異なるものと言わざるを得ない。

なお、野々部は、党勢拡大活動の具体的内容について問われたのに対して、党員の獲得、後援会の拡大を挙げたほかは、具体的には分からない旨証言しているのであって(同証人尋問調書 62 頁以下)、党勢拡大活動の意義も十分に理解しないままに、第七支部における自らの業務内容を選挙応援として説明し、その誤った認識をもとにして、被告人から供与を受けた現金についても選挙運動に対する報酬であると認識している点については、前提に誤りがあるものとして評価されるべきである。

ウ 継続雇用についての被告人の考えについて

野々部を第七支部のスタッフとして迎えた頃には、被告人

は、野々部について、案里が当選した後は政策秘書として働いてもらいたい、あるいは、野々部の希望によっては、第三選挙区支部で被告人の秘書として働いてもらいたいと考えていた。これは、野々部に政治家としての経験があった上、当時、衆議院選挙に落選して浪人中であったこと、政策秘書の資格を有し、自民党の参議院議員の政策秘書を務めていた経験もあったこと、藤田の大学時代からの友人であり、大学時代を広島で過ごしたことなどから、案里や被告人の秘書として適任であると考えていたことによる。

被告人は、そのような考えを持っていたことから、6月10日の面会の際、野々部に対し、「一度国政選挙に挑戦したのだから、県議や市議に戻るべきではない。そうすると、政治家として小さくなってしまう。」とか、「参議院選挙後もうちの事務所で働いて自民党の国政レベルでの人脈・つながりを広げればいい。」と話し、本参議院選挙の後に、第七支部もしくは第三選挙区支部で秘書として働くよう誘いかけ、野々部もその気になっていた。

この点、野々部は、公判廷において、本参議院選挙後に第七支部もしくは第三選挙区支部に勤めるつもりがなかった旨の証言をしたが、他方で、録音録画されている取調べに関して、弁護士から、「藤田からの話では、克行さんが、案里さんが通ったら残る気があるのかなと言っている」と聞かされていたからその気になっていたというふうにあなたは言ってませんか。」「選挙中も終わってからも売り込んだことはないけれども、理想は向こうから声がかかることというようなことは言ってませんか。」「検事に対して、何も声がかからなかった

から寂しかったというふうにと調べの中で言っているような
んですけれども、あなたは、雇ってもらうことを期待してい
たんじゃないですか。」「検察官に対して、残って秘書になっ
てくれと言われてないかという問いに対して、克行さんから
はあったというふうなことを答えていませんか。」と追及され
ると、「よく覚えていません。」「そんなことは覚えていませ
ん。」「言っていないと思います。」、などと極めて曖昧であつた
り、録音録画の記録という客観的な状況に反する証言に終始
しているのであり（同証人尋問調書 56 頁以下）、公判廷にお
ける前記証言は到底信用できないものである。

被告人は、当初は、本参議院選挙後も野々部を雇用する意
思を有しており、野々部もこれに応じる考えをもっていたが、
実際に第七支部で働いてもらって、野々部が目立ちたがり屋
で、何かにつけて自分のことをアピールしようとする姿勢が
目につくようになったことや、被告人の指示にも反抗的な態
度を示すこともあり、被告人は、野々部は秘書として使いに
くいという感じを抱くようになり、案里も同じように感じて
いた様子であったことから、本参議院選挙後に引き続いて第
七支部もしくは第三選挙区支部で働いてもらうという考えは
なくなった。

エ 金員の支給について

被告人は、野々部に対し、6月16日に10万円を現金で渡し
たが、これは、急遽愛知県から広島に来てもらうことになつた
ため、当座必要な支出に備えるために給与を前払いしたもので
あつた。次いで、第七支部では月末に給与を支払うことになつ
ていたことから、被告人は、経理担当の小野に対し、野々部に

40万円を支払うように指示をし、同月28日、源泉所得税を差し引いた38万3490円が振込により支払われた。

また、野々部に対しては、7月31日に38万3490円、8月1日に10万円を振込で支払ったが、これは、6月末に40万円を支払うように指示したことを小野が7月分も同額でよいものと誤解し、7月31日にも40万円から源泉所得税を差し引いた金額しか振り込まなかったためであり、追加で不足分の10万円を支払うように指示したことによる。

このように、被告人は、野々部に対する金員の支給についても、銀行振込みという客観的な証拠が残る態様により、かつ、第七支部の経理担当に一切の隠し立てすることなく振込みによる支給の指示をしているのであって、このことは、被告人が、野々部に対する金員の支給について他の第七支部のスタッフと同じ性格の公明正大なもの、すなわち第七支部のスタッフに対する給与の支給であると認識していたことを端的に示すものである。

3 渡辺典子に対する供与について

- (1) 被告人は、渡辺の政治活動を応援する気持ちから現金を供与したものであること

被告人が、5月29日に渡辺に現金を供与した事実は認めるが、その趣旨は、案里への投票及び投票取りまとめの報酬ではなく、渡辺の政治活動を応援する気持ちからの寄附であった。

- (2) 渡辺との関係について

渡辺は、被告人と案里が発掘して県議にした唯一の政治家であり、被告人らとは大変近い関係にある。特に、案里は渡辺を

妹のように可愛がっており、互いの家を訪問しあったり、一緒に買い物に行くという親密な付き合いをしていた。

被告人は、渡辺に国政にも挑戦してもらいたいという考えを持っており、平成 28 年の参議院選における 2 人目の公認候補として考えたこともあるなど、政治家として期待していた。そのため、被告人は、三矢会の幹部会員である F に渡辺の後援会長に就任してもらったほか、政治活動を応援する意図で、毎年、夏に氷代、冬に餅代として現金各 10 万円を渡しており、第三選挙区支部から渡辺が支部長を務める政党支部に対する寄附として政治資金収支報告書に計上していた。

渡辺は、若い女性であり、実家が広島県内でも有名な企業のオーナーであるということに加えて、選出区である安佐北区内でも人口の多い高陽地域に居住しているという有利な条件を備えていながら、過去 3 回の県議選のいずれも最下位当選であることについて、被告人は、渡辺が後援会活動をしっかり行っていないことが原因であると思っていた。そのため、被告人や案里は、渡辺に会った際に、度々、地盤をしっかり固めておくようにと注意していた(第 73 回公判における被告人供述調書 1 頁以下)。

(2) 現金供与の状況について

被告人は、5 月 29 日に渡辺とともに大和重工の J に面会し、第七支部長の案里の室内用ポスターや後援会入会申込書などを J に渡すなどの党勢拡大活動や地盤培養活動を行ったが、その面会后、統一地方選挙後に渡辺に会うのが初めてであったことから、当選の祝辞を伝えるとともに、渡辺が今回も最下位当選だったことに苦言を呈し、叱咤激励するつもりで、「高陽地

域でもっと地盤固めしなきゃ駄目だったでしょう。」などと言った。なお、検察官は、この発言が案里のための高陽地区の地盤固めをすることを渡辺に求めたものとするようであるが、渡辺も明確にこれを否定しているのであり（第46回公判における同人の証人尋問調書33頁）、同発言をもって供与した現金の趣旨が投票買収にあると認定することは不当である。

その上で、被告人は、被告人らと親密な関係にあった渡辺に対し、県議選の当選祝いの趣旨に加えて、渡辺が地盤固めをする動機付けとなるよう、応援の趣旨で現金を供与した。

この趣旨については、現金を受け取った渡辺も、時期が本参議院選挙との関係でまずいと思い、疑われると考えたことから、受取を躊躇したところ、被告人から、「いつものだよ。大丈夫。」などと言われたために、いつも被告人から氷代などとして受けていた寄附と同趣旨のものであると認識した旨、一貫して述べているのであり、被告人の主張と整合する。

検察官は、渡辺への現金供与が案里への投票及び選挙運動の報酬の趣旨であったとする根拠の一つとして、「渡辺の弁解をもってしても、渡辺は、一旦は被告人から供与された現金の趣旨が本件選挙における投票及び選挙運動の報酬の趣旨であると認識して受領を断ったこと」を挙げているが、渡辺は、公判廷において、被告人から依頼されたと考えたのは、「案里の後援会活動」であった旨を明確に証言した上で、「買収・被買収を疑われる危険性があるから、反射的に断った」（傍点は弁護人）旨を述べているのであって、検察官の根拠とするところは、そもそも、渡辺の証言を極めて恣意的かつ不正確に要約したものであって、極めて不公正な主張である。

また、検察官は、他の地方議員らに対する現金の供与における目的と変わるところはないとの主張もしているが、被告人や案里と渡辺との特別な関係を殊更に捨象して、他の地方議員に対するものと同様に、これを案里の当選を得しめる目的で供与されたものと認定することは、あまりに形式的・皮相的な考えであって、失当である。そのほか検察官が論告において主張する点は、いずれも、抽象的、一般的な事情であって、そのような事情から、被告人による渡辺への現金供与が案里の当選を得しめる目的にあったと認定することはできない。

なお、被告人は、渡辺に供与した金額について、20万円だったという記憶をもっている一方で、渡辺が公判廷で間違いなく10万円であった旨の証言をするのを聞いていて、記憶の正確さについて曖昧な状態になっている。したがって、渡辺に対する現金供与金額について明示的な主張をしていないが、渡辺の証言を積極的に否定するものではない。

(4) 領収証の発行について

被告人は、渡辺に対するものに限らず、今回現金を供与した際に、その相手に領収証の発行を求めたことはないが、これは、最終的には、翌春に政治資金収支報告を行うまでに、領収証を出してもらうか否か、出してもらうとしてどこ宛のものを出してもらうかを相手とも相談して決めようと考えていたからであり、供与した現金が違法なものであることを隠ぺいするために、領収証の発行を求めなかったものではなかった。

それは、本件以前に氷代、餅代を寄附した際に、領収証を発行することを頑強に拒んだ地方議員が複数いた経験から、相手との関係について言えば、特に、本参議院選挙では、県連が案

里を応援しないように求めており、宏池会との関係が深い政治家もいるところ、被告人から現金の供与を受けたことが表に出ることを嫌う政治家もいるだろうと考えていたこともあり、また、政治団体への寄附ではなく、個人的に受け取っておいた方が、自由に使える小遣いのような使い勝手のいいお金とすることができるとは思っていたことによるものであり、これらの点も踏まえて、後に相手と相談することを考えていたことによる。

また、被告人が寄附した現金は、第三選挙区支部からの支出とするか、被告人の個人的な支出とするか、三矢会からの支出にするかのいずれかのほか、被告人としては、第七支部の党勢拡大や案里の地盤培養のために支出したという整理も可能ではないかと考えていたことから、後で、どこから支出したことにするかを政治資金規正法にのっとって、経理上整理して、それに応じた領収証の宛先にしてもらおうことを考えていた。

渡辺は、被告人から供与された本件の現金について、領収証を発行した上で寄附として計上して政治資金収支報告書を提出しているところ、本件以前の被告人からの寄附に関する領収証についても、被告人の秘書がいないときは、収支報告書を提出するタイミングのときに、確認の連絡をした上で、日付などを合わせて領収証を発行することがあった旨の証言をしている。領収証の発行が後日に行われることがあることについては、伊藤昭善（以下「伊藤」という。）、木山、八軒幹夫（以下「八軒」という。）、佐藤、砂原も同旨の証言をしているところであるし（第36回公判における伊藤の証人尋問調書47頁以下、第55回公判における木山の証人尋問調書20頁及び47頁、第45

回公判における八軒の証人尋問調書 11 頁以下、第 57 回公判における佐藤の証人尋問調書 18 頁、第 49 回公判における砂原の証人尋問調書 38 頁) また、平本英司及び岡崎は、宮澤参議院議員の政党支部から交付金が交付された件について、後日、同支部との間で領収証のやり取りをした旨の証言をしたのであり(第 44 回公判における平本英司の証人尋問調書 28 頁、第 47 回公判における岡崎の証人尋問調書 26 頁)、金員のやり取りのその場で直ちに領収証をやり取りしないことが異例のことであり、何らかのやましさを体現するもののように構成する検察官の主張は、正に、机上の空論であって、政治家同士の金員の授受の現実についての無知を露呈しているものである。

領収証の発行に関して、検察官は受供与者に対し、被告人から現金を供与された際に、「領収証の発行を求められたか。」、「領収証を発行したか。」と画一的な質問をして、正に、金太郎飴のような「領収証の発行は求められず、発行もしていない。」旨の証言を導いているが、その質問自体、渡辺らの証言を踏まえると、いかにも実務と乖離した皮相的な発想であり、しかも、本件の捜査によって、政治資金収支報告書の作成の際に被告人と受供与者との間で領収証のやり取りをする機会を奪っておきながら、現金の供与時に領収証の発行を求めている一事を殊更に主張するのは、被告人が現金供与について強く違法性を意識していたことを印象付けるためのものであることが明らかであり、不当である。

4 澤井淳子に対する供与の趣旨について

- (1) 被告人は、澤井淳子と親しくなっておきたいという考えなど

から現金を供与したものであること

被告人が、6月中旬頃、呉連絡所において、澤井淳子（以下「澤井」という。）に現金5万円を供与した事実は認めるが、これは、案里の当選を得しめる目的で供与したのではない。

澤井は、呉市市議会議長を務めた大物政治家の秘書を長く務めた経歴を有していたところ、被告人は、澤井が呉連絡所において、案里の参議院選挙の手伝いをしてくれたことをきっかけとして、呉での人脈がある澤井と親しくなれば、同人が橋渡し役となり、将来的に、呉に所在する大企業を紹介してもらえれば政治献金をしてもらうなど政治活動を応援してもらえるのではないかという期待を抱いていた。特に、被告人は政治家として安全保障分野の政策に取り組んでいたところ、呉には、軍事産業をルーツとする安全保障関連の企業も多く存在することから、被告人を応援してもらえるかと期待していた。そのため、被告人は、澤井と親しくなっておきたいという気持ちから、いわゆる、「お近づきのしるしに」という思いで現金を供与した。

また、それとともに、被告人は澤井が呉連絡所の責任者と思っていたことから、連絡所のスタッフへの茶菓子代にでも充ててもらえればという気持ちもあった（第72回公判における被告人供述調書7頁以下）。この点、澤井も、期せずして、「私の気が休まるところで、皆さん事務所にいる方たちと、休みのときにちょっと食べるものを買ってあげたらいいかなというふうに、自分自身で、それで、心が楽になりました。」証言し（第61回公判における同人の証人尋問調書35頁）、実際に、被告人から受け取った5万円は事務所スタッフの茶菓子代に消費しているのであるから（同証人尋問調書22頁）、被告人がそのよう

な考えを抱いたことも至極自然なものとして評価されるべきである。

なお、被告人が、澤井に会った際に、呉連絡所内に別室がないかと尋ねたことがあったが、これは、澤井と親しくなっておきたいという気持ちで、澤井だけに現金を供与するというつもりであったことから、ほかのスタッフの目につかない場所の方がいいと考えたからであって、現金を供与することについてやましさを感じていたためではなかった。

(2) 検察官の主張が失当であること

検察官は、論告において、被告人が澤井への現金供与直前に本件選挙における案里への支援を依頼していたことからすれば、本件選挙における投票及び選挙運動の報酬の趣旨であったと認められるとする（なお、論告では、被告人が澤井を長年にわたり呉市議会議員を務めた中田清和の秘書として認識していたと認められることから澤井を呉市内で企業等に顔の広い人物と捉えていたと推認できるとしているが、被告人自身、公判廷で同様の認識を述べた上で、澤井と親しい関係を築きたいという考えがあったというのであるから、この点については、何ら異論はない。）。

澤井は、被告人から、「この度の参院選では案里がお世話になります」と言われた旨の証言をし、検察官は、この発言を前提として被告人が澤井に本件選挙における案里への支援を依頼していたと主張するようであるが（仮に同様の発言があり、本参議院選挙における案里への支援を依頼したとしても、その「支援」には、地盤培養活動も含まれるし、呉の連絡所における事務作業などを依頼する趣旨としても十分に理解し得ると

ころであり、これをもって、案里への投票及び選挙運動を依頼されたと断定することは、あまりに意図的である。)、被告人は「参院選」などという言葉を用いた発言をしたことを明確に否定している(同被告人供述調書 10 頁)。そこで、澤井の証言の信用性が吟味されるべきであるが、以下に述べるとおり、その証言は、検察官に迎合的であり、信用性に欠けるものと言わざるを得ない。

澤井は、被告人から供与された現金について、選挙違反になる違法なものであるとの認識があったとするが、一方で、「ボランティアで手伝っているから受け取れない。」とか「違法な金が受け取れない」などと言って受領を拒むことすらせず、すんなりと被告人から現金を受け取っているのであり、市議会議員の秘書を長い間務めていた経歴を有し、会社の役員をしている立場にある者の行動にしては甚だ不自然である。また、澤井が受領を拒めなかった理由として挙げている点も、被告人が初対面の国会議員であるからというだけの通り一遍のものであること、後にも触れるが、選挙後には、自分が呉事務所で選挙運動を頑張るなどして、案里が参議院選で当選を果たすのに貢献したことに対するお礼や報酬の意味合いを持つものだと思いつながら、第七支部のスタッフである前田から 20 万円もの金員を何の抵抗もなく受領していることからしても、被告人から現金を受領した際にそれが選挙違反になり、違法なものと認識していたが、拒むことができなかったとする証言については、全く信用することができない。

また、澤井は、案里から呉の連絡所に誘われた際のことについて、参議院選挙のお願いをしてほしいと依頼された、あるいは

は、「選挙のお手伝いをしてほしい」と依頼された旨証言したが（同証人尋問調書 5 頁）、弁護人の反対尋問において、検面調書では、「選挙の手伝い」という言葉が録取されていない旨を指摘されるや、「そんなことはないと思いますけど。」と曖昧な証言になり、さらに、「呉の地元固めをお願いできないか」と案里から言われたのではないかと問われると、「はい、それもあります。」との証言をするに至り、そのやり取りを主尋問で答えなかった理由については、「それは、使わなくても、そういう意味は分かってらっしゃると思いましたので。」と不合理な説明をしている（同証人尋問調書 24 頁以下）。

さらに、公判廷では、呉の連絡所ではボランティアとして無償で勤務するという話を前田にした旨の証言をしたが（同証人尋問調書 10 頁）、検面調書にはそのくだりが一切録取されていない（同証人尋問調書 28 頁参照）。澤井は、捜査段階で検察官にその旨の供述を何回もした旨証言したが、そのような重要な事実を供述されながら、検察官が検面調書に録取しないことなど考えられず、また、当初は月額 40 万円の支給を提示されていたながら、非常勤になったことだけで、無償になること自体不自然であるし、実際、本参議院選挙の後には、前田から 20 万円（なお、この金額についても、捜査段階では、「数十万円」という不自然極まりない供述をしている。）を受領している（同証人尋問調書 29 頁以下）。さらに言えば、澤井は、その 20 万円について、公判廷では、本参議院選挙後の付き合いを依頼するものとして交付されたと証言したが（同証人尋問調書 30 頁）、具体的な依頼事項もないままに 20 万円もの現金が予め交付されることは明らかに不自然である。また、澤井は、前田から交

付された現金について、捜査段階では、「私が呉事務所で選挙運動を頑張るなどして、案里さんが参議院選で当選を果たすのに貢献したことに対するお礼や報酬の意味合いを持つものだと思います。」と述べていたのであり（同証人尋問調書 32 頁参照）、その変遷について問われると、「最初はそういうふうにしたことはありましたけど、持ってこられたときに、そういうお話じゃなくて、これからもよろしく、私とのそういう関係を続けていきたいという意味のことだと思いました。」と支離滅裂な答えをしている（同証人尋問調書 31 頁以下）。

このように、澤井の公判廷における証言は、検察官に迎合してなされたものと認められ、全体として信用性に乏しいのであって、被告人が明確に「参議院選挙」という言葉を用いていないことを供述していることに鑑みても、澤井証言によって被告人が本参議院選挙における案里の支援を依頼したとの認定をすることはできないものと思料する。

5 白石六朗に対する供与の趣旨について

- (1) 被告人は、白石の党勢拡大活動等への謝礼や経費の補填のために現金を供与したものであること

被告人が、6月8日及び7月15日に白石六朗（以下「白石」という。）に対し、それぞれ30万円を供与した事実は認めるが、これは案里の当選を得しめる目的で供与したものではない。

被告人は、会社経営者という立場にありながら、白石が福山地域での党勢拡大活動や案里の地盤培養活動を熱心に行ってくれており、そのための労力や経費も相当なものとなっていると考えていたことから、その謝礼や経費の補填をするために現

金を供与したものである（第 72 回公判における被告人供述調書 12 頁）。

このことは、6 月 8 日に被告人が白石に現金を供与した際に、「苦勞をかけるね。」と話し、また、総理秘書団の引き回しの段取り等について褒める言葉をかけたこと（第 64 回公判における同人の証人尋問調書 14 頁）、7 月 15 日に現金を供与した際に、「経費だから。」と話したこと（同証人尋問調書 32 頁）とも符合するものであり、被告人が発した言葉からも、党勢拡大活動等に対する謝礼や経費の補填を目的とした現金供与であったことが強く推認されるものである。

(3) 白石との関係について

被告人と案里は、かねてから懇意にし、被告人らの結婚披露宴の際には仲人の代役までしてくれたことのある鈴木宗男参議院議員（以下「宗男参議院議員」という。）に案里が公認されたことの報告をした際に、県東部の福山地域にはこれまでほとんど縁がなく、案里を支持してくれる地盤もないことを伝えたところ、宗男参議院議員から、以前、同人の秘書をしており、現在は福山市内で株式会社営善（以下「営善」という。）を営んでいる白石を紹介された。

被告人は、宗男参議院議員と白石との関係からすれば、白石は、宗男参議院議員の指示に従って、当然、案里のために選挙を熱心に手伝ってくれるものと考えており、白石に対して案里の陣営の内部の人という親近感を抱いており（同被告人供述調書 13 頁）、現金を供与して案里の当選を得しめるための選挙運動をしてもらおうという考えをもつことは一切なかった。

(3) 白石がした活動と生じた費用について

ア 安倍総裁秘書の引き回し

本参議院選挙に向けては、自民党の党勢拡大の目的で、安倍総裁（当時）の地元秘書（以下「安倍総裁秘書」という。）が広島入りし、県内の企業や各種団体を回って、自民党への支持を訴える党勢拡大活動や、公認された溝手氏及び案里の地盤培養のための活動を精力的に行った。

福山地域では、6月4日から6日までの3日間、同月11日から13日までの3日間の2回にわたって、安倍総裁秘書による企業・各種団体回りが行われたが、その際には、白石が中心となって、安倍総裁秘書の企業・各種団体への案内と紹介（以下「秘書団引き回し」という。）をした。

白石は、秘書団引き回しに当たって、1回目には、5名の安倍総裁秘書がそれぞれ乗車する車を手配したり、自らも運転して同行したほか、営善の従業員などから運転手を手配し、2回目にも、1名の安倍総裁秘書が乗車する車を手配したり、運転手を手配するなどした。

被告人は、福山事務所の運営については前田に任せきりにしていたことから、白石による車や運転手の手配について、実際にどれくらいの経費が掛かっているかは承知していなかったものの、数日間の終日にわたって、複数の運転手や車の手配をしたことで相応の費用が掛かっていると思っており、また、白石自身も、営善の業務を離れて引き回しのロジなどをすることに多大な手間をかけていると認識していた。

イ 福山事務所の物件探し

参議院選挙においては、同一の選挙区内に2つの選挙事務

所を設けることが認められているところ、広島県においては、広島市のほか、県東部の中核都市である福山市に選挙事務所を置くことが一般であった。

案里についても、同様に、福山市内に選挙事務所を置くこととしたが、被告人らは同地域にそれまでに深い縁がなかったことから、6月8日に同市内の料理屋で会合した際に同席した C（以下「C」という。）及び D（以下「D」という。）の勧めもあって、事務所の物件探しを白石に依頼することとなった。

被告人は、白石から、案里の選挙事務所というのを貸してくれるところがなく、結局、選挙事務所にはあまり適さない、2階にある物件しか借りることができなかったという苦労話を聞かされていた。

ウ 福山事務所スタッフの手配と白石自身の常駐

白石は、公判廷において、実姉、地元の後輩・知人、営善の従業員などを福山事務所のスタッフとして手配したほか、白石自身も、基本的に福山事務所に詰めていた旨の証言をしているところ、被告人は、白石が費やしたであろう多大な手間や経費に報いる必要があるとも考えていた。

エ 6月8日開催の会合費用の支払

被告人は、福山地域での党勢拡大活動や地盤培養活動を行うに当たって中心となってもらうことを考えていた元広島県議の C 及び D、白石らと料理屋で会合を開き、それらの活動の方針等について話し合ったが、その会合の飲食代等の 9万5709円については、白石が全額の支払をした。

被告人は、後になって、前田から、会合費用を白石が支払っ

たことを聞き、同会合は被告人が主催して開催したものであることから、当然、その費用は被告人側で負担すべきものと考えた。

オ その他

白石は、上記以外にも、案里の企業・団体への引き回し、約2週間にわたって福山市内、府中市内、尾道市内などを走行させた第七支部の広報車の運転手の手配、個人演説会の会場探しと動員、被告人が6月15日に島しょ部である内海町に行った際の運転と随行などの党勢拡大活動や案里の地盤培養活動の手伝いを行っており、被告人は、これらの多大な手間に報いる必要や、生じた経費の補填をする必要があると考えていた。

(4) 白石の証言の信用性について

白石は、被告人が供与した現金について、本参議院選挙における案里の集票依頼のための報酬であると理解した旨の証言をしたが（第64回公判における同人の証人尋問調書15頁）、以下に述べる点からしても、同証言は信用性に欠けるものと言わざるを得ない。

白石は案里の集票のためと受け止めた根拠の一つとして、まず、6月8日の会合で基本的に選挙の話しかなく、被告人がわざわざ個室で現金を渡した点を挙げているが、前述のとおり、同会合は、福山地域での党勢拡大活動や地盤培養活動を行うに当たって中心となってもらうことを考えていた元広島県議のK及びL、白石らとそれらの活動の方針等について話し合うために開いたものであり、実際、被告人は、この場で、自由民主号外を参加者に見せた上で、広島全県に配布するという話をした

り（同証人尋問調書 12 頁）、「案里は、岸田衆議院議員が総理大臣になるのをバックアップするために、是非広島県から自民党の国会議員をもう一人出したいと訴えている。」旨の話をしている（第 53 回公判における C の証人尋問調書 12 頁、第 45 回公判における D の証人尋問調書 12 頁 6 頁）のであり、この会合での話題を単に「選挙の話」と評価した点には理解に誤りがあると言わざるを得ないし、同会合の場では、被告人が担当していた外交・安全保障などの政治活動に関する話題も出ていたのであるから（D の同証人尋問調書 29 頁）、白石の証言は客観的にも誤ったものである。また、個室で現金を渡したのは、会合をしていた部屋には、地元の企業経営者が同席しており、同人については、特段の党勢拡大活動や地盤培養活動を行ってもらう予定がなく、現金を渡すつもりがなかったため、同人のいない場所で渡そうと考えたものであった（同被告人供述調書 24 頁）。

また、白石は、被告人が現金を供与する理由が案里の集票のため以外にはなかった旨の証言をしたが、前述のとおり、6 月 8 日の時点において、既に、白石は党勢拡大活動や案里の地盤培養活動の手伝いのために多大な手間と多額の経費をかけていた。また、7 月 15 日の供与についても、白石は 6 月 8 日の会合費用の支払をしていたほか、党勢拡大活動や案里の地盤培養活動の手伝いのために多大な手間と多額の経費をかけていた。被告人は、それらのことを認識して、白石に対して謝礼と経費の補填をしなければならないと考えて、2 回にわたって現金を供与したものであり、案里の集票のため以外に現金を供与される理由がなかったとする白石の証言は実態とも齟齬するもの

である。

加えて、白石は、捜査段階において、検察官に対し、被告人から受け取った現金の額について、「給料の 1 週間分にもならないお小遣い程度の金額だったので、克行さんからその程度の金額で動く人間かと思われたような気がして不快に感じ、正直、なめてやがるなと思いました。」「このときも、なんかやっばりなめてやがるよなと思いました。」と供述している（同証人尋問調書 50 頁、59 頁参照）。そのような心情は、いわゆる投票買収としてそれぞれ 30 万円を受領した者が抱くようなものとは考えられず、あえて自身の収入との対照で話していることからしても、自身が本来の仕事を離れてまでしてかけた労力や経費に見合う金額ではないという心情を吐露したものと評価することが自然かつ合理的である。

白石は、被告人から供与された現金が違法なものであると認識しながら受領した理由について、紹介者すなわち宗男参議院議員に迷惑がかかると考えたことを挙げるが（同証人尋問調書 16 頁）、白石自身、買収に応じたことが発覚した場合には、宗男参議院議員の元秘書によるものとして大きく喧伝されて宗男参議院議員に大きな迷惑をかけることの方が自然であることや、白石が経営する会社に対するダメージも大きなものとなることを想定していたことからすると（同証人尋問調書 52 頁）、白石が証言する理由は極めて不合理なものである。

(5) 検察官の主張について

検察官は、論告において、白石への現金供与に関する被告人の供述が信用できないとしているが、その根拠は、単に、「前記事実関係からすれば」としか述べられておらず、被告人の無

罪主張に対するものとしては信じ難いほどおざなりな主張となっている。そして、被告人の供述が虚偽であるとする具体的な証拠や論拠を示していない以上、その事実関係なるものは、結局、白石が、被告人からの現金について投票及び集票の依頼だと思ったと証言していることに尽きるのであって、前述のとおり白石の証言が信用できないものである以上、何らの根拠もない、独善的な主張であると言うほかない。

6 A 及び B に対する供与の有無について

被告人が、3月29日にA（以下「A」という。）に30万円を、4月8日にB（以下「B」という。）に30万円を、それぞれ渡したことは事実であるが、被告人は、A及びBに対して供与する意図ではなく、同人らに対する買収罪及び事前運動罪は成立しない。

A及びBは三矢会の会員ではあるが、被告人が三矢会会員に供与した金額は、ごく一部について10万円や20万円であったものを除いて、基本的に5万円だったのであり、A及びBに対してのみ、特別に30万円を供与する理由は全く存在しないのであり、後述するとおり、別の者に供与するつもりであったという被告人の意図は、供与金額にも端的に表れているものである。

(1) A に対する供与について

ア A に現金を渡した事情について

被告人は、Aを通じて、同人が後援会の幹部（幹事長であったが、被告人は、当時、後援会長であると思っていた。）を務める山崎正博県議（以下「山崎県議」という。）に対し、統一地方選挙の陣中見舞いとして30万円を渡す意図であった。

被告人が山崎県議に対する陣中見舞いをAに渡したのは、

以下に述べる事情があったためであった。

被告人と山崎県議とは、同人が宏池会に近いこともあって、かねてから関係が極端に悪く、山崎県議は被告人の地元である三区選出の県議でありながら、地域行事で顔を合わせても山崎県議の方から顔をそむけるような感じであったり、被告人の政治資金パーティーへの出席を呼び掛けても一度も出席してくれないという状況が続いていた。また、山崎県議があちこちで被告人の悪口を吹聴しているという話が被告人の耳に入っていた。

他方で、山崎県議は三区選出の県議の中で最もキャリアが長い人であり、県内の政界内でそれなりに影響力はあったことから、被告人としては、そのような人との関係が悪いままでは、党の活動としてもいいことではなく、自身の政治基盤を固めるという観点からは決して好ましいものではないと考えており、少しでも山崎県議との関係を良くしたいと考えていた（第72回公判における被告人供述調書56頁以下）。

そのため、山崎県議が出馬する統一地方選挙が好機ととらえて、その陣中見舞いを渡すことにより、少しでも被告人に対する感情を和らげてもらい、関係を良くしようと思ったが、被告人が山崎県議に直接渡そうとしても絶対に受け取ってくれないが、後援会の幹部であるAを通じれば、山崎県議も受け取るのではないかと考えた（同被告人供述調書60頁）。

このような被告人の思考は、山崎県議との関係という特別な事情を抱えていた被告人が抱くものとして何ら不自然なものではない。

イ Aに現金を渡した状況等について

3月29日は、山崎県議の統一地方選挙の出陣式があった日であり、被告人は、山崎県議とは顔も合わせたくないという気持ちはあったものの、一方で、出陣式に出席したことが分かれば、山崎県議の被告人に対する態度にも少しは変化が出てくるのではないかと思った。そこで、被告人は、出陣式の会場となっていた公園に向かったが、直前に出陣式は終わってしまっていた。

出陣式の後、山崎県議は選挙運動用自動車に乗って遊説に出ていったことから、被告人は、選挙事務所に行っても山崎県議は不在であるとは思っていたが、後援会の幹部であるAは必ず選挙事務所にいると思っていたので、Aに会い、同人に山崎県議に対する陣中見舞いを託そうと考えた。

被告人は、選挙事務所内で、山崎県議の所在を確かめるなど少し立ち話をした後、Aに対し、「陣中見舞いを持ってきましたので、これを山崎県議にお渡ししてください。」と言い、陣中見舞いを入れた封筒を手渡し、Aは、「はい、わかりました。」と答えてこれを受け取った（同被告人供述調書61頁）。

なお、Aは、捜査段階において、被告人からは山崎県議に渡すように言われていないとした上で、渡された現金が自分に宛てたものであるという前提で供述しているが（甲4号証13頁）、山崎県議の出陣式の日選挙事務所を訪問した被告人が、上記のような言葉を発して、山崎県議宛の陣中見舞いをAに託したということは、至極自然であって、むしろ、山崎県議の支援者もいる場所で、陣中見舞いと無関係の金員を渡すこと自体、極めて唐突なものである。また、A自身、被

告人から山崎県議の所在を尋ねられるなどした上で現金を供与された事実経過を認めているのであるから、そのような状況で被告人から渡された現金が山崎県議と無関係のものと考えること自体、極めて不自然であり、Aの同供述は信用できない。

また、Aは、検察官に対し、被告人からの現金供与が案里の投票及び投票取りまとめの報酬であると考えたことから、「これいけんよ。」などと言って、受取を拒否しようとしたという供述をしているが（甲4号証15頁）、被告人は、現金を渡した際に、本参議院選挙に関する話を一切していない上、出陣式の日、選挙事務所において、陣中見舞いを差し出されたことに対し、「いけない」などと受け取りを拒む人がいるはずがなく、同供述は、客観的な状況に照らしても極めて不自然であり、到底信用できるものではない。

また、Aの検面調書には、被告人が、「いろいろかかるじゃろ。」と言って現金を渡してきたという供述があるが、陣中見舞いを持っていったときに、経費が掛かるなどと説明する必要はなく、この供述も不自然極まりない。

ウ 返金を申し出られた状況について

5月の連休中に、Aが、被告人に対し、「山崎県議にはお渡しできなかった。」と言って、現金を返そうとしてきたことがあった。

被告人は、前述のような理由から、どうしても山崎県議に陣中見舞いを渡したいと考えており、もう一度山崎県議に受け取ってもらうよう頑張ってもらいたいという思いから、Aに対し、「一度出したものを引っ込めるわけにはいきませんから、

どうかもう一度山崎県議にお渡しください。」と言い、返金を拒んだ（同被告人供述調書 64 頁以下）。

エ 検察官の主張について

検察官が、論告において、被告人が現金を供与した相手方が A であることの論拠として挙げる点はいずれも失当である。

まず、A のジャケットに現金を入れた態様が山崎県議宛の現金を預ける態様として考え難いとする点については、被告人との関係を知る山崎県議の支援者が詰めかけている狭隘な場で山崎県議宛の陣中見舞いを渡すことによって被告人が卑屈になっているとみられることを嫌ったとする当時の被告人の心情からすれば、山崎県議の支持者などに知られない態様で陣中見舞いを託すことも何ら不自然なものではない。

また、検察官は、被告人が A に対し、「とっとけや。」と申し向けて現金を供与し、また、返金を拒否したとするが、被告人が年長者である A に対し、そのような広島弁での言葉遣いをするはずがなく、また、他の受供与者の供述や証言でもそのような言葉遣いを被告人がしたことは認められないことからしても、A の同供述の信用性には大いに疑問が残る。

さらに、被告人が過去の衆議院選の際にも A に現金を渡したことがあり、A が三矢会の役員であることを根拠とするが、そのような事実があったとしても、A にだけ 30 万円という金額を供与する理由にはならないのであって、検察官の主張は、不都合な部分を殊更に無視するものであって、到底まともな主張とは考えられない。

検察官は、当初は山崎県議に買収のための現金を供与する意図であったとするが、これは、被告人が公判廷で供述する

ように、山崎県議との関係からすれば、直接に供与しようとしても絶対に受け取ってくれないという被告人と山崎県議との関係を全く度外視した空論であって、全く説得力のないものである。

検察官は、リストに「A 30」という記載があることを指摘するが、被告人は、これを記入した時点における現金の在りかという意味で記載したものであり(第76回公判における被告人供述調書48頁)、この記載をもって被告人がAに現金を供与したとする根拠とすることはできない。

また、検察官は、その主張する内容との整合性を合理的に説明できないためにあえて言及していないものと思われるが、検察官が被告人と案里のいずれが現金の供与者となるかを被告人が検討した過程を記載したものであるリストの山崎県議の該当箇所には、「A」という文字が記載されているのであり、被告人が当初からAを通じて山崎県議に陣中見舞いを渡すことを考えていたとする説明(同被告人供述調書47頁以下)と客観的に符合するものであるばかりか、Aに供与したとすると到底合理的な説明がつかない記載となっているものである(同じく関係が悪かった竹田康律市議についても、後援会長の名前が記載されている。これは、竹田市議に陣中見舞い等を渡すとすれば、同後援会長を通じて渡すことになることと被告人が考えていたことを示すものである。)。このような検察官の主張に沿わない客観的証拠については、その合理的な説明をしようともせずに、ただ、被告人の主張を虚偽と決めつける検察官の姿勢については、心底あきれられるばかりである。

(2) B に対する供与について

ア B に現金を渡した事情について

被告人は、B を通じて、同人が後援会長を務める木島丘市議（以下「木島市議」という。）に対し、統一地方選挙の当選祝いとして 30 万円を供与する意図であった。

被告人が木島市議に対する当選祝いを B に渡したのは、以下に述べる事情があったためであった。

木島市議は、元々は自民党の衆議院議員であった増原義剛の支持者であったが、同人が平成 21 年に政界を引退してからは、被告人の応援をしてくれるようになり、依頼、被告人は木島市議と良好な関係をもっていた。被告人は、木島市議に対し、例年、氷代、餅代を渡していたが、その際も、高齢であるにも関わらず自ら運転して被告人の事務所まで来てくれ、笑顔を見せながらこれを受け取ってくれていた。

被告人は、木島市議の体調が悪いと聞いており、統一地方選挙も厳しかったにもかかわらず、当選することができたことを喜び、投開票日の 4 月 8 日、木島市議の選挙事務所を訪問して当選祝いを渡しに行った。ところが、木島市議は、「あんたが選挙中やったことを覚えとるのか。こんなものは受け取れん。」と吐き捨てるように言い、まるで蠅を追い払うように手で振り払う仕草をしながら、受取を拒んだ。選挙事務所内には、木島市議の支持者であり、被告人の支持者でもある者も大勢おり、被告人としては、木島市議が立腹している理由が分からず、そのようにけんもほろろの対応をされたことに戸惑う状態だった（同被告人供述調書 67 頁以下）。

被告人は、木島市議が何か誤解しているのであれば、後援

会長である B を通じて当選祝いを渡すことによって、誤解を解いていただこうと考えた（同被告人供述調書 70 頁）。

イ B に現金を渡した状況等について

被告人は、B 方を訪問し、その庭先で、B と会い、木島市議の当選を祝う言葉を述べ、さらに、「4 票差でぎりぎりだったけど、本当によかったですよ。共産党に負けなくて良かったですよ。」「B 会長さんのおかげで当選されたってみんな言ってますよ。」などと後援会長である B をたたえた上で（そのようなやり取りが被告人との間でなされたことは B も認めている。）、「当選祝いです。木島先生にお渡ししてください。」と伝えて当選祝いを入れた封筒を B に手渡した（同被告人供述調書 71 頁）。このように、統一地方選挙の投開票日の翌日に、木島市議の当選のお祝いの言葉をその後援会長に伝えた上で、当選祝いを託すということは自然な流れであり、そのような客観的な状況下で、差し出された現金を自己に対して供与されたものとする B の供述は不自然極まりない。

B は、捜査段階において、検察官に対し、被告人から、「これは気持ちじゃけえ。色々経費がかかったと思いますから。」と言われたこと、また、被告人に対し、「経費はかかっていますけど、自分持ちじゃけえ。あなたからもらうべきものじゃないけえ。」などと言った旨の供述をしているが（甲 6 号証 8 頁、10 頁）、被告人が B に対して当選祝いである旨を明言したのであるから、そのようなやり取りがなされるはずがない。

また、後に、B は木島市議に被告人から託された当選祝い入りの封筒を持参しているのであり、このことから、B がその現金が木島宛のものであるという認識を抱いていたこと

は明らかである。Bは、被告人から渡された現金の処理について相談するために第三者である木島のところに持参したと供述するが、自己に供与されたものであり、また、それが選挙違反となるものであるという認識を有していたBがそのような行動に出ること自体不自然であり、Bの同供述は信用できるものではない。

ウ 返金を申し出られた状況について

6月7日に、「高陽地域河井あんり後援会結成のつどい」が開かれた際、駐車場に止めた車内で、Bが、被告人に対し、思い詰めた表情をしながら、「木島先生がどうしても受け取ってくれない。」と言って、封筒を差し出してきた。

被告人は、Aのときと同様、一度差し出したものは受け取れない旨を言い飽くまでも受け取ってもらうように求め、また、政治家が政治家に対して当選祝いを渡そうとして出したにもかかわらず、それを受け取ってもらえないということは恥ずかしいことと感じたことから、「私の顔をつぶさないでくれ。」などと言って、Bから何とか木島市議に渡してもらうよう頼んだ。

さらに、「木島市議が受け取らない」と、Bがすごすごと戻ってきたことについて、被告人としては、Bが三矢会の幹部であるにもかかわらず、木島市議の側にばかり立っているように感じたことから、Bに対し、「Bさん、あなた三矢会の支部長でしょ。そしたら私の話を一つ聞いてくれんかいの。是非ともあなたに受け取ってもらわなきゃ困るんじゃ。」などと言って懇願した。これは、双方の後援会幹部であるBに被告人と木島市議との間に入って取りなしてほしいという気持ち

であり、「是非ともあなたに受け取ってもらわなきゃ困る」という発言は、B しか木島市議に渡せる人はいないという気持ちの表れであった。

エ 検察官の主張について

検察官は、リストに「B 30」という記載があることを指摘するが、被告人は、A の場合と同様、これを記入した時点における現金の在りかという意味で記載したものであり（第76回公判における被告人供述調書48頁）、この記載をもって被告人がBに現金を供与したとする根拠とすることはできない。

なお、名簿には木島市議の該当箇所に「B」という文字の記載がないが、他方で、木島市議の欄に「レ」点が記され、また、「こた」とも記載されているのであって、被告人が木島市議に当選祝いを渡そうと考えていたことと客観的に符合するものである。山崎県議の場合の記載と異なるのは、木島市議との関係が悪化しているとは思っていなかった被告人としては、Aとは異なり、当初からBに託することを考えていなかったからにすぎず、むしろ、この記載の違いからも、AとBに現金を渡すに至った理由に関する被告人の供述の信用性が担保されるものである。

7 沖井純に対する供与額について

(1) 被告人の認識について

被告人が、4月13日に沖井純（以下「沖井」という。）に現金を供与した事実については、案里の当選を得る目的があったことも含めて争うものではないが、供与した金額が50万円と

されている点については事実と異なっており、被告人の認識としては、せいぜい 30 万円にとどまるものである。

沖井に対するものも含めて、被告人が政治家に現金を供与したことについては、被告人の広島県内での政治的基盤を固めたいという思いが強く、県内の政界での影響力や実力を目安にして供与する金額を決めていた。被告人は、そのような考えから、議長経験者などには 50 万円を供与していたが、沖井に関して被告人は、二世候補で、選挙らしい選挙をすることなく、いつも無投票で通っていて、ボーっとしているという評判を承知していたことからすると、沖井に 50 万円を供与するはずがないという被告人の供述には合理性が認められる。

検察官は、論告において、渡辺に供与した金額に関して、「被告人から現金を供与された他の広島県議会議員はいずれも少なくとも 20 万円の現金供与を受けたことが認められ、渡辺への供与金額のみを 10 万円とする特段の合理的理由も見当たらない」と主張しているのであるから、逆に、沖井の場合に、他の県議と比較して金額が突出している点を合理的に説明しなければならないはずである。それにもかかわらず、後に述べるような、極めて曖昧な証言であり、捜査段階の供述とも明らかに変遷している沖井の金額に関する証言を信用できるとするのは、この点についても、検察官にとって都合の良いところを恣意的に主張する姿勢の表れであり、沖井が受けた金額の立証が尽くされているものとは考えられない。

(2) 沖井の証言について

沖井は、被告人から供与を受けた金額が 50 万円であるとする根拠について、「平野氏が丁寧に慎重に数えておりましたが、

かなり長く掛かっており、私が見ていたところ、30万円ははるかに超えておりました。50万円と判断しました。」「私の最初に受け取った時の感触が50万円でした。」と述べるにとどまり（第50回公判における同人の証人尋問調書17頁、36頁）、極めて曖昧な根拠しかないことが明らかである。しかも、沖井は、平野朝彦が現金を数えていた際に、「30万円を超えているのは確認しました。」（同証人尋問調書46頁）と証言する一方で、「あなたは、慎重に数えているのをずっと目で追っていけば、確実に何枚あるというのは分かる状況だったわけですか。」という弁護人の問に対して、「細かいことは、どうだったか、何とも言い難いです。」と答え、「要するに、カウントしていたわけですか。」という裁判長の問に対して、「正確なカウントはしていません。」とも答えているのであって（同頁）、平野朝彦が現金を数えている状況を途中まで確認していたとする前提自体、大いに疑わしいものである。加えて、沖井は、捜査段階では、検察官に対する供述状況について、「30万円か50万円と言ったような感じはいたします。」「30万円よりも50万円の可能性が高いという意味ですが、慎重な物言いをしたのです。」「えん曲な言い方で30万円から50万円という言い方をしております。」などと、供与された金額の認識やその特定根拠に関する証言と明らかに異なった供述をしたことを認めているのであって（同証人尋問調書49頁以下）、公判廷における証言は、起訴事実と符合させるために作為的になされたものであることが明らかであって、この点にも受供与者が検察官に迎合的に証言をしている状況が見て取れるものである。

8 山田賢次に対する供与額について

被告人が、5月31日と7月3日に山田に現金を供与した事実については、案里の当選を得る目的があったことも含めて争うものではないが、供与した金額が5月31日に100万円、7月3日に200万円とされている点については事実と異なっており、被告人の認識としては、5月31日に200万円、7月3日に100万円を供与したというものである（したがって、予備的訴因については争わない。）。

被告人は、後述のとおり、山田を第三選挙区支部のスタッフ、すなわち被告人の秘書として迎えたいという希望をもっていたところ、言わば支度金の趣旨を含めて1回目に200万円を払ったものの、その時の誘いに対してもすぐに引き受けてくれるという返事がもらえなかったことから、もう少し払って、何とか山田を引き付けておきたいという気持ちで2回目の100万円を支払った旨の被告人の供述は自然かつ合理的なものである。

なお、弁護人としては、リストの記載自体、必ずしも正確なものではないと考えているが、検察官が客観的な証拠として重要視しているリストにも、「山田賢次 200+100」と、1回目に200万円、2回目に100万円が供与されたことをうかがわせるような記載がされているのであって、リストの記載を取り分け重視する検察官の見解によれば、山田の証言に従って各供与金額を特定することはできないというべきであり、主位的訴因の構成においても、検察官の主張に沿う内容の証拠のみを取り上げ、これに反する消極証拠には目を向けないという検察官の不公正な態度が見て取れるところである。

9 総括主宰者性について

(1) 総論

ア 検察官の主張と被告人の認識について

検察官は、被告人が選挙運動全般を取り仕切る立場にあり、公職選挙法 251 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する総括主宰者に該当するとしている。そして、その根拠として、具体的には、被告人が選挙運動における各業務の担当者を選定してその役割を決定することにより選挙対策本部の人員体制を策定し、各担当者にその役割等を指示した上、各担当者の担当業務の日々の進捗状況等を把握して、各担当者に対して詳細な指示を行い、選挙運動費用についてもその支払状況等を把握して多額の支払については自己の了承を事前に求めさせるなどしていたこと挙げている。

被告人は、自身が案里の本参議院選挙を全て取り仕切っていたとされることには事実と違う面があるものの、広島県連の果たすべき機能を第三選挙区支部長である自分がやむを得ず代行・補完したことは間違いなことや、案里の選挙対策組織の実態に照らしても政治的に最終的な責任を負うものは自分しかいないと考えたことから、被告人質問の冒頭において、総括主宰者であると評価されるのであればやむを得ない旨の供述をしたものである。

総括主宰者とは、公職の候補者の選挙運動を推進する中心的存在として、これを掌握指揮する立場にあった者をいうとされるところ（最大判昭和 43 年 4 月 3 日刑集 22 卷 4 号 167 頁）、これまで、自ら多数回にわたり、衆議院議員選挙等への立候補と当選を重ねてきた被告人が、自民党の政党支部の支

部長として、また、案里の夫として、自民党公認候補者である案里の当選を望む心情から、その選挙運動等を担う者らに対し助言等をし、あるいはその進捗状況を把握しようとするのは当然のことであり、以下に述べるような事実関係に照らしても、その実質において選挙運動を推進する中心的存在とは言い難いことから、その該当性の判断については、慎重な判断を望むものである。

その上で、仮に、被告人が総括主宰者に該当すると評価されたとしても、案里の選挙運動における役割については、検察官が指摘するところとは異なる点があることについては、量刑上考慮されるべきものと思料するので、以下、個別に、被告人の選挙運動への関わりについて述べることとする。

なお、検察官は、論告において、「選挙事務所における被告人の立場及び選挙事務所のスタッフの活動状況等」として、藤田らスタッフの証言や供述を延々と引用した上で、被告人が総括主宰者に該当するとしている。ところで、総括主宰者とは選挙運動を主宰した者をいい、その選挙運動とは、当該公職の候補者が正式の立候補届出により候補者としての地位を有するにいたってから以後に行われたものを指称し、それより前に行われたいわゆる事前運動はこれに包含されないとされている（前掲最大判昭和43年4月3日）。

したがって、公示日前の党勢拡大活動や案里の地盤培養活動に被告人がいかに関わろうとも（むしろ、自民党の政党支部長としての被告人が党勢拡大活動を積極的・主体的に行うことは当然であり、また、案里の夫である被告人が案里の地盤培養活動を行うことも当然のことである。）、それによって、

選挙運動の総括主宰者としての該当性が判断されるべきものではないことも指摘しておく。

イ 刑の加重について

総括主宰者であることが買収罪の刑の加重事由とされている理由は、総括主宰者が当該選挙において有する特殊な地位やその果たすべき役割の重要性に求められているところ、その実質的な加重理由は、総括主宰者が買収罪を行う場合には、選対組織の配下スタッフを使うなどして組織的・大規模な犯行に及ぶおそれがある点に求められるものと思われる。

しかるに、本件の場合、被告人による買収行為は、ほとんど全てについてスタッフ等を関与させることなく単独で及んでいるのであり、仮に、被告人が総括主宰者に該当するとしても、刑の加重が予定されているような態様で行われたものではないことも考慮されるべきである。

(2) 案里の選挙対策組織の特徴について

まず、重要な点として指摘するのは、案里の選挙対策組織は、役割分担や責任分担がはっきりと決まっておらず、また、しばしば変化したという、まるでアメーバのようなものだったということであり、被告人自身、その実態を把握できる状態ではなかったということである（第71回公判における被告人供述調書4頁以下）。

一般に、選挙対策組織においては、選挙対策組織の最高責任者である選挙対策本部長の下に、選挙運動や選挙対策組織の運営などの実務を取り仕切る選挙参謀である事務（局）長が置かれ、事務（局）長の下に、公営掲示板ポスター貼り、選挙運動用自動車の運行、個人演説会、電話作戦、選挙はがきなどの選

挙運動の各担当、庶務、経理などの各担当などが置かれるという組織形態がとられる。

これに対し、案里の選挙対策組織においては、各役割が曖昧に変動していたが、その最たるものが事務(局)長ポストであった。被告人は、事務長として第七支部に迎えた脇の仕事振りに対してスタッフからの不満が続出したことなどから、脇に与えていた事務長の肩書を外し、とりあえず顧問的な立場で第七支部の事務所にてもらえればよいと思うようになり、その代役を野々部に期待し、同人に事務局長という肩書を与え、以降は、野々部を選対組織の統括者とすることを予定したが、被告人の思惑とは異なり、野々部は脇の下で仕事をしていた上、そのことを被告人が全く知らなかったという状態であった(同被告人供述調書5頁)。

このように、選挙運動における参謀役として最も重要な事務(局)長というポストの役割とその分担について、被告人が関知しないところで曖昧に運営されていたのであり、被告人が組織の根幹についてすら掌握していなかったことがうかがわれるものである。

(3) 被告人の役割について

被告人は国政選挙の経験も豊富であったことから、案里の選挙事務所における選対本部長に就任することも考えられたが、案里には、夫である被告人が選対本部長という立場に就くことに抵抗があり、また、県連内の政争の延長とみなされたくないという思いや清廉で新鮮な印象を与えたいという思いがあったため、被告人が選対本部長に就くことはなかった。

そのため、被告人は、本参議院選挙が公示された7月4日以

降は、県内各地の企業や各種団体を回って、案里への投票を依頼する外回りの活動に専念的に従事しており、選挙事務所に滞在すること自体がほとんどなかった(第71回公判における被告人供述調書18頁)。このことは、被告人の日程表(弁34号証)からも明らかであり、正に、分刻みで外回り続ける被告人が、選挙事務所等における事務を掌握し、案里の遊説、個人演説会、電話作戦などの選挙運動を総括指揮することができるはずがないことも明らかである。

藤田は、被告人が様々な指示を出したり、細かい報告を求めたりしてきたことについて、公示日前と公示日後で違いはなかった旨の証言をしているが(第3回公判における同人の証人尋問調書10頁)、藤田が証言している内容は、大半が公示日前の活動に関するものであり、公示日後の活動について被告人が報告を求めているものとして証言したものは、7月3日のLINEのやり取りによるわずか数点についてのみである(甲247号証添付の資料3参照)。

前田も、検察官の主尋問に対し、外回りなどに関する被告人からの指示や被告人に対する報告の状況について延々と証言しているが、その対象として具体的に証言しているものは全て公示日前のものであり、公示日後のものについては、「今証言してもらったというのは、いずれも令和元年6月下旬のことですけれども、こうした外回りの指示というのは、公示前だけでなく、7月4日の公示後もありましたよね。」という質問に対して、「はい。」と答えているだけであり、検察官も具体的な指示の状況について何ら質問していない(第5回公判における同人の証人尋問調書35頁)。また、被告人と前田とのLINEのやり取りを見

ても、その多くは公示日前のやり取りであり、公示日後のやり取りも、被告人から断片的に福山地域等における選挙運動に関する問合せや指示がなされている状況はうかがえるものの、単なる事務連絡も多く、これをもって、全地域において被告人が選挙運動を推進する中心的存在であったと認定できるものではない（甲 263 号証添付資料 3、甲 403 号証）。

このように、検察官は、公示日前の党勢拡大活動や地盤培養活動に関して被告人が綿密な指示を出したことを指摘することによって、あたかも公示日後も同様に被告人が選挙運動全般について中心的存在として、掌握指揮していたかのような主張をするが、その主張は明らかに前提となる事実を欠いた、検察官の単なる思い込みであって、立証として全く十分なものとはいえないものである。

(4) 選挙事務所、連絡所の運営への関与について

本参議院選挙においては、広島市中区内と福山市内の 2 か所に選挙事務所が設置された。その他、電話作戦の拠点のほか、各種の選挙関連の作業を行う場所、情報交換の場所として用いられる連絡所が県内各地に設けられたが、被告人は、被告人自身の選挙区である第三区内に 10 か所ほどの連絡所が設けられたことは知っていたが、正確な数は把握しておらず、また、それ以外の地域でいくつ連絡所が設置されたのかは全く把握していなかった（第 71 回公判における被告人供述調書 18 頁）。

このような選挙事務所や連絡所において、誰が選挙運動の中心となっていたかについてすら、被告人はほとんど把握しておらず、福山市では C、D 及び白石が、安芸区では檜山県議がそれぞれ中心となっていたことを知っていた程度であった。また、

それぞれの地域における選挙運動がどのようにして行われているかや、各地域における選挙情勢がどのようになっているかについても、被告人が把握しているものはほとんどなかった（同被告人供述調書 19 頁以下）。

このように、被告人は、選挙運動の中核となる選挙事務所が置かれた拠点地域においてすら、選挙運動を掌握して指揮していた事実はないのであって、ましてや、選挙運動が行われる広島県の全地域における選挙運動を掌握して指揮していたものではないことは明らかである。

(5) スタッフの採用について

第七支部のスタッフについては、公示日前の段階では、藤田や前田が一次面接をし、採用の方向性を決めた後、多忙だった案里に代わって被告人が面接をして採用を決めたことがあり（もっとも、被告人が面接・採用した小野及び國近は、被告人が支部長を務める第三選挙区支部で採用したものであり、その後、第七支部が設置された後、第七支部の業務に従事するようになったものである。）、また、案里が面接をして採用を決めたこともあった。

ただ、その後は、第七支部のスタッフについてすら、被告人が採用に関わることはなく、被告人には誰が採用したかが分からない者が第七支部の業務に従事することとなっていた。そのような者の報酬額の決定や選挙管理委員会への届出等について、被告人は全く関わっていなかった。

福山市の選挙事務所や呉の連絡所を始めとする連絡所のスタッフについては、被告人が採用に関与したことは一切なく、また、報酬額の決定や選挙管理委員会への届出についても被告人が

関わることはなかった。

なお、前田はあたかも被告人の独断で脇の事務長を解任をしたかのような証言をしたが、もともとは、前田をはじめとする多くのスタッフが、脇の仕事振りに対して、不満を高め、事務長としてふさわしくないと苦情を言い出したため、脇の紹介者である檜山県議やスタッフとも相談して、事務長の肩書を外すに至ったものであり、被告人の独断で解任したかのような前田証言は事実とは異なるものである。

(6) 案里の選挙運動の企画・実施への関与について

ア 街頭演説・遊説・選挙公報

案里は、選挙運動期間中にも膨大な数の街頭演説を行ったが、その実施場所や実施時間等は最終的には全て案里が決めていたし、演説内容についても、当然のことながら案里が決めていたのであり、これらについて被告人が関与したことはほとんどなかった（第71回公判における被告人供述調書32頁以下）。また、選挙事務所のスタッフの中から立道浩（以下「立道」という。）を遊説担当に指名したのも案里であった（同被告人供述調書54頁）。

検察官は、論告において、被告人が案里の選挙運動を取り仕切っていたことの根拠の一つとして、立道が、①被告人の指示で遊説の取りまとめ担当となった、②被告人に遊説行程案を渡し、遊説日程等について助言をされることがあった、③令和元年6月16日の会議において、被告人が案里とともに遊説行程につき意見を述べてきたので、同意見を反映させた、④被告人にも日々の行程表を渡していた、⑤被告人から、ウグイス嬢のアナウンス文言について指示を受けたことがあ

り、清水友美を通じてウグイス嬢に対し、その指示を伝えた旨供述していることを挙げている。

しかし、そもそも、「被告人の指示で遊説の取りまとめ担当となった」という点については、被告人が、6月初旬頃、遊説行程表を作成していた脇の能力に疑問を抱き、同人に代わって立道に遊説行程表の作成を依頼したにすぎず、その後、6月5日の脇とウグイス嬢との打合せに顔を出すなどして、徐々に遊説に関わるようになったというものであり（甲 304号証 3頁から 5頁）、被告人が遊説や選挙運動用自動車の担当を立道に変更すると明示的に示したものと認められない。

また、検察官は、上記②ないし④のように、あたかも主として被告人が遊説行程表の内容を確認して指示をしてきたかのように主張しているが、立道の供述によっても、遊説行程については、行程表を被告人に限らず、案里やスタッフの多くとも共有していたとしているし、遊説行程につき、まずは、案里が巡回を希望する地域や曜日、街頭演説を行う場所を把握し、各地域の支援者回りをしてきた藤田や前田の意見を容れて行程表を作成していたと供述している（甲 302号証 3頁以下）のであって、遊説行程案を作成する段階で被告人が関与していた形跡は全く認められず、むしろ、案里を中心として決定したことが明らかとなっている。しかも、立道は、「被告人が行程表について意見を言ってきた場合には、案里にも意見を求めて、必要があれば、被告人の指示どおりに行程表を修正した」（傍点は弁護人）旨供述し（同 5頁）、「遊説日程や場所等に関して被告人から助言があった場合にも、その都度、案里や地域担当者とも相談し、その結果、より多くの

地域や日程で講演会を実施できるようになれば、それらを予定に組み込むなどしていた」(傍点は弁護人)旨供述している(甲 303 号証 3 頁以下)。この立道の供述によれば、被告人の意見は、飽くまでも補助的な参考意見として取り扱われていたにすぎず、選挙運動を推進する中心的存在としての立場からの「指示」とは到底認められないものである。

このような立場にあった被告人が、選挙運動の中でも重要なものである遊説や街頭演説を取り仕切っていたと認定することはできない。

また、ウグイス嬢のアナウンス文言についての指示も、「指示を受けたことがあった」という程度のことであり、被告人が遊説内容を指示していたことの根拠となり得るものではない。

選挙公約を掲載する選挙公報についても案里が作成しており、被告人がその内容に介入することはなかった(同供述調書 37 頁)。

イ 個人演説会

案里が選挙運動期間中に開いた個人演説会についても、被告人が関与することはなく、三区区内については、被告人の衆議院選挙の際の個人演説会を参考にして藤田が担当したことを把握している程度であり、その他の地域で開催した個人演説会については、その実務担当者が誰であるかすら把握していなかった(第 71 回公判における被告人供述調書 32 頁以下)。

ウ 法定ポスターの掲示

選挙運動において極めて重要なものである法定掲示板への法定ポスターの掲示についても、被告人は関与しておらず、

ポスター貼りの人繰りなどの実務担当者が誰であるかすら把握していなかった（第71回公判における被告人供述調書34頁以下）。この点、脇は、6月中旬頃、法定ポスターの掲示の担当者が決まっていなかったことから、野々部から担当を依頼された旨の供述・証言をしているのであり（甲211号証9頁、第62回公判における脇の証人尋問調書20頁）、被告人がその担当の決定に関与していないことは同証言からも明らかである（また、選挙運動において極めて重要なものであり、全県域に掲示が必要となる法定掲示板への法定ポスターの掲示について6月中旬に至るまで担当者が決まっていなかった事実は、案里の選対組織の役割分担や責任分担がはっきりしていなかったことを示すものである。）。

なお、検察官は、脇が広島駅新幹線口付近の公営掲示板用法定ポスターの掲示について被告人から指示されたことをいかにも特別なことのように指摘しているが（同証人尋問調書20頁以下）、新幹線口という大勢の人が往来する場所にある掲示板にポスターの掲示漏れがあることを見かけた被告人がそれを指摘するのは当たり前のことであり、このことがいかにも特別のことであるかのように取り上げること自体、あらゆる事象について被告人が指示していたとしようとする姿勢の表れである。

エ 出陣式

公示日に開かれた案里の出陣式については、野々部を中心として打合せが行われ、被告人も参加したが、米国大統領選挙にならって、壇上に案里のほか大勢の女性に上がってもらうという提案についてスタッフから全く取り合ってもらえず、

それ以外に出陣式に関して被告人が決定した事項はなかった
(第 71 回公判における被告人供述調書 35 頁以下)。

オ 電話作戦・選挙はがき

電話作戦と選挙はがきの取りまとめについては、公示日が迫っていてもそれを担当する者がいなかったことから(そのことも案里の選対組織の役割分担や責任分担がはっきりしていなかったことを示すものである)、野々部の知人である大口英夫(以下「大口」という。)を招くことになり、大口がその責任者として電話作戦及び選挙はがきを取り仕切ることとなった。

大口は、電話作戦に関して、被告人から、電話作戦での読上げ原稿を前田から受け取って準備しておくこと、原稿ができたら被告人に見せること、名簿は 5 名連記を使うこと、電話作戦の結果を報告することという指示を受けた旨供述している(甲 238 号証 5 頁)。この供述からは、被告人が電話作戦の状況を掌握しようとしていたことはうかがえるが、その指示内容は、特段、具体的な内容ではない。なお、大口は、読上げ原稿の作成に当たって被告人が選挙情勢や使用する名簿の種類などに応じて細かく指定した旨の供述をしているが(甲 240 号証 3 頁、9 頁)、被告人が指定したとする具体的な原稿の内容は全く供述調書に録取されておらず、およそ具体性に欠けるものである。

被告人に対しては、大口ら電話作戦のスタッフが作成した電話作戦集計表によって報告がなされ、大口は、被告人から有権者に呼び掛ける内容や重点的に電話をかける地域等について細かく指示された旨の供述をしているが(甲 238 号証 7

頁以下)、電話の内容について被告人から指示されたものとして具体的に挙げているのは、「大変厳しい戦いとなっております。」との文言を入れるように指示されたこと、公明党に配慮した原稿を作成するようにと指示されたこと(甲 240 号証 4 頁以下)、期日前投票を呼び掛ける内容を入れるように指示されたこと(同 9 頁)だけである。この指示のうち、「大変厳しい戦いとなっております。」との文言については、公示日から開始する電話作戦で用いる常套文句であり、党からの指示文書にも盛り込まれている文言を入れるというだけのものであり、何ら特別な指示ではない。また、公明党への配慮の文言についても友党に対する配慮として当然のことであるし、この指示に従って大口が作成した案文について LINE で確認を求められても、被告人は何らの反応すらしていないのであって(甲 238 号証添付資料 13 の大口が②と記入した部分)、いかにも子細にわたって被告人が指示したかのような大口の供述は明らかに誇張したものとなっている。さらに、期日前投票の呼びかけも、どの陣営も行っていることであって、被告人の指示は特別なものではない。

また、重点的に電話をかける地域に関する指示に関するものとして証拠上認められるものは、甲 238 号証添付の資料 13 に大口が⑤と記入した 7 月 17 日にやり取りされた 1 件のみであり、これを見ても、被告人から更なる具体的な指示はなされていない。

選挙はがきの取りまとめについて、大口は、被告人から、一日でも早く発送するようにとの指示を受けたこと、選挙はがきを郵送した枚数等を表にして毎日提出するよう指示を受

けたこと、被告人が入手した名簿に記載された者に選挙はがきを送るよう指示されたことなどを供述しているが（甲 236 号証）、実際に被告人が具体的に指示をしたことは、選挙はがきを早く発送するようという、当たり前の指示以外は、詩吟の会の関係者に選挙はがきを送るようにとの一点に限られるのであり（甲 236 号証添付の資料 2 参照）、選挙はがきの取りまとめに関して総括的に指揮をしていたものと評価することはできない。

また、大口は、回収された選挙はがきを迅速に発送するため、自らの判断で、あるいは、第三選挙区支部のスタッフであり、被告人の秘書であった高谷真介（以下「高谷」という。）や野々部と相談して、選挙はがきのコピーを効率化する作業方法を決定しているのであり（甲 236 号証 4 頁以下）、そのような選挙運動の実務的な点について被告人が関わった形跡は認められない。

そのほか、甲 236 号証に添付されている被告人と大口の LINE のやり取りを見ても、大口からの質問に対して被告人は、ほとんど返答すらしていないことが明らかであるから、被告人が選挙はがきの取りまとめについて報告は求めていたものの、実質的には、大口に任せきりにしていたことが認められる。

なお、検察官が指摘する大口供述のうち、「電話作戦は、選挙区内の有権者に電話をかけて投票を呼びかけるものであった。」、「名簿は、5 名連記を用いた。」、「選挙はがきは、選挙事務所が選挙期間中に郵送するものであり、案里への投票を呼びかけるものであった。」、「案里の陣営では、5 名連記に書

かれています入会者にも選挙はがきを送ることとされ、私もその対応を担った。」「案里陣営では、少なくとも 5 万数千枚の選挙はがきを発送した。」との各供述は、いずれも、大口自身の行った選挙運動の実態を述べるものにすぎず、被告人が総括主宰者であることを基礎づける事実たり得ないことも指摘しておく。

(7) スタッフへの指示、スタッフからの報告について

スタッフの証言・供述の中には、被告人がスタッフに対して事細かに報告を求めて、指示をしてきたとするものがある。特に、被告人が公示日前からスタッフに対して活動状況を業務日報に記載して報告することを求めたことが強調されており、検察官は、この点をとらえて、被告人が案里の選挙運動を取り仕切っていたとする根拠の一つとしているようである。

しかし、被告人がスタッフに業務日報を作成させて報告させていたのは、被告人や案里が日報を見ているということで、スタッフに実績報告をさせることによって相互に張り合いを持たせたり、緊張感を持たせるためであった。選挙のときに限らず、被告人の事務所では、スタッフが業務日報を作成して、東京にいることが多い被告人に報告するのが慣例になっていたところ、案里の政治活動や選挙運動に関する業務日報についても、その慣例がそのまま引き続いてきたために必要以上に詳しいものが多く、しかも、スマホに送られてくることもあったため、眼の疾患をかかえる被告人がその全てに目を通すことはできなかったのが実情であった。また、被告人は、案里が日報を見ていたかどうかは正確には分からないものの、案里は街頭演説などでかなり忙しくしていたので、ほとんど見ていなかった

のではないかと認識していた。

被告人は、ときには、業務日報を見て、気になった点について指示をしたり、状況を尋ねたりすることがあったが、全てを子細に検討した上で、系統立てて指示をするというのではなく、気になった点を思い付きのように指示をするというものが実態であり、その指示に対する反応もないままのものも多かったことからしても、業務日報によってスタッフの業務全般を把握して、案里の選挙運動を取り仕切っていたという評価をすることは適切ではない。

また、スタッフ間の情報共有の目的で、LINE のグループを作成し、グループ LINE で被告人がスタッフに指示をしたこともあったが、これも同様に、気になった点を思い付きのように指示をするというものが実態であり、その指示に対する反応もないままのものも多かったことは業務日報と同様である。

電話作戦や選挙はがきの取りまとめを担当した大口の供述などスタッフの供述からは、被告人が盛んに求めたのは状況の報告であることが明らかである。これは、些細なことでも知りたがるという性格（第 30 回公判における案里の被告人質問調書(1)39 頁）が影響したものであり、報告を受けた上で、被告人が案里の選挙運動全般について総括的に指揮をしたという具体的な証拠はなく、単に思いつきで、更に状況を尋ねたり、意見を言う程度のものであったのであって、これをもって、選挙運動の取り仕切り役と認定することはできない。

(8) 経理について

検察官は、論告において、被告人が案里の選挙運動を取り仕切っていたことの根拠の一つとして、第七支部で経理担当をし

ていた小野が、①5月から本参議院選挙が終わる7月まで、少なくとも2週間に1回、被告人に会計報告を行った、②光元からの引継ぎのとおり、金額の大きいものや大事な支払については、事前に被告人の了承を得てから支払うようにした、③支払に必要な資金が不足した場合には、被告人に話をして、被告人からお金をもらい、もらったお金については被告人の支部に対する立替金として処理した。被告人から業者に対する支払の順序を指示されたこともあった、④被告人の指示で、毎日、被告人に第七支部名義の各口座の通帳の写しを見せており、被告人は、第七支部の資金の状況も把握していた、⑤案里から、第七支部の会計や選挙会計について報告を求められたことはなく、案里に対し資金の工面の相談をしたこともなかった、⑥案里の選挙運動費用収支報告書の提出に当たり、被告人にのみ、その内容や選挙運動費用の収入について説明し、案里には説明を行わなかった旨供述していることを挙げている。

小野は、当公判廷において、被告人が経理について詳細な報告を求めてきたことや第七支部の資金状況を把握し、第七支部の資金繰りについても指示をした旨の証言を延々と行っているが、これは、多忙な案里に代って、政党支部長の経験が長い被告人が、政党支部の資金管理を適切に行うという観点からのものであり、むしろ、政党支部長として当然のことをしていたにすぎないものである。

経理面においても、案里の選挙運動を取り仕切っていたとするためには、どのような選挙運動に、いかなる費用をどの程度支出するかについて差配することが必要と考えられるが、小野の証言その他の証拠によっても、被告人が案里の選挙運動の費

用について決定していたとする事実は認められないのであって、単に、支出の状況について報告を受けて、第七支部の資金管理上の観点から指示をしていたにすぎない被告人が経理面で案里の選挙運動を取り仕切っていたとは到底認められない。

なお、小野が被告人に報告する際に用いていたという資料の中には、公示日前に第七支部が行っていた自由民主号外の配布など党勢拡大活動に関する費用が計上されているなど、党勢拡大活動のための費用と選挙運動費用の説明とが混同されていて、小野自身はその区別を正確に理解していたものとは思われない。また、小野は、金額の大きいものや大事な支払については、事前に被告人の了承を得てから支払うようにした旨の証言をしながら、その具体的な例について何一つ説明していないのであって、ほとんどが人件費、交通費、通信費、光熱費など義務的経費にとどまる選挙運動費用について、そのようにして被告人の了承を得てから支出することは想定されないことからしても、小野の証言は全く信用できない。

また、選挙運動費用収支報告書の作成についても、被告人は、小野と高谷に任せきりにしており、案里に代って、その提出直前にざっと確認したにとどまるものであるし、選挙運動費用収支報告書の内容自体、大半が義務的経費の支出にとどまるものを報告するものであり、被告人がこれを確認したとしても、被告人が経理面で案里の選挙運動を取り仕切っていたと言えるものではないことは明らかである。

第9 情状

1 案里の当選を得ることが主たる目的ではなかったこと

第8において無罪を主張した公訴事実以外の事実について、被告人は、案里の当選を得しめる目的をもって現金を供与したことを認めるものであるが、この目的は主たる目的ではなく、飽くまでも付随する目的にすぎないものである。

弁護人としては、この点は被告人の犯情を検討し、刑の量定をするに当たって極めて重要な情状事実に該当するものと思料することから、以下、供与した相手方に応じて、案里の当選を得るといふ目的以外に現金を供与した主たる目的があったことを述べることにするが、その前提として、「被告人が案里の選挙戦について厳しい認識をもっていただけから、何としてでも案里への票を獲得するために買収に及んだ」とする見方について弁護人の意見を述べることにする。

なお、弁護人としては、被告人の目的を認定するに当たっては、現金が供与された際の状況、その時期、金額、被告人と受供与者との関係などの外形的事実が判断要素となることを否定するものではないが、本件では、後に述べるように、現金供与の時期や相手との関係などについて一義的に評価されるべきではない個別の特別な事情も存在し、また、必ずしもそのような外形的事実に現れない被告人の主観的事情というものも考慮されてしかるべきであるから、特に、被告人の供述については、その信用性も含めて慎重に判断されることを切望する。

また、本件では、受供与者の大半が、被告人から供与された現金の趣旨が案里への投票及び投票取りまとめの報酬であると認識していた旨の証言又は供述をしているところ、その信用性につい

ての弁護人の意見も述べることにする。

(1) 案里の選挙戦に対する被告人の認識について

第7において詳述したように、被告人は、もとより選挙である以上、当選を確実視することはできないものの、本参議院選挙において案里が当選する見込みが高いと考えていた。また、自民党から2人の公認候補が立候補することについては、政治的なバックボーンや特性、訴える政策も異なる案里と溝手氏の支持層が大きく競合するものとは考えておらず、むしろ自民党の公認を受けた案里が党政拡大活動を活発に行うことによって、それまで埋もれていた新たな支持層を掘り起こすことが可能となると考えていたのであり、2人の立候補によって自民党支持層の票が割れるなどして、案里にとって厳しい選挙戦となるという単純な見方はしていなかったものである。

仮に、被告人において選挙情勢が案里にとって厳しいものであると認識し、何としてでも案里への票を獲得するという強い意欲があったとすれば、現金を供与する際に、端的に案里への投票やその取りまとめを明示して求めたり、あるいは、供与した相手がどのようにして案里への票の取りまとめをしてくれるか、また、それによってどの程度の票が獲得できる見込みかといった点についてまで確認をとるなどの、いわゆる「票読み」の言動に及ぶのが自然であるが、実際には、被告人は一切そのような言動に及んでいない。そして、統一地方選挙の選挙運動期間中に陣中見舞いとして現金を供与した相手に対しては、被告人からは本参議院選挙や案里の話題すら出していないなど、何としてでも案里への票を獲得するという強い意欲があったとするには、あまりに不自然な対応をしているのである。

このことからすると、被告人には、案里の当選を得しめる目的があったとしても、それは決して強固な目的であったとは認められず、他の目的に付随するものであったとする被告人の主張は十分に合理的である。

(2) 受供与者の現金の趣旨に関する証言・供述の信用性は極めて低いこと

本件では、受供与者の大半が被告人から供与された現金の趣旨について、案里への投票及び投票取りまとめの報酬であると明確に認識していたとする証言又は供述をしている。この証言又は供述を前提とすると、あたかも被告人の現金を供与は案里の当選を得しめることが唯一の目的であったかのような印象を与えるが、受供与者の証言・供述は、以下に述べるとおり、いかにも不自然・不合理な上、被告人との関係を捨象した画一的なものが多く、被告人による現金供与がもっぱら投票買収の目的に基づくものであるとする検察官の誘導ないし示唆に影響を受けたものであると考えざるを得ない。

弁護人としては、被告人から現金の供与を受けた際に、受供与者が、案里の投票及び投票取りまとめの報酬と認識した可能性を一律に否定するものではないが、その認識には受供与者の立場や供与時の状況等により相当の濃淡があったと考えるのが合理的であると思料する。

そもそも、受供与者が被告人から供与された現金の趣旨についてどのように認識したかという点は、被告人の現金供与の目的を認定する間接事実の一つにはなり得るものの、それのみによって決せられるものではなく、被告人の目的という主観的要素を認定するに当たって中心となるのは、飽くまでも、被告人

の現金供与の目的に関する供述の信用性・合理性であると思料する。

他方で、被告人の現金供与の目的に関する供述の信用性・合理性を検討するに当たっては、受供与者の証言・供述の信用性にも十分に留意する必要があると思料するので、以下で詳論することとする。

ア 現金の趣旨について

i 陣中見舞い・当選祝いに関する証言について

受供与者の証言のほとんどは、被告人から統一地方選挙に係る陣中見舞いや当選祝い（以下、本項において「陣中見舞い等」ということがある。）である旨が伝えられた上で現金の交付を受けながら、陣中見舞い等の趣旨を完全に否定し、それが、案里への投票及び投票取りまとめを依頼する報酬であることを糊塗し、受供与者が受け取りやすくするための全くの名目、単なる口実であると思料したとするものである。

その理由として挙げるところは、本参議院選挙が近く、案里が立候補予定であったことに加えて、それまで被告人から陣中見舞い等を受けたことがなかったこと、現金がのし袋に入れられていなかったこと、供与された現金が多額であったことなどであるが、いずれも、陣中見舞い等であることを完全に否定する十分な根拠となるものではない。

この点については後に詳述するが、被告人から現金を供与された際に、陣中見舞い等と言われていないとの証言があるので（木戸経康、今田良治、土井正純、宮本新八、奥原、海徳、豊島岩白、砂原など）、まず最初に、この点につ

いて検討する。

後に述べるように、被告人は、自らの政治的基盤を固めたいなどといった思惑もあって、統一地方選挙の機会に、政治家同士で慣行的にごく一般にやり取りがされている陣中見舞い等を渡すことで相手方との関係を良好なものとするために現金を供与したものである。そうであるとする、被告人も公判廷で供述したように、相手方を選挙事務所や後援会事務所に訪問して現金を供与する際に、陣中見舞い等であることを明示するのは当然のことであり、むしろ、これを明示しないことの方があまりに不自然である。現に、受供与者の中にも、被告人から陣中見舞いであることや当選祝いであることを明示された、あるいは、選挙の激励や当選の祝辞を言われたと証言する者もいるのであり(伊藤、高山、沖宗、沖井、藤田博之、石橋、佐藤、窪田、八軒、三宅、平本英司など)、受供与者によって被告人が陣中見舞い等である旨を言ったり言わなかったりする理由は全くないのであるから、被告人から、陣中見舞い等であることを明示されなかったとする証言は明らかに虚偽であり、供与された現金の趣旨を買収とするために、殊更に陣中見舞い等から離れさせようとの意図で作為的になされたものと言わざるを得ない。

次に、被告人から陣中見舞い等を受けたことがなかったという点であるが、被告人から初めて陣中見舞い等と言われて現金の供与を受けたことについて訝しむ気持ちがあったとしても、どのような関係の間柄であっても、当然ながら、初めての陣中見舞い等のやり取りはあるのであるから、

この点をもって陣中見舞い等が全くの名目であったとする根拠となるものではない。

また、現金がのし袋に入れられていなかったことについては、被告人は、公判廷で、陣中見舞い等の渡し方について、「政治家同士の場合には、白封筒に入れてやり取りすることが多くあった。」と供述したとおりの認識を有していたのであるし(第70回公判における被告人供述調書79頁)、そもそも、そのような形式的な点が陣中見舞い等の趣旨を完全に否定する根拠になるものではないというべきである。

また、被告人が供与した金額が多額であったことについてであるが、これについては、被告人も公判廷で供述するように、渡す側の政治的な立場、相手の政治的な立場、相手との関係などによるのであって、そもそも相場などないというべきであるし、被告人自身、「冠婚葬祭の際に渡す金額に相場がないのと同じであり、自身や相手の政治経験、役職、立場によって変わるし、相手との関係性によっても変わる。相場は全くない。」旨供述するように(同被告人供述調書78頁)、自身の立場など諸々の事情を勘案して金額を決めていたのであるから、この点も陣中見舞い等の趣旨を完全に否定する根拠になるものではないというべきである。

陣中見舞い等として受けたことがある金額について、八軒は後援会の幹部から100万円をもらった旨を証言し(第45回公判における同人の証人尋問調書32頁)、下原康充は政治家から20万円か30万円をもらった旨を証言し(第32回公判における同人の証人尋問調書25頁)、岡崎は、「一

一般的に普通の支援者から頂くのはだいたい5万円以下くらいで、ある程度のお付き合いの仲で、10万円もあるし、20万円、30万。それはちょっと相場が、それから上はあってないようなものだと思います。」と証言している（第15回公判における同人の証人尋問調書43頁）。また、木山は、被告人からの陣中見舞いとして、いくらが妥当な金額とっていたかという検察官の質問に対し、「妥当な金額というのは分からないですけども、自民党の役員として、いわゆる、自民党県連なんかから頂いた、20万ぐらいもらいますから、その辺が妥当な金額かなというふうに思いました。」と証言している（第55回公判における同人の証人尋問調書18頁）。

このように、陣中見舞い等の金額については、それぞれの立場によって異なり、数十万円という陣中見舞い等が実際にやり取りされていることは明らかであるから、被告人が供与した金額が陣中見舞い等として多額すぎるという評価は、何ら根拠のない単なる決めつけであって、実態とも反するものである。また、宮澤参議院議員が支部長を務める政党支部から高山が支部長を務める自民党尾道第一支部に20万円が交付されているのであり（第46回公判における同人の証人尋問調書29頁）、国会議員が地方議員に交付する金額として、数十万円という金額は何ら不自然なものではないことが明らかである（政党支部間の交付金という形式を取っていても、実質は政治家同士の寄附である。）。さらに付言すれば、伊藤の検面調書には、「私の感覚では当選祝いとしての現金は多くても5万円くらいまででしたか

ら、当選祝いにしては金額が多すぎると思いました。」旨の記載がある一方で、捜査段階での検察官のやり取りについて、相場とかなんとかは分かりませんと言ったら、じゃ、ちょっと考えてみてください、というようなやり取りがあったかと思えます。」「はっきりは分かりませんが、基本的に、一般人なら 5000 円とか 1 万円とか、ですから政治家同士だから、よく分かりませんが 5 万か 10 万くらいなんですかね、なんせ初めてだから妥当な金額というのは分かりません、というようなやり取りをした記憶はあります。」と証言している（第 36 回公判における同人の証人尋問調書 39 頁）。このことからすると、検察官は、被告人が陣中見舞い等として交付した金額が多額すぎるとの主張に沿うように、受供与者の認識とは異なる供述調書を作成した疑いが極めて濃厚であるから、陣中見舞い等の金額への評価に関する受供与者の証言・供述の信用性の判断は慎重になされるべきものと思料する。

このように、受供与者が挙げる理由は、陣中見舞い等の趣旨を完全に否定する根拠としておよそ合理的なものとは言えないし、そもそも、選挙運動期間中や選挙後という時期に、それぞれの選挙事務所又は後援会事務所等において、陣中見舞い等と明言されながら渡されたものについて、受供与者が揃いも揃って、あえてその趣旨を完全に否定すること自体、不自然というほかなく、被告人によって供与された現金を投票買収の趣旨であると決めつける検察官による誘導ないし示唆によって影響を受けたものとしか考えようがないものである。

現に、木山は、これまで陣中見舞いを受けたことがなかった被告人から受けた白封筒入りの 30 万円について、ちょっと多いかなというふうに思ったものの、それは陣中見舞いと思ったのであり、参議院選や案里に関連する趣旨が含まれているとは全く思わなかった旨の証言をしている（第 55 回公判における同人の証人尋問調書 13 頁以下）のであって、上記のような点が陣中見舞い等の趣旨を完全に否定する根拠になるものではないことは明らかである。

なお、沖宗は、最初に検察官から事情聴取をされた際に、5 月か 6 月に現金を受領した事実については供述しながら、統一地方選挙の直後である 4 月 14 日に被告人から当選の祝辞を言われた後に受領した現金については供述していない理由についての質問に対し、「非常に記憶が曖昧であったと思います。」と証言したが（第 42 回公判における同人の証人尋問調書 34 頁）、自身の議員としての地位を脅かしかねないような違法性を認識しながら受領した現金について記憶が曖昧ということは極めて不自然である。同様に、伊藤も 5 月か 6 月に供与された現金については詳細を供述しながら、統一地方選挙直後の 4 月 8 日に被告人から供与された現金について、検察官による最初の事情聴取において供述していない（第 36 回公判における同人の証人尋問調書 33 頁）。

これは、受供与者も、統一地方選挙の選挙運動期間中あるいはその直後に供与された現金については政治家間で一般に行われている陣中見舞いや当選祝いであると考えており、それが公職選挙法に違反する買収に該当する深刻なも

のであるとは全くとらえていなかったことの何よりもの証左である。

ii 被告人との関係に関する証言・供述について

後述のとおり、被告人は、現金を供与した相手との関係によって、個別に現金を供与する理由・目的があった。

この点、受供与者の証言・供述は、総じて、被告人との関係を希薄なものとするものが多いが、実際には、親密な関係にあった者でさえも、そのように事実と異なる証言・供述に及んでいる。これは、被告人との関係が希薄なものであったことを根拠として、被告人が供与した現金が案里の投票及び投票取りまとめの報酬であったとする認定を導こうとする検察官の誘導ないし示唆に影響を受けたものと思われる。

被告人は、関係が希薄であったと証言・供述する受供与者の全てについて、関係性を具体的に説明することができるが、このような証言・供述は枚挙にいとまがないことから、特に、証言自体から、被告人との関係について殊更に希薄なものであることを強調したことが明らかになっているものについて指摘することとするが、裁判所におかれては、受供与者の証言・供述には、その信用性に疑問があることを十分にご理解された上で、被告人との関係性について評価いただきたい。

① 天満祥典（以下「天満」という。）は、被告人との関係について、案里を通じて紹介してもらったとした上で、それほど親しい関係ではなかった旨の証言をしたが（第57回公判における同人の証人尋問調書22頁）、一方で、

天満が被告人の選挙区ではない三原市の市長でありながら、地元の祭りに被告人の家族を含めて招待して会合費用を全額負担したり、三原城の日本遺産への申請について被告人と相談をしたり、被告人の政治資金パーティに出席するなどの交際があることを認めているのであって、それほど親しい関係ではなかったという同証言は信用できない。また、被告人も、天満との交際状況や三原市における豪雨災害の被災地を訪問して天満の案内で視察し、復旧策についての情報交換や意見交換を行っていた状況を具体的かつ詳細に供述しているのであり（第73回公判における被告人供述調書36頁）、むしろ、被告人と天満とは、親密な関係にあったと認められる。

- ② 豊島岩白（以下「豊島」という。）は、被告人との関係について、「私のほうから連絡するようなことはありませんけれども、年に一、二回連絡を取り合わせていただくか、若しくは1年の間に連絡が何もない、そういった年のほうが多かったと思います。」と証言したが（第56回公判における同人の証人尋問調書2頁）、他方で、被告人と若手市議との食事会に参加したことや、豊島が主催している朝食勉強会に関して被告人と話をしたことを認めている（同証人尋問調書21頁以下）。また、被告人の供述によれば、豊島とは衆議院選に出馬するよう勧めたり、同人の選挙の際には、必勝の為書を持って必ず応援に行くという関係にあり、同人も首相官邸の総理補佐官室を訪問するなど、かなり親密な関係にあったことが認められる（第73回公判における被告人供述調書89頁以

下)。

- ③ 藤田博之は、被告人とほとんど付き合いがなかった旨証言したが(第55回公判における同人の証人尋問調書2頁)、他方で、同人が主催する「紺碧の会」に被告人が参加していたこと、少なくとも4年くらい前から氷代及び餅代として被告人から寄附を受けていたことを認めている(同証人尋問調書26頁以下)。さらに、被告人は、檜山県議も含めて、藤田博之らと年に数回、意見交換のための会食も行っているのであり(第73回公判における被告人供述調書71頁)、ほとんど付き合いがなかった旨の証言は明らかに事実と異なるものである。
- ④ 案里との関係についてはあるが、木戸経康(以下「木戸」という。)は、市議になってからは忙しくて付き合いがなかった旨の証言をしたが(第51回公判における同人の証人尋問調書3頁)、木戸が経営する自動車販売会社において、2、3回板金修理をしたほか、自動車保険の手続をしたことを認めているのであって(同証人尋問調書17頁)、付き合いがなかった旨の証言は明らかに事実と異なるものである。

これらのことからしても、受供与者の証言の中には、被告人との関係を希薄化しようとする意図が表れた作為的なものが含まれているとしか言いようがないものがあるのであって、その信用性については慎重な検討が必要である。

iii 現金の渡し方に関する証言・供述について

受供与者の証言・供述の中には、現金を供与する際の被告人の挙動や言動等について、いかにも人目をはばかりよ

うなものであったとするようなものがある。

本件においては、被告人が現金を供与したとされる場所の状況が客観的に明らかにされる実況見分調書等の証拠が全く提出されておらず、特に、通常は支援者や事務スタッフが常駐していると思われる地方議員らの選挙事務所や後援会事務所内の状況（室内の広さや、スタッフ等からの位置関係、遮蔽物の有無など）といった現金授受の客観的状況を明らかにするための極めて重要な点が曖昧なままになっている。

そのため、受供与者が証言・供述する状況が客観的事実と符合するかなどについて、適切な検証ができなくなっていることに、まずもって留意されるべきである。そもそも、この種事案において、犯行現場とされる場所の状況に関する証拠が全く提出されないこと自体、考えられないことであり、ずさん極まりないことである。このことから、検察官がいかに受供与者から現金の趣旨に関する供述を得ることに腐心し、授受の際の客観的状況を慎重に考慮することを軽視したかがうかがえるものである。

また、仮に、被告人が人目をはばかるようなかたちで現金を供与したとしても、「衆議院に初当選した頃に、先輩の国会議員から、第三者がいる場で無造作に現金を渡されたことがあり、決してやましいお金ではなかったものの、人前でお金をもらって非常に恥ずかしいという気持ちを抱いたことがあったため、たとえ陣中見舞いや当選祝いとはいえ、お金を受け取る側からすると、そのような場面を支持者や秘書、家族などに見られたくないという思いがあるの

ではないかと思い、極力、第三者がいる前ではお金を差し上げないようにしていた。」旨の現金を供与することにやましさを感じていたからではないとする被告人の供述（第70回公判における被告人供述調書 81 頁）は至極自然かつ合理的なものであって、そのことが直ちに、被告人が現金の供与について違法性の意識を強く抱いていたことの根拠となるものではない。

イ 受領を拒絶しなかった理由・返金をしなかった理由について

i 国会議員である被告人との関係に関する証言・供述について

被告人から供与された現金が案里の当選を得しめるためのものであり公職選挙法に違反するものと認識しながら、受供与者がその受領を拒絶しなかった理由あるいは返金をしなかった理由について述べる内容も、以下に述べるとおり、極めて画一的であり、説得力を有するものではない。

特に、地方議員らが述べる内容は、一様に、国会議員である被告人と地方議員や首長である自らの立場の違いを強調し、いかにも地方議員らが国会議員の意向に背くことはできないことを前提として、受領を拒絶すれば角が立ち、また、被告人に地元の陳情を聞き入れてもらえなくなると考えたからであったとするものであるが、その内容は、まずもって、国会議員と地方議員等との関係について極めて偏った評価に基づくものであって、およそ実態に反するものである。

確かに、政党内の組織としては、国会議員である被告人

が支部長を務める第三選挙区支部の傘下に地方議員が支部長を務める議員支部があるという関係にあることから、国会議員と地方議員の形式的な関係は上下関係にあるように見えるが、その実態は、国会議員の選挙は地元に着した政治活動を行っている地方議員の意向に大きく影響を受けるものとなっている（国会議員の選挙に地方議員の意向が大きく影響することについては、第70回公判における被告人供述調書56頁以下を参照されたい。）。現に、平成11年の衆議院選の際には、自民党公認を受けていた被告人に背く自民党所属の県議、市議が出てきたことから、保守、無所属の候補者が当選し、被告人が落選するという事態まで起きている（第73回公判における被告人供述調書20頁）。日頃の政治活動における実態としても、被告人と地方議員との関係が決して上命下服の関係になどないことは、第5の1において述べた党費の納入や政治資金パーティーへの出席に関する実態を見れば明らかである。

また、陳情に関しても、そもそも、国会議員が自分の感情で地元の陳情をないがしろにすれば、直ぐに選挙区内で悪い評判が広がり、地元の地方議員が一斉に造反し、地方議員の支持者でもある国会議員の支持者に対しても影響が及んでしまうこととなる。それにより、たちまちにして選挙に影響することが間違いないことから、地方議員らの誰を通すにせよ、地元の陳情を蔑ろにするようなことを国会議員がするはずがない。

そのようなことは、政治家であれば当然分かるはずであり、受供与者である地方議員らが、現金を供与された際に、

その受領を拒めば、被告人に地元の陳情を聞き入れてもらえなくなると考えたとする理由の真実性自体、相当に疑わしく、違法性の認識がありながら受領したことに対する自己弁護として、つじつまを合わせるために後付けで供述したものである疑いが強く、そこにも検察官の誘導ないし示唆があったものと疑わざるを得ない。

具体的に言えば、まず、被告人の選挙区ではない地区を選出区とする地方議員については、通常、陳情する先としては被告人以外の地元選出の国会議員となるはずであり、現に、それまで被告人に対して個別に陳情したことはない者も含めて、異口同音に陳情への支障を理由としているのは不自然極まりない（例えば、藤田博之、窪田、沖井、砂原など）。

また、山下は、元来、被告人とは良好な関係ではなく、個別に被告人に陳情したこともないにもかかわらず、「返金した場合には被告人が陳情を受けつけてくれないと思ったのか」と問われると、「例えば、ですけどね。嫌がらせじゃないですけど、そういう可能性もあるなというふうに思ったという。」と極めて曖昧に証言し、さらに、検面調書に陳情に関する供述が録取されていないことを追及されると、「例えばということで、嫌がらせその他があるかもしれんなということで、例えばという中の例として挙げただけで、それが100パーセントそうですよという話ではないと思います。」と証言している。加えて、山下は、返金した場合には、被告人から対立候補を立てられるという嫌がらせをされると考えた旨証言しつつ、それは、例え話であり、しか

も、返金するかについて悩んでいるときに考えたことではないとも証言している（第49回公判における同人の証人尋問調書29頁以下）。この山下の証言からは、被告人から供与された現金が違法なものであったと認識していたとしながら、受領を拒絶しなかったことを説明するために、陳情などもっともらしい理由を後付けしていることが明らかになっているのであり、およそ現実的ではない、「被告人から陳情を受けつけてもらえなくなる」などという理由は、つじつま合わせのために用いられているものであり、およそ信用性が認められるものではない。

そもそも、公職にある地方議員や首長が、発覚すれば当然に訴追されて有罪となり、公民権が停止されるという自身の政治家としての立場に重大な影響が生じることを認識しながら、被告人に対して選挙違反になるから受け取ることができない旨を申し向けるなどして受領を拒絶する態度に出ていないことも、到底了解できるところではない。

このことからすると、被告人が供与した現金について、地方議員らが、受領当時、案里の当選を得しめるためのものであり公職選挙法に違反するものであると明確に認識していたという証言又は供述自体、相当に疑わしいものと言わざるを得ない。

ii 受領時の状況等に関する証言・供述について

受領時の状況等に関する受供与者の証言・供述の中には、受領時に違法性を認識していたとの受供与者の供述を前提とすると、明らかに不自然な点が多く、受領当時に違法性を認識していたとの証言・供述の信用性を疑わせるものが

ある。そのような証言・供述は極めて多くに及ぶため、そのすべてについて言及することは控えるが、以下では、そのうちの特に不自然さが際立つものについて指摘する。

- ① 三矢会会員の T（以下「T」という。）は、被告人から供与された現金が選挙違反になるものであることを認識して受領したとしながらも、直後に、被告人を追いかけ、被告人と運転手にジュースを差し入れたと供述している（甲 15 号証 13 頁）が、違法な金員を渡されたとする者がとる行動として不自然である。
- ② 三矢会会員の U（以下「U」という。）は、被告人から受け取った封筒を返そうと思って外に出たとしながら、数名の人が歩いていたので、封筒を返そうとすれば、それらの人に選挙違反をしたことが気づかれてしまうと考える旨供述し（甲 23 号証 10 頁）、さらに、現金を誰かにあげれば、被告人から現金をもらったことがその人に気づかれてしまうと思った旨、さらには、投開票が終わる前に被告人に返そうとして、それが誰かに見つければ、選挙違反をしたことが世間に知られてしまうと考えた旨を供述している（同 10 頁以下）。いかにも後付けで取ってつけたような内容であり、いずれも極めて不自然な供述である。
- ③ 木戸は、被告人から受領した現金入りの封筒を即座に妻に手渡した旨証言しているが（第 51 回公判における同人の証人尋問調書 9 頁）、たとえ妻とはいえ、買収と認識している現金を何らの抵抗なく渡すということは不自然である。

- ④ 窪田は、被告人からの現金を受領する際、「ありがとうございます。」と言った旨証言しているが（第 50 回公判における同人の証人尋問調書 8 頁）、違法なものであると認識したという者が発する言葉として明らかに不自然である。
- ⑤ 宮本新八は、5月24日に被告人から「いつものだから」と言って渡された現金について、本参議院選挙で案里を応援してほしいということだろうと思った旨証言しているが（第 47 回公判における同人の証人尋問調書 16 頁）、他方で、その際、被告人に対して、「今は時期が悪いです。」と答えている。この発言は、正に、被告人から渡される現金が、毎年夏に氷代として渡されるものと同じ趣旨のものであることを前提としつつ、本参議院選挙が近づいている時期に現金の授受をすることで、本来は違法でないものまで疑いをかけられるという心配を吐露したものとしか考えられない。また、宮本新八は、当公判廷では、3月27日の授受の際、被告人から「応援してくださいとか、助けてください。」と言われたかのような証言をしているが（同証人尋問調書 9 頁）、弁護士から検面調書にそのような供述がないことを指摘されるや、「そのときは覚えてませんというような形じゃなかったかなと。」と答え、「それから既に 10 か月余りたってますし、時間がたつて忘れていくものもあるし、ひょっとしたことで思い出すこともあるということで、今日の証言になっています。」などと不合理極まりない証言をしている（同証人尋問調書 45 頁以下）。

⑥ 三宅は、公判廷において、被告人から陣中見舞いと言われたことはないと言言しているが（第 45 回公判における同人の証人尋問調書 33 頁）、検面調書に被告人から陣中見舞いと言われたことが記載されていることを指摘されるや、「記憶にないです。」、「その供述調書で言ったときの認識と、今の認識が多少違うのかもしれませんが。」と極めて曖昧な証言に終始している（同証人尋問調書 34 頁）。

なお、三宅は、検面調書では、「こうして私が克行先生に対して、この封筒に入った現金を頂くことを断ったのは、克行先生は陣中見舞いと言ってこの封筒を差し出してきたものの、私としては状況からして単なる陣中見舞いとは思えなかったからでした。そして、私はこのとき克行先生は何の理由もなく私にお金を渡してくるはずはない、このお金をもらってしまったら後で頼まれ事をされて面倒なことになると直感しました。克行先生はこのときその頼まれ事を明確に口にしませんでしたが、私は、既に案里さんが今回の参議院選に出馬することを表明している状況で、これ以前には私の選挙を応援してくれたことがなかった案里さんや克行先生が私の選挙の激励に訪れたということは、案里さんの参議院選では私に案里さんを応援してほしいということなのだろうと思いましたから、その頼まれ事には少なくとも今回の参議院選で私に案里さんを応援してもらおうということもあるのだろうと思いました。」と詳細に供述していながら、そこでいう「頼まれ事」について問われると、「別にそんなに具体

性を持っておりません。」、「頼まれ事というのは選挙以外にもありますから。」、「もう忘れてますね、その頃の話は。」、「その面倒事の中に、案里さんの選挙を手伝うことそのものが入ってはいません。」などと支離滅裂な証言に終始している（同証人尋問調書 39 頁以下）。これは、捜査段階の供述がいかに検察官の誘導ないし示唆に影響されているかを端的に表すものである。

- ⑦ 土井正純（以下「土井」という。）は、被告人から現金を供与された後に、呉事務所の玄関前で、被告人と握手をしながら写真を撮影し、これを自身の Facebook にアップしているが（第 38 回公判における同人の証人尋問調書 23 頁以下）、違法な現金を受領したとする直後に、被告人との面会の事実を公にすること自体、極めて不自然である。また、土井は、写真を撮影した理由について、呉事務所のスタッフに疑われないようにカムフラージュする考えであったと述べたが（同証人尋問調書 24 頁）、事務所のスタッフには現金のやり取りを見られていないことを追及されると、「疑われるというか、自分に罪悪感があったということです。」と証言内容を変遷させている（同証人尋問調書 40 頁）ことからしても、写真を撮影した理由に関する証言はおよそ信用できるものではない。しかも、土井は、被告人から受領した金員を即日、銀行口座に入金していること、また、捜査段階で、検察官に対して、「私はそもそもお金欲しさに事務所に行ったわけではありませんでした、それでも国会議員のくせに 30 万円か、少ないな、こんなもん持ってきてと感じました。」

と供述していること（同証人尋問調書 47 頁参照）からしても、土井が被告人から現金を受領したことについて罪悪感を抱いていたとは考えられない。

- ⑧ 矢立孝彦（以下「矢立」という。）は、3月23日に被告人が矢立方を訪問した際、被告人が、案里が立候補することになった旨、応援をお願いしたい旨を申し向けたと証言したが（第34回公判における同人の証人尋問調書2頁）、そのわずか約1週間前に開催された案里の緊急報告会で挨拶までした矢立に対して、被告人が殊更にそのような話をするとは考えられず、その証言は極めて作為的である。また、矢立は、現金を受領後に退去する被告人を追いかけたが追いつかなかったと証言するが、応接間から自宅玄関までの所要時間なども含めたその際の実況は極めて曖昧であり（同証人尋問調書14頁）、矢立が被告人を追いかけたとする証言もにわかに信用しがたい（同様に、今田良治も返金しようとしたが返金できなかったとする不自然な証言をしている（第31回公判における同人の証人尋問調書40頁以下））。

さらに、矢立は、被告人が現金を置いていったことについて、「屈辱的で泥をかけられたような気持ちになった」と証言しているが、他方で、溝手氏の事務所開きの情報を藤田に伝えたり、6月2日に開かれた「飛翔の集い」に出席したり、同月17日に安芸太田町で開かれた案里の後援会結成の集いに出席して挨拶をしたり、同月下旬には案里の事務所を訪問して陳情するなどしているのであり、「屈辱的で泥をかけられた」という激烈な心情を抱

いたとする者が取る行動とは思われない行動に及んでいることからしても、当時、そのように思ったとする証言の信用性には大いに疑問が残るところである。

- ⑨ 海徳は、被告人から2回目に現金を供与された際の状況を録音しているところ、被告人から、「あの、これ、気持ちですから。」と言われて差し出された現金を「はい。」と何の抵抗もなく受け取っている様子や、妻らしき人物に対し、「20万？今日文句言うたら、叩き返したろうかと思うて。30万持ってきたときの。」と言っている状況が録音されている（甲333号証）。

海徳が被告人からの現金についても違法なものとして認識していたというのであれば、そもそも、その時の授受が客観的な記録に残る録音を残しておくこと自体不自然であるし、違法な現金を供与される状況を録音するのであれば、後に弁明するためには、自身が違法な現金を受領することに抵抗を示すのがごく自然な対応である。それにもかかわらず、海徳が、このような録音媒体を残し、また、全く無防備に現金を受領していること自体、違法性の認識があったとする証言と矛盾するものである。また、妻に話した言葉の内容も、返金する対象が違法な現金であるとの前提のものとは考えられない。

- ⑩ 今田良治（以下「今田」という。）は、捜査段階で、被告人から供与された現金を返金するために、6月初旬に4日間にわたって被告人の事務所に行き、駐車場に止めた車内で被告人を待っていた旨の供述をしているが（第31回公判における同人の証人尋問調書50頁以下参照）、

国会会期中の平日にアポイントも取っていない被告人が現れると考えることは不自然極まりなく、返金しようとした供述も含め、今田の供述の信用性には大いに疑問が残る。

ウ 現金を費消した事実等について

受供与者の中には、現金を受領後に被告人側に返金したり、そのままの状態でも保管していたとする者があるが、多くの受供与者は、選挙違反の買収に該当するという認識を有していたと言いつつも、これを安易に費消し、あるいは、自己の預金口座に入金するという行動に及んでいる。

違法性を明確に認識していたとすれば、後に発覚した場合に、これを費消してしまっていたとした場合に自らに加えられる非難を予期して、費消行為に及ぶことはないのが自然であるし、ましてや、明確な証拠として残ることとなる口座への入金などするはずがない。

また、費消先についても、生活費やパチンコ代などはともかく、香典、孫へのお年玉、叙勲の式典への参加費用など、違法な性格を帯びる金員の使途として首をひねらざるを得ないようなものまである

これらのことから考えても、現金を費消したり、銀行口座に入金するなどしたこれらの者は、被告人から供与された現金について、受領当時にそれが違法なものとは認識していなかったと解するのが合理的である。

(3) 政治家に対する供与について

ア 総論

i 党勢拡大活動や地盤培養活動に対する動機付け

被告人が地方議員らに現金を供与した目的としては、まず、総体的なものとして、これらの者に案里を前面に出した党勢拡大活動や案里の地盤培養活動をしてもらうための動機付けをしようとしたことがある。

第6の5で述べたとおり、通常であれば、党が公認した立候補予定者については、県連が主導して、公認を受けた案里を前面に出した党勢拡大活動や地盤培養活動が行われるのであるが、本参議院選挙ではこれらの活動について県連を頼ることができない状況にあった。その上、被告人の経験に照らしても、本参議院選挙の前には、党所属の県議、広島市議に対し、県連から党勢拡大活動や地盤培養活動の活動費として数十万円の交付金が交付されることが予想されたが（実際、今田や奥原に対して6月に広島県連から交付金が交付されていることが明らかになっている。）、県連が溝手氏一本の支持を明確にした以上、被告人は、その交付金は、溝手氏を前面に出した党勢拡大活動や地盤培養活動のみに使われてしまうだろうと思っていた。そのような状況の中で、地方議員らに案里を前面に出した党勢拡大活動を行ってもらうためには、県連が行うべき機能を代行するという趣旨で、被告人が地方議員らに現金を供与することとした。なお、被告人が現金を供与した地方議員らの中には、自民党所属ではない政治家もいるが、被告人や案里とのこれまでの関係で、案里の地盤培養には協力してくれ

ると考えていた（第 73 回公判における被告人供述調書 10 頁以下）。

この点、当選 8 回を数えるベテランの広島県議である岡崎は、「人間関係の阿吽というか、やはり日本の風習、文化に沿った、それらも含まれたものを今までも政治家同士でやり取りしていたんじゃないかと思います。（中略）選挙というのは党勢拡大の大きい一つの手段になっておると思いますし、その中でやはり必要経費としてそうした政治家同士のお金のやり取りというのは今までも行われてきたと私は理解しております。」と、被告人の意図と合致する証言している（第 47 回公判における同人の証人尋問調書 18 頁）。また、高山は、11 月中旬に（交付された時期については、同様の交付金を受けた平本英司の証言に照らしても疑義がある。）、宮澤参議院議員が支部長を務める政党支部から、高山が支部長を務める自民党尾道第一支部に交付された 20 万円の趣旨について、党勢拡大である旨を証言している（第 46 回公判における同人の証人尋問調書 30 頁）。また、奥原は、6 月 3 日に溝手氏が支部長を務める政党支部から奥原が支部長を務める自民党呉第一支部に交付された 50 万円について、党勢拡張の意味も含まれたものと理解している旨の証言をしている（第 34 回公判における同人の証人尋問調書 40 頁以下）。

さらに、奥原は、6 月 23 日に被告人と面会した際、被告人から、「まだ輪を広げてください。」旨の依頼をされ、その意味について、「後援会の輪を更に広げてほしい」ということである旨、正に、被告人からの依頼の趣旨が地盤培養

活動であったことを認める証言をしている（同証人尋問調書 36 頁）。

これらの証言は、被告人の考えが決して独自のものではなく、政治家に共通するものであることを示すものである。

ii 地方議員らとの関係性による目的・理由

個別の目的等については、後に詳述するが、被告人と相手の地方議員らとの関係性によって、現金を供与した目的又は理由については、以下に挙げるようなものがあった。

- ① 被告人の政治基盤を固めていくための若手の政治家の仲間づくりのため
- ② 被告人が県連会長に就任することができるよう、県内の有力な政治家の力添えを期待したため
- ③ 三区を地盤とする政治家については、次の衆議院選で被告人の支援をしてもらうことを期待したため
- ④ 純粹に政治家として好感を抱いていたり、同窓ということなどで応援したいと考えたため
- ⑤ 以前は親しく付き合っていたものの、諸事情からこじれてしまったり、疎遠になってしまった関係を修復したいと考えたため
- ⑥ 第三選挙区支部の秘書になってもらいたいと考えたため

被告人がこれらの目的・理由をもって、地方議員らに現金を供与したとする主張について、検察官は、論告において、何ら具体的な根拠を示すことなく、「完全に荒唐無稽な主張であって、明らかに虚偽である」とするが、立証責任を負担する検察官が被告人の供述を虚偽と断ずるのであれ

ば、具体的な証拠を挙げて被告人の供述の信用性を弾劾すべきであり、その論証もしないままそのような主張をすることは明らかに不当である。

弁護人としては下記イ以下において、被告人が供述している現金供与の目的・理由が合理的であることを論証する。

なお、被告人が現金を供与した目的・理由を判断するに当たっては、現金供与の時期や相手との関係などにおいて、一義的に評価されるべきではない特別な事情も存在することにも留意すべきである。すなわち、被告人が現金を供与した時期について言えば、単に本参議院選挙に近いというだけではなく、案里の公認をめぐって広島県連本部との関係が悪化した時期でもあり、また、統一地方選挙という政治家同士の関係を深めるのに適した時期でもあった。更には、本参議院選挙が終われば、いつあるかも分からない衆議院選挙に備えなければならない時期でもあったのである。そして、相手との関係についても、単に案里の支援に関する立場の違いを見れば足りるのではなく、被告人との関係も考慮すべきであり、かつ、その関係性は千差万別であったのである。

特に、被告人は、それぞれの地方議員らに対する供与の際に、自分が抱いていた目的や理由について口にしていなのがほとんどであるが、これは、自己の政治基盤を固めるためとか、県連会長就任への布石といったことを伝えながら現金を渡すことはいかにも露骨すぎて下品であると考え、被告人としては、将来いずれかの時点で自身の意図が伝わればよいと考えていたものであって、そのような考え

は至極自然である（その意味で、「布石」という言葉は、正に、被告人の当時の心情を的確に表すものであると思われる。）。検察官は、受供与者に対して、現金を渡された際に、「被告人から県連会長就任の意向を伝えられたか」などと尋ねて、被告人が目的・理由を明示しなかったという証言等をもって、当該目的・理由がなかったとするかのようなのであるが、そのような発想はあまりに皮相的かつ非常識なものであって、およそ取るに足らないものである。

iii 現金供与の時期

被告人が地方議員らに現金を供与した時期は、案里の公認が決定された後の3月下旬から7月にかけてであることから、本参議院選挙における案里の当選を得しめる目的があったという評価をされることも、ある意味やむを得ないともいえる。

しかしながら、被告人が公判廷で供述したように、いくら政治家同士で寄附のやり取りができるとはいえ、何もきっかけがないのに現金を渡すということには抵抗感があり、また、現金を供与する相手方にも警戒感を与えてしまうおそれがあったことから、そのタイミングを考えていた結果、この時期になったという事情があったのであり、単に本参議院選挙に近いという理由によって、被告人が現金を供与した目的の主たるものが案里の当選を得しめるものであったと認定することは相当ではない。

そのタイミングの一つは、4月7日に投開票がされた統一地方選挙であり、選挙があると、政治家同士で陣中見舞いや当選祝いとして現金を渡すことが慣例として行われる

ことから、被告人としては、政治的な思惑をもって現金を渡すのに良い機会だと考えたものである。特に、今回の統一地方選挙は、露骨に被告人を排除した形で県連会長の選出がされるという出来事があった平成 30 年 4 月以降、初めての統一地方選挙であり、その直前には、案里の公認を巡って広島県連や宏池会との関係がより悪化することが懸念される状況に至ったため、自己の政治基盤を固めたい意向を有していた被告人としては、それまで陣中見舞い等を渡したことがない地方議員らに対しても陣中見舞い等を渡すことによって、良好な関係を築こうと考えたものである。

また、7 月 21 日投開票の本参議院選挙を控えて、被告人も党勢拡大活動や案里の地盤培養活動のために県内各地に行く機会があったことから、自身の選挙区以外の地方議員らとも面会しやすいという気持ちもあり、被告人が公判廷で供述したように、自身の政治基盤を固めるために、案里の参議院選に乗り、あるいは、これをダシにして、その機会に地方議員らに現金を供与したという色合いが強いものである(第 73 回公判における被告人供述調書 16 頁以下)。

この点、岡崎は、「この参議院選挙というものを通じて、人間関係の修復、また再構築というものを図る。なぜならば、やはりこれから国において地元の間人間関係というのが必須だと私は思っておったから、これを機会にそうした人間関係を濃厚なものにしておきたいという目的が含まれていたんじゃないかと想像しております。」と証言した上で、「ふだんなかなか全県的に・・・克行さんも衆議院議員でございますので広島県第三選挙区については日頃から非常

に人との付き合いもあるでしょうけど、一般的に、政治家ですと、ほかの選挙区へ行く理由というものがありませんし、また、ふだん行っても、なかなかそうした行為に対する受け手の方も受けるということがないから、やはりこの機会にそうした本人の売り込みもあったんじゃないかと思います。」と、正に、被告人の思いと同趣旨の証言をしている（同人の証人尋問調書 19 頁以下）。

このように、岡崎も、本参議院選挙の機会を利用して人間関係の修復又は構築を図ろうとした被告人の行動に理解を示しているのであるから、政治家の思考や行動原理として、そのようなものがあることを一概に否定すべきではなく、単に、本参議院選挙が近いからとか、公認決定がされた後であるからとかという理由のみで、被告人が県内各地に出向いて地方議員らに現金を供与した目的が案里の当選を得しめる目的のみにあった、あるいは、それが主たる目的であったと認定することは相当ではない。殊に、政治家による政治活動との境界線が極めて不明瞭な行為を裁判の対象としている本件においては、通常政治活動の過程において、政治家がどのようなものの考え方をするのかを的確に把握した上で、政治家である被告人の行動を評価すべきであり、外形的な観点からのみ評価することによる独善に陥ってはならないと思料する。

iv 陣中見舞い、当選祝いの交付について

陣中見舞いは、一義的には、選挙に立候補した候補者の選挙運動を費用面から応援しようという趣旨で寄附をするものであるとともに、選挙の機会に、その政治活動全般を

応援するために献金をするという意味合いも含むものである。また、当選祝いは、文字どおり、当選の祝い金であるとともに、当選した政治家に対して、その政治活動全般を応援するために献金をするという意味合いも含むものである。

陣中見舞い及び当選祝い（以下、本項において「陣中見舞い等」ということがある。）のいずれも、政治家同士でやり取りをする慣行があるところ、被告人も、これまでも、自分と近い関係のある政治家、あるいは関係を太くしたいと考えている政治家に対して陣中見舞い等を渡したことがあった。

被告人が陣中見舞い等を渡すのは、政治家同士の付き合い、社交ということに加えて、陣中見舞い等を渡すことにより、その政治家との関係がより一層深くなり、被告人自身の政治活動が円滑に進むことを期待した面もあった。

なお、今回、被告人が陣中見舞い等を渡した政治家の中には、それまで渡したことがない政治家もいたが、後に述べるとおり、被告人は、自身の政治基盤を固めたいという考えを持ち、自分との関係が薄かったり、関係がよくない政治家との関係を改善したいと考えており、そのため、そのような政治家についても、統一地方選挙の機会に陣中見舞い等を渡すことによって、相手の心証を良くし、その結果、関係の改善が図られ、今後の自分の広島県内での政治基盤を固めることになるという期待があった。特に、選挙の際に陣中見舞い等を渡すということは、政治家同士でよく行われていることから、普通のときであれば現金を渡す

名分が立たないような相手に対しても、抵抗なく現金を渡すことができ、相手にも受け取ってもらえると考えたものであり、そのような考え自体、何ら不自然不合理なものではない。

このように、被告人が陣中見舞い等を渡したのは、正に、陣中見舞い等の意義に沿った目的があったのであるから、多くの受供与者が述べるような、案里への投票及び投票取りまとめを依頼する報酬であることを糊塗し、受供与者が受け取りやすくするための全くの名目にすぎないというものではない。

イ 被告人の政治基盤固め

i 若手政治家との関係構築による政治基盤固め

第5の1で述べたとおり、被告人は、長い間、広島県内の政界において、仲間となる国会議員、県議、市議らが少ないという孤独感や、県内の有力な政治勢力から疎まれていくという疎外感を感じ続けており、自身の県内政界での政治的基盤が脆弱であることに対して危惧感や不安感を抱いていたところ、第4の3で述べたような状況で決定された案里の公認により、被告人と広島県連、宏池会等との関係はより一層険悪なものとなることが予想され、それによって、被告人の広島県内での政治基盤が更に脆弱なものになってしまうのではないかという危惧感や不安感が増大した。また、それまで抱いていた孤独感や疎外感をますます強く感じるようになった。

そのような中で、被告人は、必ずしも盤石とは言えない自身の選挙のことも考えると、かねがね、県議、市議とも

近い関係を築きたいと考えており、特に、これからの広島での政治は若い世代の地方議員に担ってもらいたいという思いをもち、被告人が実現したいと考えていた広島県連の改革なども含めた政治の実現について、若手の政治家に被告人の応援団になってほしいと思っていた。

そこで、少しでも孤独感、疎外感を解消し、自身の選挙や政策の実現に力を貸してくれる若手の政治家を仲間にするために、政治信条が近く、また、手あかのついていない若手の政治家に対して、いわば「先行投資」をしようという考えに至った。

このようなことを考えて現金を供与した地方議員は、八軒、木山、豊島、三宅、沖宗、平本英司、石橋、佐藤、胡子らであった。

被告人がこれらの若手の地方議員について現金を供与した具体的な目的・理由については、それぞれの地方議員との関係も含めて被告人が公判廷で詳細に供述したとおりであり（第73回公判における被告人供述調書83頁以下、第74回公判における被告人供述調書1頁以下）、その内容は十分に合理的かつ自然なものであるし、これに対して検察官からも有効な反証はなされていない。

特に、豊島、三宅、石橋に対しては、今回の現金供与以外にも、同人らの政治活動を応援する趣旨をこめて、いわゆる氷代、餅代として何度も現金を供与しており、また、被告人が石橋や豊島ら若手市議を集めた会合を開いて意見交換していた事実からも、被告人が若手市議との関係を深めたいという考えを抱いていたことは客観的にも明らかで

ある。受供与者の一人である石橋は、被告人が主催していた若手市議との会合について、「やはり国の貴重な意見が聞けるので、決して二の足を踏んで行ったことはないです。ただ、何分にも私が余り外で飲んだり食べたりはしないものですから、だから、飲み会というのは、根本的に、克行さんに限らず、ちょっと夜は苦手な部分がありますけど、でも、その会合、自体はいろいろ有意義で、仲のいい面々だったので、決して後ろ向きではありません。」と証言し(第47回公判における同人の証人尋問調書26頁)、また、被告人からの現金について、「私も地元の市議会議員選挙をちょっと恐縮ですけれども好成績で3期目の当選を果たさせていただいたということで、着実に地元で力をつけてきている議員の1人でもありますので、そういった意味でも、手なずけておくとか、支配下に置いておくというような、そういう意味合いが込められているのではないかと感じました。」と証言している(同証人尋問調書9頁)のであって、その証言内容は、被告人の意図に通じるものであり、被告人の主張が決して荒唐無稽なものではないことが明らかである。

政治家が政治家に対して現金を供与することに、供与する側にとって地盤固めの意味があることは、木戸が、被告人からの氷代や餅代に関して、「克行氏は、第三選挙区の地盤固め並びに党勢拡大のためにくれていたんだと思います。」と証言していることから明らかである(第51回公判における同人の証人尋問調書3頁)。同様の証言は、兎玉浩もしているところである(第42回公判における同人

の証人尋問調書 38 頁)。

ii 選挙区外における新たな地盤構築

杉原孝一郎(以下「杉原」という。)及び土井については、尾道地域、呉地域での政治基盤固めのための橋頭保となってもらいたいという考えがあった(第 74 回公判における被告人供述調書 59 頁以下)。

被告人が杉原及び土井について現金を供与した具体的な目的・理由については、被告人が公判廷で詳細に供述したとおりであり、造船関係の会社が多い尾道、防衛産業関連の会社が多い呉を地盤とする地方議員であり、政治家としても評価していた杉原及び土井と親しい関係を築くことができれば、被告人が備後地域における政治基盤固めに力を貸してもらおうことができるのではないかという期待をもっていたというものであって、その内容は十分に合理的かつ自然なものである。

iii 広島三区における政治基盤固め

被告人は、災害対策などの地元の諸課題に懸命に取り組んでいたにもかかわらず、直近 3 回の衆議院総選挙において、自己の獲得票数が数千票単位で連続して減少し続けたことに危機感を感じており、特に、前回の選挙では、いわゆる落下傘候補に約 2 万 1000 票差まで詰め寄せられたことに衝撃を覚えた。そして、案里の公認を巡る問題が原因となって、広島県連や宏池会との関係がより悪化すれば、次の総選挙は本当に厳しくなるという危機感を感じるようになっていたことから(第 74 回公判における被告人の供述調書 33 頁)、被告人の選挙区である広島三区を地盤とする

政治家に、被告人の衆議院選挙の際に強力な支援をしてもらいたいという思いを持つようになった。

このようなことを考えて現金を供与した地方議員は、宮本裕之、矢立、今田、水戸眞悟、先川和幸、宮本新八、児玉浩、木戸、伊藤、小坂眞治であった。

被告人は、このうち、伊藤、木戸、児玉浩、宮本新八に対しては、これまでも氷代や餅代を渡していたが、そこには、被告人が相手の政治家の政治活動を応援する気持ちとともに、被告人の選挙で応援してもらいたいという気持ちも込められていた。

被告人がこれらの地方議員について現金を供与した具体的な目的・理由については、それぞれの地方議員との関係も含めて被告人が公判廷で詳細に供述したとおりであり（第74回公判における被告人供述調書43頁以下）、その内容は十分に合理的かつ自然なものであるし、これに対して検察官からも有効な反証はなされていない。

ウ 県連会長就任への布石

前述したとおり、被告人は、広島県連の改革をするためには自身が県連会長になってこれを率先しなければならないと考えていたところ、県連会長については、県議会・広島市議会の議長経験者で構成される選挙対策委員会で意見交換がされ、その意見を踏まえて、常任顧問会議で決定されることから、被告人は、将来、県連会長への就任に布石を打つため、議長経験のある有力者や、それらの人に対して影響力を持つと思われたベテランの議員などと良い関係を築いておきたいと考えるに至った。

そして、このようなことを考えて現金を供与した地方議員らは、藤田博之、奥原、高山、繁政秀子、岡崎などであった。

被告人がこれらの地方議員について現金を供与した具体的な目的・理由については、それぞれの地方議員との関係も含めて被告人が公判廷で詳細に供述したとおりであり（第 73 回公判における被告人供述調書 71 頁以下）、その内容は十分に合理的かつ自然なものであるし、これに対して検察官からも有効な反証はなされていない。

とりわけ、岡崎は、被告人から供与された現金の趣旨について、「やっぱり私の選挙区へ対する案里さんの票の掘り起こしであろうというふうに思いました。同時に、今まで克行さんというのは私の地元では大変評判も良くなって、私とは幾らか付き合いがあったんですが、これからこの参議院を機会により濃厚な人間関係を築いていきたい、なかなかふだん回れないので、こうした全県的な参議院選挙を挨拶回りされることによって、そうした目的もあったんじゃないかと思えます。」と証言し（第 47 回公判における同人の証人尋問調書 8 頁）、さらに、弁護士から、宮澤県連会長の政党支部からの交付金の趣旨について尋ねられた際に、「私なりに思うに、県連会長というのが、今年の 4 月に改選時期でございました。で、宮沢先生が県連会長としておられたんですが、それによって、今度、河井克行さんも順番が、先ほど申しましたように、もうかなり前に来ているのにそのままになっておるので、案里さんが当選したことも含めて、やはり県連会長をよろしくということが強かったんじゃないかと思うし」と述べた上で、県連会長になるための仲間作りの趣旨かという問に対して、

「そのとおりです。克行さんと同様だったと思います。」と証言している（同証人尋問調書 26 頁以下）。その証言内容は、被告人の意図と全く符合するものであって、ベテランの県議がこのような証言を明確にしていることは、被告人の主張が決して荒唐無稽なものではないことを明らかにするものである。

エ 相手方への好意等

被告人は、天満や砂原については、自身との縁やその政治家としての姿勢などを評価して、純粹に政治家として好感を抱いており、その政治活動を応援したいという気持ちなどから、現金を供与したものである。

天満や砂原に対して被告人が抱いていた感情については、被告人が公判廷で供述したとおりであり（第 73 回公判における被告人供述調書 35 頁以下）、その内容は極めて具体的である。政治家同士が人間として情を通じ合い、また、その政治的姿勢に共感したことによって、相手の政治活動を応援したいと考えることは大いにあり得るのであるから、被告人の供述は十分に信用できるものである。

特に、天満については、合計で 150 万円という、他の受供与者に比較しても多額の現金を供与していることからしても、他の受供与者とは異なる別の事情があったと考えるのが合理的であるが、被告人が天満に対して案里の応援について特別な依頼をした事実は認められず、また、天満も広島県連等から案里の支援を控えるように言われたために、自らは応援ができないことを被告人にも伝えており、実際にも、天満自身は公示日後に行われた街頭演説で応援演説をした程度であり、

それ以外は後援会に任せきりにしていたというのであるから（第 57 回公判における同人の証人尋問調書 7 頁、20 頁以下）、150 万円もの現金を買収のための金員として受領したにしては極めて不自然な対応をしている。このことからすると、被告人が供述するように、天満に供与された現金の趣旨としては、同人の政治活動を応援するという趣旨が大きいものであり、そのことを天満も十分に認識していたと考えるのが合理的である。

また、沖井と窪田泰久（以下「窪田」という。）については、中学高校の同窓生と認識していたことから（窪田については、被告人の認識が間違っていたことが公判段階で判明した。）、そのよしみで政治的に応援をしたいと考えて現金を供与したものである（第 73 回公判における被告人供述調書 44 頁以下）。

オ 関係の修復

地方議員の中には、かつては、被告人とも良好な関係であったが、諸事情から関係が悪化した者もあり、また、関係が疎遠になってしまっていた者もいた。

被告人は、統一地方選挙や本参議院選挙を機に、こうした地方議員らとの関係を修復することにより、少なくとも被告人について悪口を言わなくなるような関係になるよう、人間関係を築き直そうという考えを持つに至った（第 73 回公判における被告人供述調書 48 頁以下）。

そして、このようなことを考えて現金を供与した地方議員は、兒玉光禎、山下智之、藤田俊雄、仁井田、谷口修（以下「谷口」という。）、海徳がいた。

被告人がこれらの地方議員について現金を供与した具体的

な目的・理由については、それぞれの地方議員との関係も含めて被告人が公判廷で詳細かつ具体的に供述したとおりであり（同被告人供述調書 49 頁以下、第 74 回公判における被告人供述調書 58 頁以下）、その内容は十分に合理的かつ自然なものであるし、これに対して検察官からも有効な反証はなされていない。

例えば、海徳との関係について言えば、前田の広島市議選への立候補（以下「前田問題」という。）が海徳との間で禍根を残していたことは、公判廷でも取り調べられた海徳による被告人との面会時の録音内容からも明らかである。すなわち、当該面会時に、海徳は被告人に対し、再三にわたって、しかも、被告人が何度も話題を変えても、いわゆる前田問題に関する不満を口にし、被告人に抗議をしているのである。

このような状況からすると、被告人が前田問題によって海徳や同じ状況にあった谷口との関係が悪化したと考え、これを宥めるために現金を供与しようと考えたとすることは、十分に自然なことであり、特に、議長経験者でもない谷口に対しては、他の地方議員らに比べて多額である 50 万円を供与しているところ、被告人は、陣中見舞いのみの趣旨であれば 30 万円とするところ、前田問題で谷口に迷惑をかけたというお詫びの気持ちも込めて他に比べて増額したのであり、この点からも被告人の心情が十分にうかがえるところであって、何ら具体的な根拠もないのに、これを荒唐無稽とする検察官の指摘はおよそ失当である。

カ 秘書への誘い

被告人は、森野貴雅（以下「森野」という。）が 4 月の広

島市議選で落選し、次の選挙まで浪人すると聞いていたが、同人がこれまで所属政党を変えた上で自民党系の会派に入ったこともあって支持基盤が弱いと感じていた。

被告人としては、藤田博之が主催する「紺碧の会」で同席して森野と話をしたところ、同人が若くてさわやかな印象であり、政治家としても好感をもったことから、森野を応援したいという気持ちを抱き、また、浪人中は被告人の事務所で秘書として仕事をして、自民党とのつながりを強くした方が彼にとって有利になると考え、被告人の事務所にとっても、政治経験のある森野が秘書として入ってくれば戦力になると考えたことから、秘書に誘う動機付けの趣旨で現金を供与した（第73回公判における被告人供述調書31頁）。

さらに言えば、選挙後には選挙期間中の費用の精算などで多額のお金がかかるので、落選した森野の助けになればという気持ちももっていた。他方で、被告人は、森野については市議としての経験が1期しかなく、しっかりした後援会も組織されていないとみていたことから、本参議院選挙で案里を応援する政治的な力はないと考えており、案里への票の取りまとめについてはほとんど期待していなかったし、現に、公示日を数日後に控えていた時期であったにもかかわらず、森野との間で本参議院選挙や案里の話題は出なかった（同被告人供述調書29頁）。

被告人が、森野に対して自分の秘書になって政治家として勉強するように誘ったことについては森野も認めているところであり（第40回公判における同人の証人尋問調書22頁）、被告人が森野を秘書に誘う意思を有していたことは明らかで

あるから、秘書に誘う動機付けの趣旨で現金を供与したという被告人の供述も極めて自然かつ合理的であり、荒唐無稽なものとは指摘されるようなものではない。

森野の証言によれば、本参議院選挙の後である 8 月 19 日に被告人と二人で会食をし、その場で被告人から秘書に誘われた事実を捜査段階で検察官に話したということであるが、その事実について検面調書には一切録取されていない（同証人尋問調書 30 頁）。これは、検察官が、被告人が現金を供与した目的を買収のみであると決めつけ、被告人と受供与者との関係や、その関係に基づく現金供与の目的・理由について全く考慮しなかったか、あるいは、これを表にしないためにあえて検面調書に録取しなかったかのいずれとしか考えられず、本件捜査の偏頗性がこの点にも象徴的に表れているものと思われる。

(4) 三矢会会員に対する供与について

ア 総論

i これまでの三矢会の活動に対する報い

被告人は、三矢会会員について、長い間被告人を親身になって支援してくれた、家族同然の存在であると思っていたが、日頃、三矢会の活動に当たって手間や費用をかけてもらっていながら、それに報いることがなかったため（その具体的な例としては、被告人が K、V 及び W について説明している。第 72 回公判における被告人供述調書 50 頁）、この機会に、少しでもこれに報いたいという気持ちや、それによって、これまで以上に三矢会の活動を活発にしてもらいたいという思いがあった。

三矢会会員に対する現金の供与には、全体として、このような思いがこめられていたものである。

ii 党勢拡大活動や地盤培養活動に対する動機付け

被告人が三矢会会員に現金を供与した目的としては、まず、総体的なものとして、これらの者に案里を前面に出した党勢拡大活動や案里の地盤培養活動をしてもらうための動機付けであり、それらの活動に要する費用を補填するためであることが挙げられる。すなわち、三矢会会員は、自民党の支持者でもあったことから、被告人は、三矢会会員を通じた党勢拡大活動を行おうと考えていたし、第6の4(3)ウで述べたように、案里の地盤培養活動を三矢会に担ってもらうことを期待していたことから、三矢会会員に対し、2連ポスターや室内用ポスター、自由民主号外の配布、後援会入会申込書の配布と記入、選挙はがきの記入などを依頼し、また、各種集会の開催と動員などを依頼したものであるが、そのような活動のために手間暇をかけることに報いるための報酬や交通費や通信費などの経費を補填しようとしたものである。

これらの活動についての三矢会会員の証言をみると、例えば、I が、「(河井あんり後援会結成の集いにおける挨拶について) 中には案里さんのことをよく御存じない方もおられるんで、私が知ってる範囲ですけど、案里さんの人柄とかを紹介して、当然、最後には、どうか案里さんをよろしゅうお願いしますということを申し述べたように思います。」と証言し(同人の証人尋問調書20頁)、X が、「(被告人から渡されたポスターなどについて) より多くの人に案

里さんの存在を知ってもらおうということ」、「それは、知ってもらわなきゃ、まず、頼めないじゃないですか。」と証言しているように（第 53 回公判における同人の証人尋問調書 10 頁）、その活動の実質は案里の地盤培養活動そのものであったことが明らかとなっており、被告人の認識と符合している。

そして、被告人から供与された現金についても、I は、「いろいろ動くに当たって、私も仕事は休まんといけんし、いろいろ人の気持ちの中に取り込んで入っていかんといけんし、こそっと少しは報酬的なものをもらってもいいんじゃないかという、まあ、嫌らしい気持ちも多少あったのは確かです。」と証言した（同人の証人尋問調書 15 頁）上で、弁護人からの「検察官の取調べの中で、いろいろ動いてもらう謝礼というか、御足労願うので、いろいろ経費的なことも要るだろうし、そういった謝礼として出されたんだらうと思いました。ということをお述べになっているんだけど、経費的なことというのも頭に浮かんだんじゃないんですか。」との質問に対し、「当然、掛かっているお金という意味で経費という言葉が出たのかも分かりません」と証言しているのであり（同証人尋問調書 31 頁）、この認識も被告人の認識と符合するものである。さらに、Y は、2 連ポスターを掲示するための掲示板を製作するベニヤ版などの購入費用に被告人から供与された現金を使っていることを供述している（甲 67 号証 19 頁）。

また、E は、「私は、案里さんの選挙運動をするに当たって、多少なりとも手出しで私の現金を使うこともあるかも

しれないとも思いました。」と供述している（甲 21 号証 13 頁）。ここで E がいう「選挙運動」とは、この時期に行っていた 2 連ポスターの貼付、室内用ポスターや後援会入会申込書の配布などを指している（同 12 頁、15 頁）のであるから、正しくは、党勢拡大活動や地盤培養活動のことをいうものと理解すべきであるが、E は、そのような活動のための経費を支出することがあり、その補填の趣旨での現金という理解をしていることに注意すべきである（Z も同趣旨の供述をしている（甲 52 号証 11 頁）。）。

E に限らず、三矢会会員の供述調書では、2 連ポスターや自由民主号外などの配布、後援会入会申込書の配布などについて、押しなべて、「選挙運動」、「選挙のための活動」とされているが、当然のことながら、三矢会会員は被告人の選挙の際にも、同様の活動を行ってきながら、それが選挙運動と指摘されたことはないのであるし、既に述べたとおり、この評価は党勢拡大活動や地盤培養活動の意義を理解していない誤ったものであって、検察官の不当な誘導ないし示唆によって影響された供述であることを指摘しておく。

iii 三矢会切り崩しへの防禦

被告人は、広島県連との関係がより険悪なものとなることが予想されたために、広島県連やその意を受けた県議らによって三矢会の切り崩しが行われてしまい、被告人の政治基盤が弱体化し、衆議院選挙が大変に厳しい状況になってしまうのではないかと畏れていた。

そのため、被告人は、次の総選挙に向けて結束を固めた

い、三矢会会員が被告人に対してどのような気持ちでいるのかを、いわば「点検」しておきたいという気持ちを抱いていたが、何もないときに現金を渡すことはできないので、案里の参議院選挙に向かうこの時期がそのような組織固めや点検に絶好の機会と考え、この機会に三矢会内の結束を固め、また三矢会会員の気持ちをつなぎとめておきたいという思いから、現金を渡したものである。

検察官は、論告において、現金供与当時に目前に迫っていたのは被告人の衆議院議員選挙ではなく本件選挙であったこと、被告人が三矢会メンバーらに現金を供与した際に自己の広報誌の配布や自己の活動状況の報告は一切行っていないことを挙げて、被告人の主張が荒唐無稽であるとする。

このうち、後者の指摘については、日頃から様子を見聞きしている三矢会会員に改めて月刊河井克行を配布したり、わざわざ活動状況を報告する必要などないのであるから、検察官が何を言わんとするのか全く了解不能であって、およそ反論にも値しない指摘であるが、前者の指摘についても、いつ何時、解散総選挙があるか分からない衆議院議員選挙の現実も理解せず、単に形式的な事実を指摘しているだけのものであって、全く失当である。

iv 案里への票を増やそうという意欲が薄かったこと

もとより、被告人において、三矢会会員に現金を供与した際、案里の当選も得たいという気持ちがあったことは否定できないが、他方で、三矢会会員は、被告人の支持者であり、三矢会の結成や活動には以前から案里も深くかか

わっていたことから、現金を渡さずとも案里を応援・支持してくれる人たちであるという認識でいたし、むしろ、被告人としては、上記 i 及び ii で述べた思いや、以下に述べる個々の三矢会会員との関係による理由を強く意識していたことから、現金を供与することによって案里への票を増やそうという意欲は極めて薄かったものである。

イ 団体支持の取りつけ

三矢会会員の中には、地域の職能団体に影響力を持つ者がいるところ、被告人は、そのような会員を通じて、職能団体に有力な支援をするよう取り持ってもらうことができれば、被告人の支持基盤が強固なものになると考えた。

具体的に、そのようなことを考えて現金を供与した三矢会会員には、I、a（以下「a」という。）がいた。

このうち、I は、大工、左官、小規模工務店が加盟する建労の地区長などを務め、建設国保組合副理事長もしていたことから、県内各地に知人が多く、また、三矢会の活動にも積極的に協力してくれていた。そのため、被告人は、建労の支部会合にできる限り積極的に出席したり、建労を支援する自民党の議員連盟が結成された際には、これに参加し、国民健康保険の国庫補助獲得に努力したりするなどした。

被告人は、I に全県組織である建労関係者に被告人や案里の支援を呼び掛けてもらいたいという思いで、現金を供与したが、そのためには当然、ガソリン代や高速代などもかかるだろうと思ったことから、その経費的な面も含めて、「ガソリン代にしてください。」という言い方をして現金を渡したのである。

また、a は、商工会の女性部長を長く経験し、県商工会連合会女性部の役員も務めたことがあったことから、高陽地区と白木地区の商工会の「顔」として、地域に強い影響力を持っていた。そのため、被告人は、各地の商工会女性部長などに声をかけて、被告人や案里の地盤固めをしてもらうことを考えて、a に現金を供与した。

実際、a は、公示日前に、2 連ポスターの貼付、後援会入会申込書の配布、6 月 2 日に開催された「飛翔のつどい」での乾杯の発声を行ったが、これらは、いずれも、党勢拡大活動や地盤培養活動に該当するものである。

ウ 自民党支部活動への資金援助

三矢会の会員の中には、自民党の地域支部の支部長として、活発に党勢拡大活動をしている者がいるところ、地域支部は、各地域において、自民党の支持者が自発的に集まって、自前で党勢拡大活動を行っている組織であるため、財政的に厳しく、第三選挙区内でも解散するところも多いのが現状であった。

そのため、被告人は、党所属の国会議員として、第三選挙区支部の傘下にある地域支部の活動を応援するために、資金を寄附したいという気持ちがあった。

具体的に、そのようなことを考えて現金を供与した三矢会会員には、自民党八千代支部長の b、自民党吉田支部長の c、自民党芸北支部長の E がいた。

エ 第三選挙区支部等の活動への協力に関する費用補填

被告人は、d (以下「d」という。) と e (以下「e」という。) については、特に、第七支部及び第三選挙区支部の活動に対

する大きな協力をしてもらったという認識を持っており、それへの謝礼という気持ちが強かった。

第七支部は、党勢拡大活動の一環として、6月2日に「吉川貴盛農林水産大臣・農林水産関係団体との意見交換会」を開催したが、dがJA全農ひろしま本部長を務めた経歴を有したことから、農水大臣を招いて関係団体との意見交換会を行う際の司会進行役に適任であったことから、その役目を依頼した。被告人は、dがそのような大任を引き受けてくれるだろうと考えていたことから、謝礼の気持ちから、現金を渡すこととしたものである。

また、eは、日本消防協会副会長等として、消防団体では絶大な影響力を誇っていたところ、かねてから、豪雨災害の出動態勢の整備や消防団員の処遇の改善について日頃から被告人に要望をするなどしていた。

そして、cは、2月25日に20人くらいの消防関係者を集めて、広島市内の料理屋の座敷を借り切った意見交換会を開催してくれ、また、5月6日には、地元の町会議員や三矢会の青年部の役員3人くらいを集めて、安芸太田町の料理屋で昼食会を開いてくれた。このような会合は、地元での要望を直接聞くことができるという点で被告人にとって非常に有意義なものであり、自身の政治基盤を固める上でも有益なものであったため、合計で少なくとも20万円くらいにはなっていたと思われるこの二つの会合の費用は全額eが負担してくれたことから、被告人は、その費用の補填をしなければならないと考えていた。

オ 三矢会支部長の慰留

平成 27 年頃から三矢会向原支部長を務めていた f(以下「f」という。)は、安芸高田市の教育長を務めた経歴を有し、地域では人望もあるが、高齢ということもあって、2、3 年前から、藤田を通じて、支部長を辞めたいという意向を何度か伝えてきたことがあり、また、それが影響してか、向原支部の活動が低調なものになっていた。

向原支部では、f に次ぐような有力な副支部長もいなかったことから、被告人は、f に支部長を辞められてしまうと向原支部が一気に崩壊してしまい、三矢会全体としても大変困ることになると思っていた。そこで、当面、支部長を続けてもらいたいとの趣旨の下、慰留の気持ちを込めて、f に現金を渡したものである。

この点、被告人が現金を渡した当日にも、f からは、支部長を早く辞めさせてもらいたいと言われているところ、被告人が、「そう言わずにお願いします。」と言って慰留して現金を渡したのに対して、f は、「ありがとうございます。」と言ってこれを受領し、「それでは、案里さんの選挙が終わるまではやりましょう。」と答えているのであり、こうしたやり取りからしても、被告人が述べる理由・目的は至極納得できるものである。

(4) C 及び D に対する供与について

被告人は、C 及び D が元県議であり、政界を引退しているとはいえ、その人脈等を活かして案里の選挙の応援をしてもらえれば助かるという気持ちがあったことは否定できないが、現金を供与した主な理由又は目的は別のことにあった。

まず、C及びDは、福山地域での秘書団引き回しに同行し、あるいは自らも精力的に企業回りをしたり、被告人や案里を各所に案内したほか、ポスターや後援会入会申込書を広く配布するなどの党勢拡大活動や案里の地盤培養活動を行ってくれたことから（Cの証人尋問調書7頁以下、Dの証人尋問調書21頁以下）、被告人は、その労力に対する謝礼の気持ちがあった。

また、前述のとおり、被告人は、自身の政治基盤を固めたいという考えを有していたものであるが、C及びDは県議を引退後も福山地域での影響力があると聞いていたことから、将来的には同地域における被告人の応援団になってもらいたいという期待が強かった。また、福山市を中心とする備後地域は、被告人の選挙区とは異なり、いわゆるオーナー企業が多いことから、C及びDとの関係を良好なものとすることによって同地域に所在する企業とのつながりができれば、政治献金などの被告人に対する経済的支援も取り付けることができるのではないかと期待する気持ちもあった。

なお、C及びDは、案里の後援会福山支部の会長・副会長という役職について、単に肩書だけのものであった旨の証言をし、特に、Cに至っては、案里の後援会は実態がなかった旨の証言をしたが（Cの証人尋問調書10頁、Dの証人尋問調書25頁）、案里が当選した後は、参議院議員として全県区で活動しなければならないし、その後の政治活動を考えたときにも県内の大都市である福山での後援会組織は絶対に必要であったのであり、そのことは、政治経験の豊富なC及びDが認識していないはずがない。

実際、C及びDは、7月4日に福山市内のホテルで開いた案

里の個人演説会でも「河井あんり後援会 福山支部」の後援会長、同副会長として挨拶をし、ガンバローコールをしているのであり、単に肩書として使うだけとっていたという証言は、明らかに実態に反するものであって、案里の後援会活動自体を否定したいとの意図に基づく作為的な証言であると言わざるを得ない。

(6) 山田に対する供与について

ア 山田に対して現金を供与した目的について

山田は、亀井静香元代議士（以下「亀井元代議士」という。）の秘書を長く務めており、選挙を何度も経験していたので、案里の選挙の応援をしてもらえれば助かるという気持ちが被告人にあったことは否定できないが、現金を供与した主な目的は別のことにあった。すなわち、被告人は、山田に対して、以前から、被告人の事務所に事務所長などのスタッフとして入ってほしいという依頼をしており、今回、合計 300 万円を山田に渡したのも、被告人の事務所にスタッフとして入ってもらいたいという気持ちを示すものであり、供与した現金はそのための支度金としての性格が強いものであった（第 72 回公判における被告人供述調書 30 頁以下）。

被告人が山田に対して供与した金額は、合計 300 万円と他と比較しても突出して多額であるところ、山田に対してのみ、案里の当選を得しめるという目的のみでそのような多額の現金を供与する合理的な理由は認められない。この種事案においてこのような多額の現金を交付することに関して想定できるのは、多数の有権者に対する更なる買収原資として交付することであるが、被告人と山田との間では、山田による更な

る買収について話がされたことはなく、被告人にそのような考えがなかったことはもとより（同被告人供述調書 31 頁）、山田自身にもこの 300 万円を原資として更に多数の者を買収するという発想はなかったものである（第 54 回公判における同人の証人尋問調書 12 頁）。また、仮に被告人が 300 万円を原資としての更なる買収を考えていたのであれば、本参議院選挙後に、山田から 300 万円を返金する意図があるかのような話をされた際に、山田がこれを原資とした買収行為に及んでいないことについて、被告人から「どうして使っていないのか。」とか、「話が違う。」などという指摘をすることが自然であるのに、被告人は一切そのような言動をせず、「支度金ですから、そのまま持っていてください。」という返答をしているのである。このことからしても、被告人が 300 万円という大金を山田による更なる買収の原資として交付したものでないことは明らかである。

イ 被告人の山田に対する評価について

被告人は、亀井元代議士の秘書をしていた頃に山田と面識ができ、その後は、地元で行われる各種団体の総会や新年会などで、亀井元代議士の代理として出席していた山田と会うことが多くなり、親しく話をするような関係になった。

被告人は、このような付き合いを通じて、山田について、正に、典型的な政治家の秘書のタイプであり、亀井元代議士に代わって地元を切り盛りしている「城代家老」のような存在であると認識していた。

被告人は、普段は東京にいる国会議員にとって、山田のように、被告人の名代として地元の企業や団体、後援会とうま

く付き合いをしてくれて地元を固めてくれる秘書がいることは本当に助かるが、被告人の事務所には、最長の藤田でも2年に満たない秘書経験しかなく、山田のようなベテランの大物秘書がいなかったことから、かねてから、いわゆる「主」として事務所の屋台骨になってくれる山田のような秘書が欲しいと考えていた。また、第5の1で述べたように、被告人は、広島県内の政界において、長い間、孤独感や疎外感を感じていたが、地元政界にも通じて、頼りがいのある山田のような人物が秘書として自身の事務所に入ってくれば、孤独感や疎外感を感じている被告人の政治的な環境を変えてくれるのではないかと思い、また、自分の相談相手になってくれるのではないかとも思っていた。

一方で、被告人は、亀井元代議員が以前は選挙の度に被告人の対立候補を応援していたし、山田が被告人の選挙区内の安地域に自宅があることから、亀井元代議員の秘書であった山田に睨まれると自分自身の政治基盤が揺らいでしまうという心配もあり、政界引退後も地元での影響力があり、非宏池会の旗頭である亀井元代議員との関係を良好なものとしておくためにも、山田とはいい関係を築いておきたいという気持ちがあった。

特に、本参議院選挙における案里の公認をめぐって、被告人の県内での政治基盤が揺らぐことが予想されたことから、亀井元代議員との関係を強固なものにするためにも、山田を大切にしないといけないと思っていた。

ウ 山田を事務所に誘った状況について

被告人は、山田に被告人の事務所に事務所長として入って

もらい、不在中の自分に代わって事務所の取りまとめをしたり、経験が少ない秘書の教育・指導をしてもらえればありがたいと考えた。また、亀井元代議士の後援会を盤石なものにした経験を活かして、三矢会及びやよい会、あんり・未来ネットワークを拡大強化してもらったり、亀井元代議士の秘書時代に培った人脈を活かして県内の企業や各種団体などにも支援を呼び掛けて政治資金集めにも力を貸してもらえないかと思うようになった。

被告人は、亀井元代議士が政界を引退するという話が出始めた頃から、山田に事務所への誘いかけをするようになった。具体的には、被告人の秘書の平野朝彦が亀井郁夫元参議院議員の事務所長だったこともあり、平野朝彦を通じて、山田に事務所に入ってほしいという誘いをかけたほか、被告人自身、業界団体の会合で会った際に、何度も、「うちにきてくれませんか。」「山田さん、待ってますよ。」などと誘いかけたが、被告人は、山田がこれに対して前向きに考えてくれているという認識をもっていた。

被告人は、5月31日に被告人の事務所で山田と面会し、このときに現金（供与した金額については、第8の8で述べたとおり。）を供与したが、被告人は、この面会の際にも、事務所に事務所長として入って被告人を支えてもらいたい、事務所のスタッフも山田が入ってくれることを期待しているといった話をした。これに対して、山田も、亀井元代議士が会長を務める警備会社で仕事をしているので、事務所への常駐は難しいとか、亀井元代議士の許可が必要という話をしていものの、被告人からの誘いを拒むという態度ではなく、む

しろ、被告人としては、山田が被告人の事務所に入る道を探っているという印象を受けた。

本参議院選挙後、被告人は、これからは来るべき総選挙に備えて被告人の事務所の体制を強化しなければならないと考え、9月上旬頃、広島市内の飲食店「g」で山田と面会し、それまでよりも強く、事務所入りを誘いかけた。

被告人は、その際の山田の反応について好感触をもったことから、同月 21 日、被告人の事務所で山田と面会した。被告人は、その頃には、常駐かどうかはともかくとして、山田が被告人の事務所に入ってくれるものと確信していたことから、近いうちに、事務所の秘書に対し、いわゆる「秘書道」について話をしてほしいという依頼をするとともに、経理担当の光元とともに、顧問として働いてもらう場合の顧問料の額や社会保険の加入など具体的な条件についても話をした。さらに、被告人から亀井元代議士に対して、山田に事務所に入ってもらうことについて挨拶をしようかという話までした。

このように、被告人は、かねてから、山田について、事務所に入って中核となってもらいたいという切実な希望を抱いており、300 万円という金額も山田のようなベテランで有能な秘書を確保するためには必要なものと考えていたし、山田に事務所に入ってもらい、県内の企業などつながりを深くしてもらえれば、パーティー券の購入や政治献金も大いに期待できたことから、300 万円もすぐに取り戻せるという考えでいた。

エ 山田の証言について

山田は、5月31日と7月3日に被告人から供与された現金

について、本参議院選挙における案里の支援依頼の趣旨であると思った旨の証言をしている（同証人尋問調書 11 頁、24 頁）が、他方で、検察官の主尋問に対して、「一時的にちょっと誘いを受けたことがあるんですけども、河井事務所で指導していただけないかという顧問の要請はありました。だから、後になって思うことですが、そんなこともあったのかな、7 月 3 日の受領はそんなような金もあったのかなというふうには思いましたけれども」、「それは額がやはりちょっと大きかったものですから。200 万という形のものですね。全体的には 300 万ですけども、そういう額が大きかったから、そのように思いました。」と証言し（同証人尋問調書 24 頁以下）、弁護人の反対尋問に対しても、「2 回目のときに、200 という金額が入ってるときに、ちょっと異常だなというような気もしましたんで、後になって、私も、先ほど弁護士さんもおっしゃったように、5 月、6 月の話が頭の中にあり、話をしたような記憶があったもんですから、その話が、それの中を出しておられたのかなという気がしたということです。」と証言している（同証人尋問調書 42 頁）。

この証言からも明らかなおり、山田は、被告人から供与された現金が、投票買収の金額としては異常に高額であるという思いから、被告人から事務所の顧問として誘われていたことと関連する金員であるという認識を有していたことが認められるのであって、その認識は、案里の当選を得しめる目的もあったものの、主たる目的は、山田を事務所に誘うための支度金として渡したとする被告人の目的と合致するものである。

また、山田は、9月21日に被告人の事務所で被告人と面会した際の状況について、「こういう封筒を私持ってきてるんで、先生、お返ししなきゃいかんでしようという話を、お返ししますという話はしたと思います。」、「それは、21日のときに、今の顧問の話をした際に、お互いの、私の思いですけども、私は顧問料として、じゃ、これ預かるんだなと。」、「要するに、そのとき、まだ顧問を受ける、受けないの話ですからね。そのときに、ちょうど300万ある、先ほど20万、30万というような話が出てましたから、多分それで預けておきますというような先生も、私の思いです。」などと証言している（同証人尋問調書48頁以下）。同証言から明らかなことは、山田は、少なくとも9月21日の時点においては、被告人から供与された現金の趣旨について、本参議院選挙における案里の支援の趣旨とする認識は皆無になっており、もっぱら、被告人の事務所への誘いに関する金員であるとの認識しか有していなかったことである。このことは、さらに、令和2年5月に、山田が被告人に電話をかけ、被告人が供与した300万円について、「私が顧問料として預かった例のお金」という表現を用いて、その返金を申し出た事実（同証人尋問調書49頁）からも優に認定できるところである。

ちなみに、山田は、検察官の主尋問に対しては、5月31日に被告人と面会した際には、事務所へのスカウトの話はなく、選挙以外の話はなかった旨の証言をしたが（同証人尋問調書26頁）、弁護人の反対尋問に対しては、被告人から事務所に誘われた時期について、「うちの会長と会った後にそんな話があったというふうに。あったんじゃないかという記憶でござ

います。」、「それが 5 月の時点か 6 月のような話を、頭の中にあつたように記憶しておるんですけれども、定かではございません。」、「(5 月か 6 月にあつた話の内容について) 私の記憶では、私が優秀だとか、こうとかいうことで、そんなことを言うてるつもりはないんですけれども、亀井の選挙をずっと 13 回も携わってきたということがございますので、うちにはそういう秘書がなかなかいないんだよね。山田さんに来てもらったらいいいよねということのお誘いを頂いたという趣旨でございます。」(同証人尋問調書 31 頁以下) と証言した。前述のとおり、被告人は、5 月 31 日に山田と面会した際に、事務所への誘いかけの話をしたと供述しているところ、山田の言う「5 月か 6 月」の被告人の事務所での面会は、この 5 月 31 日以外にはないのであるから、結局、山田は、被告人から現金を供与された 5 月 31 日に事務所に誘われたのであり、5 月 31 日に被告人と面会した際には、事務所へのスカウトの話はなかったという前提を欠くことになるのであるから、供与された現金は本参議院選挙における案里の支援依頼の趣旨であると思った旨の証言自体、信用性に欠けるものと言わざるを得ない。

なお、山田は、7 月 3 日の 200 万円の趣旨について、本参議院選挙における案里の支援依頼と事務所へのスカウトのいずれの趣旨がメインとっていたかという検察官からの質問に対し、「受領時ですから、受領時のこと、具体的にそういう旨がなかったわけですから、具体的には選挙の支援の依頼だろうというふうに私は思いました。」と証言している(同証人尋問調書 26 頁)。前述のとおり、被告人から供与された現金

の趣旨について、本参議院選挙における案里の支援の趣旨とする認識は皆無になっており、もっぱら、被告人の事務所への誘いに関する金員であるとの認識しか有していなかったことからすると、そもそも、現金受領時の山田の認識を問う質問自体、意味がないものであるが、山田自身、5月か6月には事務所への誘いかけの話を被告人からされていることを認めていることからすると、同証言についても、信用性に欠け、この証言をもって被告人の目的の主従を認定できるものではないことを念のため指摘しておく。

これまで述べたとおり、被告人が山田に対して300万円を供与したのは、山田を事務所にスタッフとして迎えるための支度金としての趣旨が主たるものであるところ、検察官は、論告において、山田への供与金額に関する主張はしているものの、この被告人の主たる目的について極めておざなりな反論しかしていないし、当然のことながら、被告人の主張を弾劾するに足りる証拠も提出できていない。

すなわち、検察官は、2回の現金供与時、被告人から第三選挙区支部の秘書や顧問の就任を依頼されていなかったとする山田の証言のみを理由として、被告人が供与した現金の趣旨に支度金の趣旨が含まれていなかったと主張するようであるが、これは、既に述べたとおり、反対尋問の結果、信用性を欠くことが明らかとなった山田の証言のみに依拠する主張であり、失当であるばかりか、既に破綻している主張に拘泥していることを示すものであり、公益の代表者としての検察官の立場にも悖るものである。

(7) 大口英夫に対する供与について

本参議院選挙の公示日が近くになったものの、第七支部では、電話作戦と選挙はがきの集計等を取りまとめる者がいないという状況にあったため、野々部の知人の元石川県議であり、統一地方選挙で石川県議選に立候補して落選したという大口が担当することとなった。

被告人は、公示日の間近であり多忙を極めていたために、大口の待遇についてはほとんど野々部に任せきりにしており、同人の提案に基づき、50万円を報酬として支払うことに異存はないという返答をした上で、7月3日に10万円を被告人が手渡しで支払い、さらに、被告人の指示により、7月31日に所得税を引いた38万3490円を振込みで、8月1日に10万円を振込みで支払った。

大口が担当した業務内容は、選挙運動である電話作戦と選挙はがきの取りまとめであり、選挙人に直接働きかける行為を行うものではなかったことから、大口は公職選挙法197条の2に規定される「選挙運動のために使用する事務員」に該当するものと解される。

したがって、大口に対しては、所定の手続を踏めば、公職選挙法の定めるところに従って、所定の範囲内で報酬（1日につき1万円以内）及び実費（弁当料1日につき3000円、茶菓料1日につき500円）を支給することが可能であったが、被告人はかかる事務的な手続を第七支部のスタッフに任せきりにしていたことから、法違反の状態が生じたことの認識はほとんどなかったものである。

もとより、大口に対する報酬等の支払に関する所定の手続を

踏んでおらず、支給した報酬額も法所定の上限額を超えていたものと思われる以上、報酬額を承諾して、その支払を指示した被告人について、買収罪及び事前運動罪が成立すること自体を争うものではないが、その犯情を検討するに当たっては、被告人において、大口に対して選挙運動買収をする意識が極めて低かったことも考慮されるべきである。

2 選挙結果に対する影響が認められないこと

買収罪及び事前運動罪は民主主義の根幹である選挙の公正を害するものとして厳正な処罰の対象とされているところ、被告人の行為によって、国民に選挙の公正に対する疑念を生じさせたことに決して異を唱えるものではない。

一方で、被告人が現金を供与したことによって、相手方の投票や選挙運動にかかる行動が変容したか、言い換えれば、買収によって、元来、案里への投票や投票取りまとめの意思がなかったか希薄であった者が、その意思を変更させて積極的に投票取りまとめ等の選挙運動に及んだことがあったかについてみた場合、そのような事実は認められないのであって、結局、被告人の買収による本参議院選挙における選挙結果に対する影響は認められないものであったと評価されるべきであり、被告人の刑の量定に当たって、買収の人数や総金額という形式的な面を過度に重視することは適当でない。

これを具体的に見るに、まず、三矢会会員であるが、当然のことながら、当初から被告人の妻である案里を支援するものであって、本件買収によって案里の支援をするようになった者は存在しない。

次に、地方議員らであるが、これらについては、当初から案里を支援する意思を有していた者、案里の支援をする意思がなかった者（支援するか否かを決めていなかった者も含む。）とに分けられる。

当初から案里を支援する意思を有していた者は、当然、公示日前には党勢拡大活動や地盤培養活動を行い、公示日後には案里の当選を得るべく選挙運動を行ったものであるが、買収によって、これらの者がより強力な支援活動を行ったという事実は証拠上認められず、結局、案里を支援するという当初からの意思に基づいて、その活動に至ったにすぎないものである。

一方、案里の支援をする意思がなかった者（支援するか否かを決めていなかった者も含む。）であるが、今田、海徳、仁井田、児玉浩、平本英司、高山、山下、砂原、沖井、窪田及び藤田博之は、公判廷において、案里の支援をする意思がなかったと証言した。

このうち、海徳は、案里を囲んでの懇親会の開催、2連ポスター数枚の貼付などの応援をしたと証言し、砂原は、広島県連が溝手氏の支持をし、案里を応援しないという方針を出したことに嫌気がさし、案里も溝手氏も応援しないと決めたために、必要最小限のことをするという考えで、2連ポスターの貼付、案里の事務所への知人女性の紹介、選挙はがきの記入、法定ポスターの掲示を行ったと証言した。海徳及び砂原の案里への応援も、砂原が証言するとおり、正に必要最小限のものであって、被告人の買収によって案里への応援が強力なものとなったとは認められないし、ましてや、これによって、案里への票が増えたという事情もうかがえない。しかも、海徳らのいう応援は、再三指摘してきた、公示日前に許容されている地盤培養活動等の範疇に含まれるものである。

それ以外の者については、被告人から現金を供与されたものの、案里のための応援活動は一切行っていないのであり、選挙の公正を害するものとして最も当罰性が高いと思われる、当初は応援する意思のない者に対して買収をすることによって、その意思を変容させ、投票取りまとめのための更なる行為に及んだりするとうものとは明らかに異なる様相を呈している。

正に、本件では、被告人が案里から言われていたように、「今どき、お金で選挙が動く時代ではない。」ということが体現されているのであり、被告人自身、上記今田らが案里を応援する意思がないことを半ば承知で、あるいは、面会時に明確に案里を応援しないことを伝えられた上で現金を供与しているのであり、これらの者に対して、現金を供与することによって本参議院選挙におけるスタンスを変えて案里の応援をしてもらうという強い意欲はなく、その可能性も極めて低いと考えていたものである。

3 大半の犯行を認め、反省していること

冒頭で述べたとおり、被告人は、現在、案里との共謀等、公訴事実の一部について否認している部分はあるが、買収罪と事前運動罪については、その大半を認めている。そして、長年にわたり、選挙で多くの支持を得ることによって活躍の場を与えられてきた国会議員でありながら、その選挙の公正に対する信頼を損なう行為に及んだことに対して、心の底から後悔し、県政に混乱を生じさせ、政治不信を招いたことなど、自らの行為が及ぼした影響の大きさに慙愧の念に堪えない思いを抱き、真摯に反省している。特に、被告人は、信仰をもち、20年以上指導を受けているローマカトリック教会の神父からの「最終的には神の前で誠実であるこ

とが第一です。自分の内面に誠実に向き合ってください。」という言葉に導かれ、自己の行為が周囲に与えたことの深刻さを改めて認識するに至ったのであり、心底、後悔や反省の情を抱いている。

公判当初はいわゆる全面否認していたことから、単なる延命策であるという批判や、数十名の証人尋問を経て被告人質問に至って初めて罪を認めたことから、遅きに失するなど批判されていることについて、被告人は、自らの責任であるとして甘んじて受け止めているが、弁護人としては、被告人が公判廷で詳細に述べたとおり、そのような経緯を辿った背景には、捜査・公判を通じて垣間見える政治活動及び選挙運動に対する検察官の不正確な理解、政治活動や政党活動の実情を無視した偏頗的・皮相的な見方、一方的な評価に基づく捜査など、被告人が全てを受け入れることについて納得できない相応の事情があったのであり、被告人なりに思い悩みつつ、真摯に公判に臨んできた結果であることを指摘しておきたい。

被疑者・被告人としての権利は尊重されるべきことは言わずもがなであり、公訴事実の一部を争っているからといって、反省の情がないとか、責任の重さを自覚していないなどと評価することがあってはならない。

なお、検察官は、元々は一切の刑事責任を免れるのに必死であった被告人が、地位や名誉を失う覚悟で真実を述べるなどした受供与者の姿に直面し、刑責を少しでも軽くするため外形上公訴事実を争わない形を採ったにすぎないと指摘するが、単に形を整えるのであれば全ての事実について認めて何も弁解せず検察官の主張に迎合すれば足りる。そうではなく、被告人が相当な時間をかけて政治活動や選挙について説明し、起訴された事実一つ一つにつ

いて自らの思いを含めて、自尊心を損なうような内容についても赤裸々に申し述べたのは、被告人なりに本件に向き合い、自らの行為が招いた事態を真摯に受け止めているからである。

検察官の指摘は、このような被告人の真摯な説明に対して、一切、耳を傾けることも、もう一度、虚心坦懐に事案を見つめなおすことも放棄して、ひたすら当初の見込みに固執した主張をし続ける姿勢の表れであり、およそ説得力を有するものではない。

4 政治家として社会に貢献してきたこと

被告人は、広島県議会議員として約2年、その後、国会議員として20年以上にわたり、正に日本の政治を担い、社会に貢献し続けてきたもので、落選中も、地元で尽くしながら、自らの政治信条を貫き、国民生活や日本の国益を守るために努力を重ねてきた政治一筋の人間である。人生のほぼ半分を市民・県民・国民のために捧げてきたといっても過言ではない。

度重なる集中豪雨等により地元で甚大な被害が発生すれば、直ちに国に対して救助・救援を求め、地元の声を聞きながら、一日も早い復旧・復興を目指して汗をかいて、復旧・復興のための法律の制定に尽力し、政府与党の要職を務めながら、内政の円滑な遂行や日本の国益を守るための国際協力の確立などに尽力し、外交上日本が難しい立場に置かれれば、それまで培った知見・人脈等を頼りに問題の解決に奔走するなど、公判廷での数々の証言を引用するまでもなく、被告人が長年にわたって、陰に陽に、広島県や日本の発展に尽くしてきたことは紛れようもない事実であり、政治家としての大いなる功績である。

だからこそ、派閥に所属せずとも、7回も当選を重ねることが

できたのであり、それはすなわち、20年以上にわたり、地元有権者の支持を受け続けてきたということである。

また、被告人及び案里との古くからの知人であり、科学審議官などを歴任した沖村憲樹氏（以下「沖村氏」という。）が証言したとおり、被告人は、科学技術、宇宙開発分野という、票にも結び付かず、政治資金の獲得にも有益とは言えない分野についても、国家の将来を考えて真剣に取り組んできたのであり、そのような真摯な政治活動をしてきた点についても高く評価されるべきである。

被告人の刑責を判断するに当たっては、長年にわたり、被告人が国家国民、広島県民のために政治家として粉骨砕身してきたことも考慮されるべきである。

5 長期間の身柄拘束を受けたこと

被告人は、昨年6月18日に逮捕されて以降、259日間、約9か月の長きにわたり身柄拘束を受け、接見禁止が付される中、声を失い施設に入居している実父を見舞うこともできず、関係者から隔離された生活を余儀なくされた。

その間、被告人は、公職選挙法に規定する百日裁判の趣旨を尊重し、証拠の検討等審理に向けた準備がままならない中でも真摯に裁判に臨んできたものである。

途中、弁護人を解任したことから約3週間にわたり審理が停止したが、再開されて以降は、集中的な期日指定にも積極的に応じた上、相当数の検察官請求証拠に同意し、証人尋問期日を大幅に減らすなど、迅速な訴訟進行に協力してきたものであって、その結果、これだけ多数の公訴事実でありながら1年足らずで判決ま

で至る運びとなった。これもまた、本件に真摯に向き合う被告人の姿勢の表れと言える。

6 議員辞職し、社会的制裁を受けていること

被告人は、令和3年4月1日、衆議院議員を辞職した。

現職の国会議員でありながら、公職選挙法に反する行為に及び、県政の混乱と深刻な政治不信を招き、多くの支持者・関係者の信頼を裏切った政治的責任・社会的責任、そして道義的責任を取るためである。

自らの過ちによるものとはいえ、国民による審判を受けずして、志半ばで職を辞することについては忸怩たる思いがあり、改めて愚行を深く悔いているところである。

加えて、被告人は、本件が報道され始めてから今日に至るまで、間断なく偏頗的・一方的な見方による批判と苛烈な誹謗中傷に晒されてきたために、天職としていた議員活動も十分に行えず、自由な外出すらできなくなった不自由な生活を強いられてきたのであって、公人であったことを最大限に考慮したとしても、十二分に社会的制裁を受けたと言える。

7 再犯のおそれがないこと

被告人は、公判廷において、議員辞職を明らかにするとともに、二度と選挙に立候補しないことを明言した。

被告人の政治家としての経歴や年齢に照らせば、この先、再び国民の審判を受け、政治家としてやり直すことが可能であるにもかかわらず、その選択肢を自ら捨て去り、政治の世界には戻らないことを誓ったのである。

被告人が本件によって味わった塗炭の苦しみは尋常なものではなく、自らが犯した罪の深さは十分に身に染みて感じているところでもあり、被告人が再び選挙違反を含めた犯罪に及ぶおそれは皆無である。

8 贖罪寄附をしたこと

被告人は、逮捕され起訴されて以降、物理的に国会議員の職を務めることができなかつたことから、その間の歳費に相当する金員として700万円を日本児童養護施設財団に寄附した。

これは歳費と共に受け取る各種手当等を含むものではないが、議員としての務めを果たすことができないにもかかわらず税金で賄われる歳費等を受領し続けることに対して数多くの批判を受け、国庫返納ができない代わりに少しでも世の中に還元したいとして、被告人自らが工面した金員である。

もとより十分ではないが、被告人が法務大臣に就任して取り組みもうと考え、志半ばにして遂げることができなかつた児童虐待問題の解消に少しでも役立てたいとの思いからの贖罪の気持ちに嘘偽りはなく、その思いも最大限考慮されるべきである。

なお、検察官は、弁護人の再主尋問に至って初めて贖罪寄附を明らかにしたことから、真摯な反省の情に基づくものでないと非難するが、国会議員の立場で寄附をなし得るのかについては慎重な判断が必要であり、不用意に寄附を行うことはできない上（検察官も公職選挙法等を熟知しているはずである。）、寄附先の選定及び寄附の方法等に関する確認に時間を要したからである。その余の贖罪寄附に関する検察官の指摘も含め、全くもって理解が不能である。

9 社会における活躍が期待されていること

前出の沖村氏が証言し、また、被告人の当選同期であり、公私ともに親密な交際を続けてきた下地幹郎衆議院議員の上申書（弁37号証）にも切々と記されているとおり、被告人が長い政治活動を通じて培ってきた識見や人脈は、今後、新たな活動分野で大いに活かされることが期待されている。

10 検察官の主張について

弁護人として、裁判所に是非ともご考慮いただきたい情状については以上申し述べたとおりであるが、検察官が論告で指摘する情状に関しては、前提において誤りがあると思われる点が多いので、念のために改めて指摘しておく。

まず、検察官が「悪質な犯罪類型であって、厳正な処罰が必要である」の理由として指摘している、案里が当選人になっていることであるが、既に述べたとおり、本件では、被告人の買収による本参議院選挙における選挙結果に対する影響は認められないのであり、案里の当選は、正に、案里が地道に政治活動を行い、また、精力的に選挙運動を行ったことによるものであって、あたかも、被告人の買収行為によって案里が当選したかのように非難することは的外れとしか言いようがない。

また、本件における受供与者が多数にのぼること、被告人による供与金額が多額であることなどをもって、「前代未聞の大規模買収事件である」としているが、過去には、選挙運動報酬、投票報酬の資金として約1億円以上が交付された選挙違反事件も存するのであり（千葉地判昭和57年7月23日刑集38巻1号171頁掲

載)、必ずしも、「前代未聞」との評価は適当なものとは言えない。また、同事件は、具体的な票読みを行った上で、当選に必要な票を獲得するために、選挙人に対して一人当たり原則 2000 円をばらまいて票を買うための資金等を交付したものであり、典型的な選挙買収事件であるのに対し、本件は、これまで縷々述べたとおり、案里の当選を得しめる目的は付随的なものにすぎない点において大きく異なるものである。このような事案の実質を度外視して、受供与者の人数や供与金額を殊更に強調することは適切ではない。

次に、検察官は、「動機が身勝手に酌むべき事情は一切ない」とする理由として、案里の当選が被告人の政治的基盤や広島県連内における政治的影響力の強化につながり得るものであることを挙げるが、被告人は、案里の当落にかかわらず、本参議院選挙後に、広島県連との関係がより悪化し、自身の政治基盤が脆弱化すると真剣に考えていたのであり、検察官の指摘は全く証拠を欠くものであって、検察官の決めつけ以外何物でもないと言わざるを得ない。

さらに、検察官は、「犯行後の情状も悪質である」として、被告人がインターネット関連事業者に依頼して、パソコン内に保存されていたリストのデータを消去したことを挙げているが、被告人は、週刊誌報道によって、事務所内の情報が流出していることが判明したことから、個人情報を含む機密情報がさらに流出してしまうことがないように、事務所等のパソコン等に保存されているデータを一括して消去したものであって、リストも偶々その中に含まれていたにすぎない。なお、被告人の居室内からは、リストや名簿が押収されているところ、仮に証拠隠滅を図る意図が被告

人にあったとすれば、当然、それらも含めた徹底的な隠滅に及ぶはずであり、そのまま居室に保管していたこと自体、被告人に証拠隠滅の意図がなかったことを示すものである。

第10 結語

弁論を終えるに当たり弁護人として申し上げたいことは、何故に、このように著しく偏り、かつ、不公平・不公正な検察権の行使をしたのかということである。

検察官は、被告人と各受供与者との関係や、被告人が置かれていた政治的な状況などの事情やそれに起因する被告人の心情を敢えて捨象し、また、本来、自由な政治活動として許容されるべき党勢拡大活動や地盤培養活動についてまで問答無用に選挙のためのものと決めつけ、さらには、こともあろうに、被告人の買収罪と対向関係にある被買収罪を犯した受供与者について起訴・不起訴の処分すらも行わないといった姑息な手法によって、被告人による現金供与を一括りに買収とする検察官の意図に沿うように供述を誘導しているのである。

そのような異常な捜査・事件処理からは、多数の者に対して多額の現金を供与したという外形的な事実のみにとらわれて、何としても政治家河井克行を大規模買収事件で起訴したいとする意図しか見て取れない。

もちろん、選挙買収事犯は民主主義の根幹となる選挙の公正を害する悪質な犯罪として厳正に処罰されるべきものであり、被告人も現金を供与した際に案里の当選を得たいという気持ちがあったことは否定できない点において買収罪の成立自体は争わないものの、他方で、縷々申し上げたように、被告人には、党勢拡大活動や地盤培

養活動の推進、自身の政治基盤の確立といった、より主となる目的・理由があって現金を供与したのであって、決して買収一辺倒での行為ではないことも看過されるべきではなく、現金供与の人数・金額のみにとらわれて本件を大規模買収事案、あるいは、典型的な選挙買収事案と評価することは、本件の実相からかけ離れてしまうことになる。

本件における検察官の主張は、このような被告人の行為の真の意味や政治家による政治活動の実態を理解しようともせず、ひたすらに選挙のための現金供与とする独善的なものであるが、刑事司法の判断において、このような主張がまかり通ってしまうようなことになれば、将来の政治活動に対して、大いなる委縮効果を招き、その結果、自由で民主的な政治活動を決定的に阻害することとなるのは必然である。

加えて、選挙の公正を訴えながら、受供与者の処分すら行わない一方で被告人の厳罰を求める検察官の姿勢が公正・公平を欠くことは火を見るよりも明らかなことであり、そのような検察官の姿勢についても、本件の量刑判断においては十分に斟酌されるべきである。

裁判所におかれては、被告人の事情のみならず、以上の事情をも十分斟酌していただき、温情ある執行猶予付きの判決を下されるよう切にお願いする次第である。

以 上